

---

平成22年 第11回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第2日）

平成22年12月13日（月曜日）

---

議事日程（第2号）

平成22年12月13日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問
- 

出席議員（13名）

1 番 板 井 隆君	2 番 仲 田 司 朗君
3 番 雑 賀 敏 之君	5 番 景 山 浩君
6 番 杉 谷 早 苗君	7 番 赤 井 廣 昇君
8 番 青 砥 日出夫君	9 番 細 田 元 教君
10番 石 上 良 夫君	11番 井 田 章 雄君
12番 秦 伊知郎君	13番 亀 尾 共 三君
14番 足 立 喜 義君	

---

欠席議員（1名）

4 番 植 田 均君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 谷 口 秀 人君 書記 ————— 芝 田 卓 巳君  
書記 ————— 岡 田 光 政君  
書記 ————— 加 藤 潤君  
書記 ————— 吉 持 美奈子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君  
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 田 中 耕 司君  
総務課長 ————— 森 岡 重 信君 財政室長 ————— 唯 清 視君  
企画政策課長 ——— 長 尾 健 治君 地域振興統括専門員 — 仲 田 憲 史君  
税務課長 ————— 分 倉 善 文君 町民生活課長 ——— 加 藤 晃君  
教育次長 ————— 稲 田 豊君 病院事務部長 ——— 陶 山 清 孝君  
健康福祉課長 ——— 前 田 和 子君 保健対策専門員 ——— 櫃 田 明 美君  
建設課長 ————— 三 鴨 義 文君 上下水道課長 ——— 頼 田 泰 史君  
産業課長 ————— 景 山 毅君 監査委員 ————— 須 山 啓 己君

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

3 番、雑賀敏之君、5 番、景山浩君。

---

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第3 町政に対する一般質問

○議長（足立 喜義君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、6番、杉谷早苗君の質問を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） おはようございます。6番、杉谷早苗です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って保育園民営化説明会について質問をいたします。

きょうより2日間の一般質問には、多くの同僚議員が保育園民営化について通告をしておられます。私は、賛成、反対などの意見についてのお答えを求めるものではありませんが、より深く、より広く理解できるよう、確認のため質問をいたします。

今日まで、町立保育園4園のうち2園を指定管理による民営化についての説明会を、保育園の職員と保護者に向け開催されてきました。これは、時代の変化により働き方が大きく違い、保育園にも多様なニーズが求められていき、その希望にこたえることや、保育園の円滑な運営のために職員の方々の身分の安定を図りたい、このような内容の説明会であったと聞き及んでいます。しかし、町民の方々のお話を伺うと、何かよくわからないという声を聞きます。そこで、保育園の保護者の方々や職員だけでなく広く地域の皆様にも理解を深めていただき、このように思いましたので改めてもう一度説明を求めたいと思います。

最初に、保護者にはどのような説明がなされたのでしょうか。また、そのときにどのような質問が出ましたか。そして、保育士さんたちにもどのような質問が出たのでしょうか。対象となる職員の意向調査、それと保護者へのアンケート調査の現段階までの状況をお尋ねいたします。

以上3点についてお尋ねして、この場での質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 杉谷議員の御質問にお答えをしてみたいです。

保育園の民営化について、どのような説明がなされたかということでございます。9月議会におきまして、保育園の民営化は保護者の方への説明が大切であり、その状況はどうか。また、非常勤職員の方への説明はなされているのかなどの御質問をいただきました。答弁におきまして、保護者の代表の方への説明会を9月じゅうに行い、その後、各園で保護者の方へ説明を行うとお答えしていたところであります。

9月30日に保護者会、役員の方への説明会を初めに、保護者の方へ各園で説明会を行いました。

た。10月20日、さくら保育園、10月22日、すみれ保育園、10月26日、つくし保育園、10月28日、ひまわり保育園と行き、出席いただいた保護者の方は合計110名で、全保護者274名中40%でした。

説明した内容の主なものについて、次のとおりです。町として2園の保育園の民営化を考慮しており、時期については遅くとも24年4月から実施したいと考えていること。これには、非常勤職員が町条例による勤務条件により勤務の継続ができなくなることにに対する対応。2つ目といたしまして、以前からの園に対する保護者ニーズへの取り組みを進めるための課題解決から考えているということを申し上げております。

具体的には、まず職員の面から申し上げますと、現在の保育園の週38時間勤務の非常勤職員は38名おられまして、正職員を合わせた中で約6割に当たります。この方々は、条例で1年間の雇用を2回までしか更新できないことになっておりまして、そのため来年の3月末をもって雇用ができなくなる方が38名中25名おられることから、このままでは保育園の運営ができなくなってしまいます。また、勤務年数にかかわらず報酬は一定であります。よりよい保育を行うためには身分の安定が大切であり、このようなことから民間への身分移管をしていただき、正職員として安定化した条件の中で能力を発揮していただきたいと考えたところであります。

次に、保育に対するニーズの面です。保育園の開園時間は、現在、午前7時30分から午後6時30分の11時間です。これに対して、早朝保育、また終わりの延長保育の要望や、休日保育、一時保育の要望もいただいております。少しずつ対応はしてきておりますけれども、町で行っている場合には対応が難しいところもありました。民間による即応性の面から、これらによる対応が期待できると考えております。

次に、民営化をどのように行うと考えているのかについて説明させていただきました。民営化と申しますと、すべてが民間に移り、町は全く関与しないというように思われる方が多いと思います。これは民設民営というわけですが、このたびの民営化はそのような形態ではなくて、指定管理方式という方法で民営化を行うものです。施設の所有、施設の設置は今までどおり町が責任を持って行き、運営の部分を民間に行っていただくものです。公設民営といえます。この場合、町が設置を行っていますので運営に関しても町の方針に沿った運営を行っていただきます。また、民営化によって保育料が変わるのではないかと心配もいただきますが、これについては4園とも同一ですので、御心配がないようにしていただきたいと思っております。

指定管理の委託先についてです。指定管理先については、一般的には公募を行い応募者から企画、提案を行っていただいたものを審査会において審議し、最もよいと思われるところを議会の承

認をいただき決定するものでありますけれども、今回については、町内における社会福祉法人であり、町が設立し経営基盤が安定していること、現在も指定管理によりゆうらくを受託しており良好な運営をしていること、町との連携もとりやすく、また町からの職員派遣も可能であること、非常勤職員の受け入れ先として最も適していると考えられることから、社会福祉法人伯耆の国を指名して指定管理を行いたいと考えているところです。指定に当たっては、通常の指定管理と同様、事業計画書の提案を審査会に送り、その後、議会の承認をいただくこととなります。運営については、先に申し上げましたとおり公設民営方式をとりますので、町の保育方針に沿った内容で、加えて特別保育の実施などを取り組んでいきます。4園がそれぞれ高め合っていく運営をしたいと考えております。

次に、保育料についてです。保育料は町で決定し、町で徴収を行うということを原則に考えております。したがって、民営化となった場合においても4園すべて同一の保育料となり、民営化園が高くなるようなことはありません。ただし、特別保育部分については幾らかの負担をお願いするようになります。

説明は、以上のようなこととお話ししました。

これについて、たくさんの御質問をいただいたところであります。大きな内容の区分では、1つ、保育の質について、2つ、保育のコストについて、3つ、利用者の意見聴取について、4つ、非常勤職員の待遇について、5つ、保護者負担について、6つ、移行後の責任の所在について、7つ、環境の変化について、などがございました。

1番目の保育の質については、民営化園と公営園では保育レベルに差ができてしまうのではないかと、保育内容が変わってしまうのではないかと、職員配置水準は今のものが確保されるのかなどがございます。2点目の保育のコストについては、民営化になっても指定管理料で町のコストがかかるということか、現在の赤字額は幾らかなどという質問がございました。3点目は、利用者の意見聴取については、ニーズ把握のアンケートはいつされたものか、指定管理の審査会には保護者も参加できるのかなどがございました。4点目に、非常勤職員の待遇については、3年の期間がいつ定められたのか、3年間の条例を変えることができないのか、非常勤職員を町の正職員として雇用することができないか、非常勤職員の意向は聞いているのか、給与は民間で決められるので本当に待遇改善となるのか不安などがございました。5点目の保護者負担については、延長保育の実施時期、負担額などを具体的に示してほしい、民営化となった場合に、保護者の経済負担はふえるかなどがございました。6点目の移行後の責任の所在については、伯耆の国の運営について町の強制力はあるのか、事故が発生した場合に責任の所在はどうなるのかなどがござい

ました。7点目の環境の変化については、非常勤職員全員が正職員となるとは限らないので、職員が採用となった場合に新しい先生ばかりでは子供たちに負担がかかるのではないか、パート職員の方はどうなるのか、民営化スタートの年に大規模な異動があると負担に感じる、体制確立まで町職員の派遣は可能なのか、延長保育が実施されると入所希望が偏るのではないか、延長保育が本当に必要な家庭が入所できるのかなどがございました。それぞれにお答えをさせていただいたところでございます。

3点目の対象職員の意向、保護者へのアンケート調査など現段階の状況をお尋ねしますということでございますので、お答えします。対象職員の方については、本年1月そして10月に説明会を行い、11月26日にも行って、意向をお聞きするための、これは説明会を持たせていただいたわけでありまして、11月30日に現段階の意向についてお答えをいただいたところでございます。年齢が超えることになる方を除きまして、全員が伯耆の国への正職員として勤務されることについて御希望をなさっておられます。アンケート調査については、現在実施中でございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 御丁寧にありがとうございました。

私の通告の仕方がちょっとまずかったかと、今反省をしております。と申しますのは、2番目に会を催されたときにどのような質問が出たかということで、その答えはというところまで書いておりませんでした。不安をよく聞くというときには、どのような質問が出て、どのようなお答えがあったかということがきちっと町民の方にも伝わっていないのではないかと思いますので、7点についてそれぞれこういうようなことがありましたということをお聞きいたしました。が、そのお答え部分についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。杉谷議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず先ほど、町長の答弁で大きな区分といたしまして7つほどあったということでございます。まず、保育の質についてでございますけれども、保育の質は一般的には職員の経験年数によって左右されるということがあるわけでございますが、それにつきましては、現在移行を行います非常勤職員さんの方、この方も今、南部町の園で勤務長くございますし、あるいは以前にはほかの町外の園で経験をされていたということもございます。担任を持たれたということもございます。そういう中で、十分に資質は持っておられると。その上に、自分が正職員になった場合は、やはり

気持ちの持ち方が違ってくるとお思いますので、その面からも十分に活躍していただけるということをお答えいたしました。

それから、保育のコストについてでございますが、一般的には民営化の場合は保育のコスト、目的の一つにコストの削減ということがよくあるわけでございますが、今回の場合については非常勤の職員さんの正職員化ということがございますので、保育のコストについてはさほど期待はできない、かえってむしろかかるということはお答えいたしました。ただ、これにつきましては、町の方が責任を持ってそれに対応していく必要があるということをおっしゃっているところでございます。

それから、3番目の利用者の意見聴取についてでございますが、ニーズ把握のアンケートをいつされたものかということでございます。ニーズ把握につきましては、就学前のお子様を対象に行ったものが平成16年でございます。これは子育ての計画をつくるときに、就学前のお子さんをお持ちの方全員にアンケートをとりました。このときの結果でお話したわけですが、それはちょっと古いじゃないかということがございました。今回、アンケートとらせていただきまして、再度、そのニーズを確認したいということをお答えいたしております。

また、20年には現在、保育園に出しておられる方の中で居残り保育をされてる方、居残りといえますのは午後4時以降のことでございますが、その方へ対象にとったアンケートもでございます。これにつきましては、現在保育園に出しておられる方の大体8割ぐらいの人数がそれに該当すると思っておりますけれども、その結果もありましたのでその結果も一部話をさせていただいたということでございます。

それから、非常勤職員の……。 (発言する者あり)

○議長(足立 喜義君) ちょっと休憩します。

午前9時22分休憩

---

午前9時25分再開

○議長(足立 喜義君) 再開します。

○町民生活課長(加藤 晃君) そういたしますと、次に非常勤職員の待遇については3年間がいつ決められたものかということでございます。この条例を変えることはできないか、あるいは町職員として採用することはできないか、非常勤職員の意向は聞いているのかというようなことに御質問いただきました。これにつきましては、3年間の期間については20年の12月に条例化がなされております。それから始まりまして、3年間という期限が来年の3月で最初に来る人

がいるということでございます。これにつきましては、条例改正ということはできないかということでございました。条例をつくった背景に、やはり現在の非常勤がたくさんいるという状態、これをそういうバランスの悪い中で長い間続けていくということは職場の全体の雰囲気としてもこれはまずいことであると。あるいは、職員のモチベーションといいますか、気持ちの持ち方によっては、やはりそれがいい保育につながっていかないというような面もあります。それから、労働派遣法等、3年を超える雇用になりますと、これは雇用する義務があるというようなこともございますので、そこらあたりから3年ということを決めさせていただいてるということでございます。そのために、条例改正ということは考えておりませんということをお伝えいたしました。

それから、非常勤職員を町の正職員として雇用することはできないか。これにつきましては、雇用ができることを条件に、まず費用面がでございます。費用といいますと、現在、非常勤職員で約7,000万ほどの費用がかかっておるわけでございますが、全部正職員になりますとさらに1億円ほど余分な経費が毎年余計にかかってくるということになります。そういたしますと、その経費を負担していくことは非常に現在の財政状況では困難であるということをお伝えいたしました。

それから、非常勤職員の意向を聞いているのかということでございますが、これにつきましては、先ほどお答えいたしましたように、まだそのときには聞いておりませんということをお答えしております。今後、非常勤職員の方に御意向をお聞きするということまでは伝えております。

それから、給与は民間で決められますので本当に待遇改善になるかというようなことを聞かれました。待遇改善といいますと、まず自分の勤務条件、これが現在よりもよくなる。それから、処遇面、賃金面、そういう面での状態が現在よりもよくなるというのが待遇改善の一つだと思います。この面におきましても、現在の非常勤職員の方を伯耆の国の正職員として雇っていただくという中で、雇用の安定化、それから賃金についても正職員として現在以上のものを保障するということがあれば、これは待遇改善になるということをお伝えしたところでございます。

それから、保護者負担についてでございますが、延長保育のときの実際の時間とか負担を教えてくださいということでございますが、これは今度アンケートをとった結果によって、そのことについては考えていきたいと思っております。現時点では、そのときではお答えしておりません。ただ、他市の状況を見ましても、そんな大きい金額にはならないと考えておりますということをお伝えいたしました。

それから、民営化になった場合に保護者の経済負担はふえるかということでございます。先ほど申しましたように、保育料については町の方が決定いたしますので、これについては4園同一

でございます。ですから、ふえるということはありません。先ほど申しましたように、延長保育の実施の場合に、その部分を利用される方はその部分の負担を若干いただくということになると思います。

それから、移行後の責任の所在についてでございます。伯耆の国の運営について、町の強制力はあるかということでもございました。また、事故が発生した場合の責任のあり方について御質問いただきました。この民営化になりまして指定管理という方法をとりますので、あくまで施設の設置は町でございます。そのため町に責任があるとお答えしたところでございます。

それから、先ほど申しましたように指定管理でございますので、これは町の方針を色濃く反映していただくということが前提になりますので、運営につきましても町の方からその指導をしていくということがございます。

それから、環境の変化でございますが、非常勤職員の方全員が正職員になるとは限らないので、職員が採用となった場合に新しい先生ばかりになるじゃないかということでもございます。現在の意向調査の状況でございますと、今非常勤の方は全員が伯耆の国の正職員として希望されております。そういたしますと、現在の町の保育の方針に従って勤めてこられました方でございますので、町の保育の関係は十分に御承知いただいていると思っております。ただ、どうしても4園におられました非常勤職員の方が2園にということになりますので、一時的には職員の方の顔ぶれが大きく変わることになります。ただ、これはどうしても過渡期には生じることでございまして、そのために、もしその状態でうまくいかないような心配があれば、それは町の方から職員の派遣ということも考える必要があると思います。一定期間でございますけれども、そういうことに対応いたしていきたいということをお答えいたしました。

以上のようなことが、御質問に対する回答でございます。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） それぞれに御丁寧にありがとうございました。

初めの、条例に関して、条例変更してでも正採用にならないかということがありました。そのことは、本当にちまたでもよく耳にいたします。変えられるもんなら変えてしてほしいということです。それで、そのときに町条例の上位法で労働基準法ということもおっしゃったんですけれども、上位法の中に、私もちょっと総務課の方に行ってお聞きしましたら、何か3つの法律があるというようなことでしたが、その法律はどのような内容なものなのか御説明いただけたら、先ほど課長がおっしゃった町条例で3年ということの雇用期間が、いつまでもそのような状態はよくないという非常勤の方のお気持ちもよくわかりますが、3年に町条例を決めたってということのもっ

と大きな枠っていう確かなところも説明になるのではないかと思いますので、上位法についてわかる範囲で結構でございますが、御説明いただけませんか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。上位法という解釈が正しいかどうか分かりませんが、まず一つには地方公務員法があると思います。これは町の職員の雇用の関係で決めてるものがございますけども、この中では非常勤職員という位置づけがございません。正規の職員、それと特別職、一般職あるわけがございますが、正規の職員、それから臨時職員という区分はございますけども、非常勤職員というものはないということがございます。ないものを雇用するに当たっては、それは条例で定めてその分を規定しないと給与も払えませんので、その関係で今回の条例化がされてるということがございます。

それから、一つは地方自治法でございます。これは、条例の制定権というところに条例を制定するのは、これは議会の方で制定できるということがありますので、制定権の方で地方自治法がひっかかってきてると考えております。

あと、労働基準法につきましては、これは直接に雇用の現在の状況を決めてるものではないでございますが、先ほど申しましたように、やはり労働者の雇用の基本を持ってるものがございますので、その中で労働者の保護という点から、3年を超えた場合、これ派遣業の場合でございますが、労働者派遣法ですね、派遣法の関係で3年を超えた場合は雇用する義務があるというようなことがございますので、そのあたりから、やはり3年という期限を持つべきではないかと。長い間をずっと雇用していくということは、それは雇用の義務が生じるということになりますので、その面からも3年ということが妥当ではないかということであったということと考えております。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） ありがとうございます。

その中で、現在、非常勤職員としての雇用であると7,000万のところ、今度は全部正職になられた場合には1億円以上余分にかかるということがございますが、今、町の方では特別に保育料を減免しておられますね。たしか、まだ何年かの間っていうこと。その減免しておられるということ、また戻すというようなお考えはございませんですね。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。保育料を子育て支援の観点から約2,000万円減免をいたしておりますが、これによって米子市の保育料の約7割程度の保育料で保育をしていただいております。これは、御案内のように経済対策というような、非常に不況の中で庶民の暮らしはきつても

のがあるというような観点から、その当時3年間程度というようなことを考えて行ったものであります。今後の経済状況なども見ながら、これの継続かどうかということについては、また御相談をさせていただかなければいけないというように思っております。経済状況がなかなか改善いたしませんので、財政とも相談しながら、できるだけこういう施策についてはもう少し継続していかねばいけないのではないかなというのが今の気持ちなんですけれども、また御相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） ニーズ調査の中で、居残り保育4時までと一応はなっておるようですが、保育園では今6時半まで見ていただいております。そのときには、特別に居残り保育だからということでの特別料金は取っておられませんですね。これは確認でお尋ねいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 杉谷議員さんの御指摘のように、保育料は取っておりません。11時間、6時半までの方については、これは保育料は取っておりませんので、今の普通の状態ということでございます。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） そうしますと、延長保育というのは朝の7時30分より以前、それから夕方の6時30分以降について延長するというとこの料金になるわけですね、ということが1点と、その料金につきましては、もし何らかに今後話し合っ決めていかれると思いますが、延長保育の保育料というのはどちらに入るんでしょうか。町に入るんでしょうか、それとも指定管理の方に入るんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。延長保育の時間でございますが、現在は7時半から6時半としておりますので、これを越えた部分ということになります。現在の7時から始めれば前半30分、それから7時半まで行えば残りの1時間というのが延長保育の時間に当たるという考えでございます。

それから、利用料についてでございますが、利用料についてはこれは協議によりますが、これは町の収入にしてもよろしいですし、それから施設の方の収入にしてもいいと。これについては、どちらかを選ぶことができますので、それは今後の協議にしたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） そういたしますと、もし指定管理者の方になるということは、その

分を含めた分が指定管理料としてかかってくるというわけになるのでしょうか。どのように考えたらいいのかなと思っておりますが。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 指定管理料につきましては、これは人件費、それから施設にかかる維持費、そういうものがかかってきます。延長保育を行いますと、当然それに伴いまして職員の配置が必要でございます。その関係ございますので、それは指定管理の中に含めて計算するという形になると思います。強いて言えば、職員の配置の関係で手当ををするという形だと思っております。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） それと、給与は民間では決められるんだけどもということのありました。しかし、このたび考えていらっしゃるの、まだ町の方が関与をしていかなければいけないんじゃないかということですが、当初面だけであって、その後ということについては、どのようにお考えなんでしょう。まだ先のことですけれども、向こうにかわりたいなという職員の方については、やはり環境の変化、待遇ということにつきましては非常にデリケートになっていらっしゃいますので、今後とも、よく言われますね、公務員であれば人勤の勧告が云々ということで決められるということですが、そういう面におきましてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 待遇の関係でございます。これは、伯耆の国さんの方の職員になられるわけでございますので、伯耆の国職員さんの方の給与体系に従っていただくこととなります。ただ、現在、雇用しております非常勤職員としての全体の年間のベースがございますけれども、それを上回るような形の待遇といいますか、それをお願いしてるところでございます。それは町の方が責任を持ってお願いしたいと思っております。これが指定管理料にかかわってきますので、当然、指定管理料の中で払っていかれるわけでございますから、それに伴った指定管理料を払う必要があるということについて、町の方も責任を持って対応をしていきたいと思っております。

その後につきましては、伯耆の国さんの方も定期的な昇給等もございますので、引き続き改善されていくという考えを持っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） ただいま意向では、全員の方がかわってもいいようなことおっしゃっていたんですけれども、かわられる方の中で町外からお勤めになっている方っていうのは、

どのくらい人数がおありでしょうか。

それともう一つ、保護者の方のアンケート調査ってということにつきまして、保護者会の方からの意向も取り入れたアンケート調査をするというふうにお聞きしているんですが、保護者からはどのような内容のものをアンケートの中に盛り込んでほしいというような御希望がありましたでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長です。町外者の方でございますが、ちょっと今、人数細かいところまでは、済みませんが、大体3分の1程度おられます。もうかなりおられるということでございます。

それから、保護者会からの方のアンケートに入れてほしいという内容でございます。特別保育に関するニーズや金額、それから民営化に関する是非、賛成、反対ということがございます。それから、あとは、保育全般についてということで、これはもろもろの意見ということになっておりますが、あと職員の待遇に関することということもございました。それから、反対に民営化にする場合に期待することを書かせてほしいというのもございました。あと、民営化に対する意見を書く欄を設けてほしいということがございました。以上のようなことでございます。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 保護者からの調査の内容をつけ加えてほしいということは、一番御心配になってる部分だと思いますので、今後対応をよろしくお願いしていただきたいと思えます。

それと、一番に民営になったときに責任の所在ということについて非常に御心配のようでございますが、先ほど答弁にございましたように町に責任があるということがはっきりとおっしゃっておりますので、安心をなされたことと思えます。

それと、環境の変化、今度の子供たちにつきまして職員の先生がかわられるといたしますのは、未満児の保育をされてる園が1つ民営化になるということは、未満児に対する園の、今までつくし保育園とひまわり保育園でございましたけども、このあり方というのはそのままなんですか。それとも、全園未満児を設置するってというようなお考えなんですか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 未満児といたしますのは、0歳児という解釈をとってよろしゅうございますでしょうか。0歳児保育については、現在、ひまわり保育園、それから、つくし保育園の2園で行っております。これは施設の関係がございまして、その2園で行っとるわけでござ

いますが、現在の希望状況がございます。年によって変動がちょっとあるんですが、ことしの場合、希望が大変多かったということでございます。去年は少なかったでございます。ただ、来年も希望がある。今後についても、0歳児の希望というのはどんどんふえていくんじゃないかということを考えております。これは、赤井議員さんの方の質問でも後からお答えいたしますが、待機児童の関係ございますので、その状況を見て、例えばさくら保育園でも改修する必要があるのかもしれないということを思っておるところでございます。そのようになれば、また皆様方にその対応について御協議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 後の方の質問についてということでお答えができないかもわかりませんが、11月29日の新聞に今まで南部町では私は待機児童はないというふうにお聞きしてて思ったんですけども、この分に南部町の名前が載っておりますけれども、これはどのように解釈したらよろしいでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 9月の議会まででお答えした中では、待機児童はございませんということをお話ししておりました。これは、定員が現在390ほどございますので、現在、入所が350ほどということで待機児童がないということをお答えしておりました。ただ、それ以降、10月になりまして0歳児の入所希望がございまして、この方を現在の状況で受け入れることができない、これは施設の問題が主でございまして、そのことがありまして現在4名ほどおられます。この方につきましては、来年度の入所はできるようになりますが、今年度についてはお断りしてるという状況がございます。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 今後、ゼロ歳児という入所を希望される方は多くなってくると思います。それこそ、働き方が違って生活全体のサイクルも違ってってということになりますと、本当にこれからはそのころから保育園にお世話になりたいと希望される方は、若い方は非常に多いと思いますので、その面につきましても今後ぜひとも検討していただきたいと思います。

私がよく聞いておりましたのが、なぜこんなに早くばたばたとしたようなことか、もっとゆっくりと時間をかけてというふうなことの意見も聞いておりますし、考える会というようなものを立ち上げたらどうかということも聞いておりますが、非常勤の方の期限というものがもう切られておりますので、そのような会ということとはなかなか難しいと思いますが、今後のあり方といたしまして、図で説明を受けております。これは保護者会の方にも同じような図でもって説明をさ

れてるというふうに承知はしております。その中で、統括園長というものによって全園のこのネットワークとか、それから行政との橋渡し、各園の相談ということが書いてあります。今後は、新しい、今まで担任を持たれたことのない方たちがそういう立場になられると、戸惑いが非常に多いと思います。今までは補助的なことでしたので、その分の範囲で物事をお考えになるのが、御家庭の御都合もあって時間が長くなったりとか、そうすると家庭の今までのサイクルが全然変わってくる。これは、これが変わるからそちらの方を何とかしろというような問題ではないことですけれども、御本人たちのストレスというものが非常に多くなってくると思います。この統括園長というのにつきましては、これはもちろん町の方の職員の方だとは思いますが、この方の権限というものは、権限という言い方おかしいです、立場というものは、4園の園長さん以外に新しく統括園長というようなお立場の方をお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 説明会の資料におきまして統括園長ということを書いております。これは現在も統括園長おりますが、これは兼務でおります。すみれ保育園の園長が兼務してるところでございます。来年、今現在計画しておりますのは統括園長という形ではないんですが、県の補助事業によりまして保育リーダーというものを考えております。これは、各園の方の調整役に回ってもらう。それから、いいところを伝えてもらったりとか、あるいは指導してもらうというような役割で経験者を雇用いたしまして、その方をもって4園の安定化を図っていこうということを考えておるところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 今までお尋ねしてきたことで、問題、不安というものも大分少なくなってきたと思いますが、実際に動き出しますと新しく伯耆の国の職員になられる先生方というのは、改めて顔を合わされる方が多いと思うんですね。今まで、従来、正職員の方は異動その他で交流がありましたけれども、新しく正職員になられた方々の交流っていうものが非常にストレスを多く抱えてらっしゃると思います。そういうことですので、その辺のフォローっていうことを十分に考えていただきたいことを切にお願いしておきたいと思います。

この方たちがいてくださらなければ、我が町の保育園というものが成り立ってまいりません。先ほどお尋ねしましたら、町外からの方が3分の1でしたかしら、4分の1でしたか……。町外の方からお勤めの方が多いとお聞きしております。もともとたどれば本当は町内の方かもしれませんけれども、町外の在住でいらっしゃる方であれば、やはり今後、大変だからほかにいきたいなというようなお気持ちもひょっとしてわいてきたときには、それでなくても保育士さんという

ものの確保というか採用ということが難しい現状でございますので、その点だけはぜひぜひお願いしておきたいと思えます。

それと、保護者側、園児、子供たちは先生の顔が変わるということは非常にストレスがありますけれども、でも、そりゃ毎年担任がかわっていったりとか、小学校でも担任がかわっているんな先生に接する方がいいんだよというような意見もあるくらいでございますので、先生方が安定していられればそんな大きな心配は少ないのじゃないのかなというふうには思えます。それと保護者の方も、今までとそんなに町の対応が変わらないということであれば安心はしていただけるなというふうには思えます。

そこでお尋ねする保護者側のお考えなんですけれども、保育料というものが前年度にかかってまいりますね。そのときに、こんな状況ですと前年度と今年度は非常に収入の差があるということは、減免制度があると聞いておりますが、そのことについても今までどおり変わりなく町民生活課の方で対応をしていただけるわけですね。確認です。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 保育料につきましては、先ほど申しましたように、これは変化がございませんので、現在のものを行うということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） るるお尋ねしてまいりましたら、大きくよその業者に民間委託するってというような状況ではないってということもはっきりわかってまいりました。私は、初日でも御報告いたしましたように女性議員の研修会におきまして、今度25年から政府の方でこども園というものを実施を計画されているようです。これは町の義務はないということで、直接、保護者と業者との契約関係になるというようなお話で、この方は非常に危惧しております。そのようなことを2年後に抱えながら大きく保育行政も変わっていくってというような中で、なるべく町内が安定して安心な子育てができ、ひいてはそれが家庭平和になり町全体の発展になるというふうに認識いたしますので、何とぞこの件につきましては、より丁寧に進めていただきたいと思えます。

私の質問はこれで終わりたいと思えますが、もし何かつけ加えることでもございましたらお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほど、突然にこういう話が出てきたようなことをおっしゃいま

したけれども、この保育園の問題は昨年6月議会におきまして杉谷議員の方から保育所の保育指針について背景や、あるいは従来と何が変わるのかというようなこと、あるいはまた、現在の体制で十分な対応ができるかどうかというような御質問をいただいたのを皮切りに、9月議会では今度は仲田議員の方から保育園の民営化について御質問いただき答弁をさせていただいております。12月議会には亀尾共三議員、それから3月議会では雑賀議員と、昨年度から毎議会ごとに、この保育園の問題については御質問をいただき、私もその都度答弁をいたしておりますけれども、保育園の民営化ということが本当にいいのかどうかということ、現在の我が保育園の雇用状況や置かれた環境や、そういうことを総合的に考えて、正直いろいろな角度から検討もし、悩んでまいったわけでありまして。そういう中で、ことしの9月議会に公設民営の方針を打ち出して、今そういう方向でどうだろうかということを進めておるわけでありまして、決して突然降ってわいたような話ではないことをまず申し上げておきたいと思っております。

それと、保育園の民営化というのは全国的に大体進んでおりまして、民間の業者というのがここに進出してくるわけでありまして。現に南部町の場合にも、大新東さんというような業者の方が来られまして、民営化の節にはぜひ自分のところというふうなお話も伺ったところもあるわけでございます。そういう収益を目的とする民間ではなくて、社会福祉法人、いわゆる収益を目的としない社会福祉法人、しかも町が出捐をしている社会福祉法人に移行するということは、余り大きな変化なくそのまま移行できるのではないかとこのように考えたわけでありまして。

それと、さっき申し上げましたように労働者派遣法や基準法や地方公務員法や地方自治法や、そういうさまざまな労働行政あるいは地方行政を制約する法律の制約の中でベストなやり方はどうなのかということもずっと検討してきた結果が、今回このような方針を打ち出しているわけでありまして。したがって、確かに変化に伴う不安などにはありますけれども、そういうことについてできるだけ不安の解消に努めて円滑な移行を果たしたいと。さらに、移行するのは24年の4月という一応の目標でございますから、まだ1年ありまして、来年度は町、今の姿で進むわけでございますから、その間にでもまだまだ改善しなければならない点などについては改善して、そのような不安を解消しながら進めていくことは可能だということに思っているわけでありまして。

それから、私も直接出て、非常勤の職員さんにお話をさせていただきましたけれども、そのときの説明だけではわからないということで、後でまた園長さんなどを通じて御質問をお寄せいただき、それについてまたちゃんと御丁寧にお答えをしております。非常に前向きで、やる気を出していただいております。その結果が、結局もし町の考えているような計画になれば全員の方が伯耆の国に移行したいという意思表示になったのではないかと考えております。20年以上のベ

テランの保育士さんもおられますけれども、初めて保育士になられた方も待遇が一緒でございますから、これはなかなかやる気も出てこんわけでありまして、伯耆の国の方でやっぱり年齢だとか、あるいは経験というようなことについて評価をするというようなことが行われれば、大いに保育士さんもやる気を出して、保育の質についても期待できるというように思っているわけであります。

総括的な話をさせていただきましたけれども、そういう気持ちで進めておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 一番初めに、保育所保育指針について触れられましたので、そのことについても申し上げたいことがたくさんございますが、また次に回します。

御丁寧な答弁ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 以上で6番、杉谷早苗君の質問を終わります。

---

○議長（足立 喜義君） 続いて、12番、秦伊知郎君の質問を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 議長のお許しを得ましたので、通告どおり2点について質問させていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

まず最初に、環太平洋戦略的経済連携協定、(TPP)と町内産業についてであります。

菅総理は歴史の分水嶺、思い切って国を開き、世界との交流が必要とTPP参加検討を打ち出しました。TPPとは2006年度にスタートした、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国間の自由貿易協定、FTAです。農業分野を含め、貿易自由化の例外を原則的に設けず、即時または10年以内に100%の関税撤廃を目指す内容で、労働者の移動や投資の自由化、環境、食品安全なども含まれる包括的な枠組みとなっております。参加の注目が高まった要因として、2009年11月、オバマ、アメリカ大統領が参加を表明し、TPPが太平洋地域の貿易、経済の新たな枠組みとなる可能性が強まったことにあります。今年度から、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアが参加交渉を始め、カナダ、メキシコ、韓国、タイ、中国も関心を示しているとされています。

TPPに参加すれば、関税の撤廃で、海外に製品を安く輸出でき、海外製品が安く買えるようになります。内閣府は100%自由化になった場合、工業製品の輸出増加などもあり、国内総生産、GDPですが、最大3.2兆円ふえると試算しています。

一方で、農産品は安い輸入品の急増で大打撃を受けると予想されています。米に77.8%、牛肉に38.5%など高い関税をかけて国内農業を保護していますが、農水省の試算では農業関連分野が受ける打撃をGDPに換算すると8.4兆円になり、食糧自給率も40%から13%に下がるとしています。経済界ができるだけ早く交渉に参加すべきと主張するのに対し、全国農業協同組合中央会は安い輸入農産物が国内に大量に流れ込み日本農業は壊滅すると反対をしております。

貿易立国として、例外なき自由化を推し進めるのか、それとも食料安全保障や水田の国土保全機能などを重視する観点から農業をあくまで例外扱いにするのか、国の形を方向づける選択だけに、政府は幅広い層の声を聞き、国民的合意を得るよう努めるべきと考えます。

町長は、TPP参加検討の方針に対して、どのような御所見をお持ちなのか伺います。

また、県はTPP参加の影響を試算し、生産額の多い6品目を対象に結果を発表しています。それによれば、牛乳が100%、米は94%、牛肉は83%など、年間生産額702億円が45%減の386億円に落ち込むとしております。町も農業が基幹産業ですが、TPPに参加した場合、どのような影響が考えられるのか。また、農業生産額に対しての試算をされていれば、お示ししていただきたいと思います。そして、今後、TPP参加に対しどのような対応をされていかれるのかお考えを伺います。

次に、事業仕分けであります。事業仕分けは、2002年シンクタンク構想日本によって、地方自治法を対象としてその予算のむだを明らかにするために行われたのが最初であります。行政改革に向け、施策の必要性、予算額の妥当性を公開の場で議論し、最終的に各事業を廃止、見直し、予算計上の見送りなどを判定するものであります。民主党政権下では、行政刷新会議が所管し、政権交代のシンボルとして注目を浴び、その成果に期待が集まりました。平成22年10月、11月で3回目の事業仕分けが行われましたが、政府が成長戦略で掲げた優先施策も予算計上の見送りの判定があり、各分野でのちぐはぐな対応が繰り返され、仕分けの役目はもう終わったと、農水省の篠原副大臣は仕分け自体を廃止と逆判定した姿に、政権の金看板はほころび、風景が変わった感じがいたしました。

町長は、第1回目でしたか、事業仕分けの現場を視察されたとお聞きしましたが、事業仕分けについてどのようなお考えをお持ちなのか伺いたいと思います。

次に、県は10月14日から3日間、昨年に続き、県版事業仕分けを実施いたしました。今回は、経済・産業分野のA班、福祉・生活分野のB班の2チームで実績が上がっていないとの理由で検証が必要とされる30事業が対象となっております。

県版事業仕分けは、昨年11月に初めて実施され、2週間かけて250事業を検証しています。その結果、19事業を廃止を含む抜本的な見直しが必要、43事業を国や市町村、民間に実施主体を変更と判定されました。全体で4億3,000万円の削減効果があったとされていますが、職員が評価者を務めたため外部の目線が欠けているとの指摘を受け、今回は外部有識者や公募で選ばれた県民が施策の是非を判定しています。B班、福祉生活分野であります。これに市町村職員として総務課行政改革専門員の伊藤真さんが含まれています。事業仕分けのコーディネーターを務められた千葉雄二さんは、評価者に対し県と密接につながりのある市町村職員の方は虚心坦懐に発言するのが難しかったかもしれないと述べておられます。また、今後に向けての県の注文にはとの問いに、評価結果を受け、財政の論理が強化されるかもしれない。しかし、最も大切なものは民間の思いを受けとめてもらうこと。県には各事業に改めていくべきところがあるということを確認してもらいたいと述べておられます。この言葉は、町政にもそっくりそのまま当てはまるのではないかというふうに思います。

なお、伊藤さんには評価者としての活動された感想、事業仕分けの意義を聞く機会があれば幸いです。

そして、町長はこの県版事業仕分けの実施について、どのような評価をなされているのか伺いたいと思います。

また、仕分けが行われた30事業のうち9事業が抜本的見直し、21事業が改善提案と評価されています。この中にチャレンジプラン支援事業、鳥獣被害総合対策事業、次世代鳥取梨産地育成事業等、改善提案がなされているわけですが、県は来年度予算編成に今回の仕分けの結果を反映させる意向とあります。当然、2011年度の町予算にも事業にも影響があると考えますが、結果をどのように把握され対応なされていくのか伺います。

最後になりますが、国、県が行った事業仕分けの手法を町の事業や施設管理の妥当性を考え、行政改革の手法の一つとして我が町でも取り入れることはできないか、町長の考えを伺って、壇上からの質問を終わります。どうかよろしく御答弁お願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 秦議員の御質問にお答えをしまします。

最初に、環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるTPPと町内産業についてでございます。どのように考えておられるのかということでございますが、まず、TPPとは環太平洋戦略的経済連携協定、トランス・パシフィック・パートナーシップの頭文字をとった略称でございます。簡単に説明しますと、太平洋周辺の広い地域の国、例えば日本、中国、東南アジア諸国、オセアニア諸

国、アメリカなどが参加して自由貿易圏をつくろうという構想であります。2006年にAPEC参加国であるニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイの4カ国が発効させた貿易自由化を目指す経済的な枠組みでございます。この当時はまだ大国と言える国はありませんでしたが、その後アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムの4カ国が参加の意思を表明して交渉を開始しております。つい最近になってマレーシアも参加の意思を表明しました。これらの国がすべて参加すれば、TPPは9カ国の自由貿易圏になるわけでありまして。工業製品や農産物、金融サービスなどを初めとする、加盟国間で取引される全品目について関税を原則的に100%撤廃しようとするものであります。現在、2015年をめどに関税全廃を実現するべく協議が行われていると聞いております。

本来、TPP導入を本当にしようということであれば、それにあわせた議論として、どのような農業対策を考えるのかと示さなければならぬと考えております。農業対策をどうしていくかというプランを示しておられないものでございますから、不安が生じて混乱をしているわけでありまして。これは南部町はもとより、全国で影響が出ますので、その影響をきちんと見きわめて対策について国民的な議論を行う必要があると考えております。

諸外国などヨーロッパでは、ある程度貿易の自由化を進めていくということになりますと、農業に対する影響についてかなり思い切った施策や保障的な措置を行うわけでありまして。これは、結構、財政の体力が要る話でありますので、本当にそれを国が用意する覚悟があるのかということがポイントとなると思います。具体的には、TPPは例外なき関税撤廃を原則とするため、海外から安い農林水産物が国内に大量に流入し、我が国の農林水産業が崩壊するおそれがあります。安全・安心な食糧の安定供給を揺るがすばかりではなく、農山村が果たしております水資源の涵養や自然環境の保全など、国民の生存を支える重要かつ多様な役割が失われる危険があります。また、農林水産業の崩壊は地方の地域経済に甚大な影響を与え、地方自体が崩壊することになりかねません。

さらに、10年後に食糧、木材自給率を50%まで引き上げるという政策目標や、来年度から本格実施する戸別所得補償制度とTPPとの間の整合性をどのように図るのかということなど、これは重要な政策変更であるにもかかわらず、唐突にTPPへの参加検討を表明したために、野党はもとより反対、政権与党の中でも賛否両論あって混乱をしております。

TPPの参加については、方策を講じて国内産業の競争力を維持するような話の材料がございませんと、きちんとした議論にならないというように思うわけでありまして。現在の状況ですと、農林水産業が地域の基幹産業となっている町村にとっては、TPPへの参加がもたらす影響は

かり知れないものがございます。今必要なことは、地方にも活力をもたらす国家戦略として農業を見詰め直し、現場、基盤の強い農林水産業を確立することであり、現段階でのTPPへの参加については反対せざるを得ません。

また、全国町村長大会においてもTPP交渉の参加に反対する決議を行いまして、国会や政府へ要請しました。その中に、今申し上げたようなTPPの問題意識を政府に要請しているところでもあります。

次に、県はどのような影響があって、町にはどのような影響があるのかということでございます。現在参加が検討されているTPPに参加した場合、国の試算によると国全体では4兆1,000億円、国内農業生産額の48.4%の農産物の生産額が減少すると。これは、農林水産省が公表しているわけでありまして。鳥取県においても、国と同様の条件で試算した場合には、鳥取県農業としては316億円、県農業生産額の45%の農産物の生産額が減少する結果が出ております。

南部町の試算でございますけれども、3品目として試算しております。具体的には、米、牛肉、豚肉を対象として試算を行っております。21年度JA取り扱い実績に照らして県と同様に国の試算に基づく生産額の減少率を使用して試算した場合に、米で3億6,300万円の農業生産額のうち3億4,100万円の減少、米生産額の実に94%、肉牛は9,100万円の生産額で7,600万円の減少、これは肉牛生産額の83%に当たります。豚肉については、2億円の生産額のうち1億6,000万円の減少、これは豚肉生産額の80%に当たります。その他、試算に含めていない品目は、野菜、果実、花、その他で3億2,800万円の生産額がありますけれども、この減少額は把握はちょっと難しいわけでございます。

南部町農業としては、9億8,200万円の農業生産額うちの5億7,700万円、58.7%の農産物の生産額が減少する結果となっております。南部町の影響についてですが、これは機械的な計算でございますのでどれほど影響が出るかということは、実際に導入されてみないとわからないわけでございますけれども、試算を見る限り壊滅的な影響を受けるということを申し上げておきたいと思っております。

次に、事業仕分けについてでございます。県版の事業仕分けの概要について、少し御説明をいたします。昨年度から県は事業棚卸しと称して、施策の見直しを実施されました。しかし、政治家や外部の有識者が参加した国と違って、仕分けを担ったのは担当部局以外の県の職員であったということございまして、県議会などから一般の意見を取り入れるべきだと、公開度を高めてはといった意見が相次いだために、今年度は有識者や県民を加えて議論するよう実施されたところ

ろであります。昨年度は2週間かけて計250事業を評価し、62の事業が廃止を含めて見直し、実施主体を民間に変更などと判定されまして、今年度予算で15の事業を廃止、14の事業で予算を圧縮して4億3,000万円の予算削減につなげております。

本年は、30事業を対象に外部有識者や公募で選ばれた県民の方で事業仕分けが行われました。本町から、伊藤真行政改革専門員が委員として県版の事業仕分けに参加いたしました。

3日間かけて行われた事業仕分けの評価結果は、抜本的見直し、これは廃止を含むわけでありませんが、検討する事業は9事業でございまして、読み上げてみますと県税の納税奨励、2、鳥取地域学講座開催事業、3、公共交通利用促進事業総合交通対策費、4、とっとり子育て応援券事業、5、キジの放鳥、傷病鳥獣の救援対策、6、鳥取県建設業新分野進出支援事業、7、ふるさと定住促進事業、8、鳥取港海友館等維持管理費、9、地域づくりの拠点としての公民館振興事業でございました。残りの21事業すべてが引き続き県で実施するが改善などを提案する事業に選ばれまして、現状どおり実施する事業は1つもない状況で評価は終わりました。

評価結果について、平井知事は、真摯に受けとめる。住民の目線がよいきっかけになるとコメントされたようです。

今回の県版事業仕分けは削減の目標額は設定されておらず、廃止ありきではなく効率化を徹底する観点から県民の声を生かしたいとして行われ、今、県では予算査定が行われている最中であります。

伊藤君の感想でございますけれども、国のような廃止を前提に行っていない。それから、評価者は地域住民が自分たちのために行っている。よりよい方向性を求めて事業評価が行われたと。評価委員には、大学生、主婦がおられ、事前の説明会が3回行われましたが、全員出席がなかったのが残念である。スケジュールや事業内容の説明が1回、評価するための事業の詳細説明が1回、リハーサルが1回の3回の実験が行われたと。1事業に30分以上の説明時間がかかるものもあって、15の事業すべてを説明する時間がとれなかったのが、ファクスやメールでの質問のやりとりで対応。評価資料についての大学生の委員のコメントで、県が出された資料は難解で内部の人だけわかるように書かれている印象だ。外部の目が必要だと痛感したと言われて、専門的な用語が細やかな文字で書かれており、評価資料作成に当たって、一般住民の方でもわかるようなものにしないと、評価する前に事業の理解が十分にできるのかと思いましたと言っております。

南部町でも、今、事業説明書を予算説明、決算説明の資料として作成して提出しておりますけれども、まだまだ資料作成のレベルが一定以上に達していなかったり、事業効果の検証ができて

いなかったりしております。

事業仕分けは、国のように削減ありきではなくて、事業を住民に理解していただく手段であると思います。事業仕分け人の選定によって評価に大きくぶれが生ずる懸念もございます。

現在、南部町では地域振興協議会の連絡会を毎月1回行いまして、日常的に事業の準備、執行、効果、評価など住民の声を取り入れる努力をしておりますし、予算編成に当たっては振興協議会の要望を最大限に取り入れるように努力をしております。住民に身近な施策を、その地域の住民が委員になって切れるのか、議会との関係はどうなるのかというようなことがございます。

政権交代直後に行われた第1弾の国の事業仕分けは、前自由民主党政権の築き上げたものを仕分けるといことで、行われたところまではある程度納得のいくものでございました。そして、予算編成と政策決定過程を可視化して、国民目線でむだ遣いの実態を明らかにした功績も事業仕分けにはあったというように思います。しかし、2年目になると仕分けしようというパフォーマンスにすぎないように感じております。目標とする財源捻出のために、たった1時間の議論で表決、ぱっさりと削減、見直し、計画の凍結を下すと。政策を十分に論ずる方が大切ではないかというように思った次第であります。

本町では、事業仕分けでなくても今以上に情報公開を徹底して行うことで、事業の費用対効果について行政と住民の皆さんが納得のいく税金の使い方となればいいのではないかと、このように思っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 御答弁どうもありがとうございます。

まず最初に、TPPであります。町内の基幹産業であります農業が、例えば9億8,200万、生産高が5億7,700万の影響を受けるということで、現時点では反対という立場をとらざるを得ないという御答弁ですが、賢明な御判断だというふうに考えております。

しかしながら、町長述べられましたように、TPP加盟と同時にこれからの農業をどうしていくのかということを含め備えて論議していかなければならないというのは、全くごもっともな発言だというふうに思います。しかしながら、現在、日本の農業就業者というのは2010年度では261万人と言われております。これは20年前の約半分、そして平均年齢は65.8歳、今後年間10万人が離農するというふうに言われております。そして、現在、耕作放棄地は約40万ヘクタール、これは滋賀県の面積に匹敵するというぐあいに言われております。何もしなくても、今後10年から20年の間に日本の農業というのは、随分衰退してしまうというふうに言われているわけですが、何らかの施策をしていかなければならない。それが国の責任であり、地方

議会の責任だというふうに考えているわけですが、現在、減反政策とか戸別補償所得で約 8,000 億円使われているというふうに言われていますが、これらの施策で日本農業は再生するというふうにお考えなのかどうか、そこの辺についてはどういうふうに考えておられますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。今るるお話しになりましたように、高齢化だとか、あるいは後継者がいないというような問題、そして荒廃地が 40 万ヘクタールですか、も発生しているというような状況が現在の我が国の農業の実態であるということは、これはもう疑いのない事実であります。国の方では、このような状況を何とか改善しなければいけないということで、さまざまな手を、施策を講じているわけでありまして、そのような施策を講じてきた結果が今日のような状況になっているといえ、余り施策の効果が上がっていないということだろうというように思うわけです。

私はやっぱり、農業については生命産業ということでありまして、これはお金にはかえられないわけでありまして、お金がどんなにあっても生き続けるわけにはいきませんので、食べるものがないといけんということでありまして、やっぱりここはよほどそのあたりをしっかりと認識と覚悟を持って農業については取り組まなければいけないのではないかとこのように思っております。

加えて、そういう産業的には全体の 500 兆円もの GDP の中でわずかに 8 兆とか 9 兆とかいう数字ですから、ささやかな産業の数字でしかないわけですが、水源の涵養だとか、あるいは国土の保全だとか、あるいは地域文化の創造や発展、継承、そういうことを私たちの日本国民が本当に農業、農村を通じてそのようなことを果たしていると、公益的な機能とそして多面的な機能というものを農業農村は果たしているわけでありまして、何としてもそういう産業政策だけの農業でこのような問題を論じてはいけないというように思っております。わずかばかりの金と引きかえに国土を荒れるに任せてはいけないというのが私の考え方でありまして、これは国とよく連携、協調しながら国土を守っていく、そして農業を産業としても支援をしていく、育成をしていくというような観点を大切にしたいというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 12 番、秦伊知郎君。

○議員（12 番 秦 伊知郎君） 御答弁のとおりだというふうに考えております。突然、首相の方から TPP 参加の検討という文言が発せられたわけですが、確かにこれは中国あるいは韓国が TPP に参加するという機運があるということを感じておられた上での判断だろうというふうに思います。確かに、韓国と日本、よく国情は似ているわけですが、韓国の場合には 1

997年、韓国には通貨危機というのが訪れました。それを契機に、工業製品を輸出して国の力を回復していこうというふうに関の方針をシフトされています。それゆえ、EUともFTA協定を結び、つい先ほどアメリカとも合意されています。工業製品を輸出あるいは輸入することによって、国を立て直していこうという考え方であり、それには、農業に対して格段の施策をしておられます。これは農業対策に約130兆ウォン、日本円にして約9兆円です。そういう施策が、あるいはない限り、むやみに農業の自由化はすべきでないというのが私の考えでもありますし、ぜひ農業を支援する上からもきちんとした農業施策を地方からの声として町長にも発していただきたいというふうにご考えております。

次に、事業仕分けであります。民主党政権に政権がかわった直後、町長も言われましたように、たしか第1回目の事業仕分けを見学されたというふうにお聞きしてはいたんですが、自民党前政権がつくった予算、これの見直しということで非常に国民的喝采を浴びたということは事実であります。しかしながら、ことしの10月と11月に行われました特別会計の事業仕分けでありましたか、成長戦略会議で決まった、あるいは閣議で決定された予算に対して事業仕分け人があたかもショーのように事業費を削っていく。担当の副大臣、政務官の懨然とした姿は今でもよく思い出しますが、確かにショー的なものに終わってしまっています。これではなかなか民主党政権もうまくいかないのではないかなというふうにご考えております。

ところで、県版の事業仕分けであります、伊藤さんが評価者として参加されました。県は30事業を今年度の事業仕分けの対象として選定しています。その中に、私たちが県の補助金を受けながら事業をしていますチャレンジプラン、あるいは梨の生産者育成事業、あるいは鳥獣の駆除事業というのがあります。これらを見ますと、なぜこれらがこの事業仕分けの対象になったのか、非常に不思議な気がしております。特にチャレンジプランにおきましては、21年度の決算、私は担当委員会でありましたので委員会の中でこの事業を精査しております。そして、町が出された資料の中の評価というのを読んでみますと、こういうふうにご書いてあります。チャレンジプランによる補助を受けることで、規模拡大や経営改善の際に大きな力となる。それとともに、プランの認定を受けるために、自身の経営を見直し、今後の経営の方向性なども検討していくので、金銭的なことだけでなく経営のビジョンの明確による経営安定にもつながる。今後も取り組みを支援していく必要があるというふうにご評価はしておりますし、委員会としてもこの事業の評価をしています。これが事業仕分けの対象になっているわけであり、

なぜ私は町でも同じような事業仕分けが必要だというふうにご考えたかということ、出されて我々が評価したものが県においては効果が十分期待できないという判断を下しておられるわけであり

ます。そこら辺の矛盾といいますか、整合性が一つ納得がいかないというふうに考えたからであります。

そして、この22年度の予算であります。効果等にはこういうふうを書いてあります。南部町農業の担い手である認定農業者及び集落営農組織等への支援を行うことで、担い手の経営を安定させることができている鳥取県チャレンジプラン支援事業による事業であり、県の補助が3分の1を占めるので町の負担も6分の1となり、適正な補助率と考えると町の方は評価しておるわけであり。これを委員会で審議して可決しているわけであり。そのものの根底が、県にとってはこれは余り効率的な事業ではないという判断をされているわけであり。先ほど町長は、決算資料、予算、決算について十分ではないけど資料を提出してるといふふうに言っておられますが、我々の根底となるジャッジのそのものの事業がうまく機能してないという県の判定であります。その辺についての整合性というのは、町長なり担当課長なりはどのように考えておられるのか、これは委員会でその事業を判断する上で最も重要な部分であるといふふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長でございます。先ほど秦議員の方からチャレンジプランの話が具体的にあったわけですが、やっぱり現場の町といたしましては、先ほどありましたように県が3分の1、町が6分の1、そうしますと地元といいますか個人さんの方が2分の1ということで、機械導入でありますとか、そういうことを行いながら規模拡大なりというものを行ってきていただいております。この事業がない場合には、なかなか規模拡大もできませんし、今後の農業の継続ということも難しいところがあるかというふうに思っております。というようなことで、このチャレンジプランが一つの農業の今後の方向性といいますか、それを出していく上で大変重要な町としては事業だといふふうに考えておりますので、これについては県の方にもそういうところで今後また要望なりをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 少し私の言葉が足りないんで、答弁の方がうまく返ってきてないんですけど、つまり、この事業仕分けが今年度は県は30項目を提出したんですね。それは、効果が上がっていないものを集めて30種目出してるわけです。そのうち9事業は抜本的な見直し、そして21事業は内容的な検討というようなニュアンスのコメントではないかというふうに思っていますが、つまり、私たち委員会に出された背景というのが全くそのときにはないんですね。県はもう、当然事業仕分けを行っているわけであり、資料として出してるわけですから、随

分前からこのチャレンジプラン、あるいは梨農家育成事業というのは少し効果が上がっていないというふうに感じてるわけですね。ですから、事業を仕分ける段階において提出されているわけです。それを、我々のところに出されて審議されるのは、町長が言われましたように、予算、決算については随分資料を出しているというふうに言われてますが、少し違うような気がしています。つまり、私たちが継続して審議している事業も少し目線を変えれば、それがうまく機能していないのではないかと感じられるわけでありまして。それが事業仕分けの一番の目的であろうというふうに思いますので、私がなぜ町でもそういう事業仕分けができないのかというふうにとったのは、そういう目線を変えれば、今まで継続して当たり前前に審議し、当たり前前に可決、認定していたものが少し違うのではないかなという思いがあるからであります。

町の年間予算が60億ぐらいの中で、町単独の事業というのは非常に少ないわけですが、それにしてもやはり違った目線を入れる必要があるのではないかと。それはなかなか職員や議員のモチベーションの中では発想的に難しいものもあるのではないかなという思いがしていますが、そこについてはどういうふうに感じておられますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほどの演壇での答弁でも言ったわけですがけれども、私が事業仕分けを見た第一印象はまことに荒っぽい、大ざっぱなものでございました。農業共済関係の事業仕分けに立ち会ったわけでございますけれども、約1,000億円もある事業関係ですけれども、3分の1に縮減と、予算を3分の1にせというような結論が1時間もたたないうちに出了ました。それから、ほとんどの委員が全員発言をされるわけでもございませんでした。財務省の係官が問題点を最初に述べて、何人かの委員が発言なさって、そのいろいろな仕分けの経過の中で委員さんが紙に書かれたのを回収して、最終的にまとめる、1時間にもならない。そういう中で、一気に3分の1の予算が仕分けされたということでもあります。これは大ごとだということで、直ちに署名などをお願いしまして、議員各位にもその節にはお世話になりましたけれども、署名をとって事情を早速訴えるような対策をしたわけですが、その結果、もとに戻ったわけです。これは何だったのかという思いが非常に強いわけでありまして。農業共済も掛金国庫負担法という法律もあって、法律で定められておるわけですがけれども、そういうものも一切無視でございますから、私は非常に荒っぽい、政治的なパフォーマンスにすぎないと、陳情先を今度は民主党に変えるんだぞというようなイメージしか受けとめませんでした。それは、先ほどちょっと答弁で抜けていた部分であります。国の事業仕分けの印象というのは、そのように受けとめたわけです。

さっきも言いましたけれども、やっぱり政権交代というような時期、時には、私はこれはいい

ことだろうというように思っております。準備をしっかりと、国民、県民、町民の目線を入れて、前政権のやった施策というものをきちんと一度検証してみるとというのは、私は非常にこれはいいことではないかと、このように思うわけですが、一方、民主党のマニフェスト掲げて選挙戦って、勝利をして政権交代を実現したわけでありまして、したがって、このマニフェストというものをまた事業仕分けするというようなことをしますと、矛盾が生じると、先ほど秦議員が御指摘になったとおりでありまして、政権の中でも副大臣や政務官から反発が来るというようなことになっております。混乱のもとになるというように思っております。したがって、この政権交代時には前政権の行った施策の数々について、マニフェストと違う部分については大いに事業仕分けをしてやればいいと。しかし、マニフェストで約束して選挙してるわけですから、そういうことにまで事業仕分けやりますと、内部矛盾を抱える問題が起きてくるというように思っているわけです。そういうことを申し上げておきたいと思っております。

それから、秦議員のおっしゃる、視点を変えれば従来当たり前だと思っていたものも変わるのではないかとということですが、これはもう当然視点が変われば評価も変わるというように思っております。特に、チャレンジプランで二十世紀ナシの生産支援をしていこうということなんですから、これは県全体の中から見て、二十世紀ナシを特産品として振興していこうという大きなねらいがあったというように思っております。二十世紀の果樹農家も、後継者不足や高齢化でどんどん廃園に追い込まれておりますから、毎年、多くの樹園地がなくなっておりますから、県としてはこのような施策で何とか鳥取の二十世紀のブランドを維持していきたいというように考えられたというように思います。

ところが一方、産業とか経済という面から見れば、まことに微々たるものであります。1キロが下手をすれば200円を切るような単価であったりしまして、売るよりも捨てる方がいいというようなことを言う人もあるほど暴落することもございます。これは生産過剰ではないかというような意見もあるわけでありまして。ことしの場合は、366円という記録的な単価に持ち直しまして、それなりに成果あったわけですが、そういう観点から見れば、そこまでしてそういう支援をせんでもええのではないかとというような見方もできるというように思うわけです。ですから、私は、これはやっぱり政策、施策であって、一方的な観点に偏った事業仕分けというようにならないように、よほど工夫をしなければ難しいことだろうというように思っておりまして、マニフェストとの関係もありますし、あんまり継続している町政の中に、あるいは県政の中にそういう観点での事業仕分けは好ましくないのではないかと、このように思っているわけです。事業仕分けということではなくて、パブリックコメントだとか、さまざまな、

またほかにやり方はあるわけですが、住民の声を反映するというやり方については。そういうことを中心に進めていった方がいいのではないかと。国の事業仕分けに見られるようなパフォーマンスなどで、結局、最後に困るのは国民、県民、町民であるというようなことにならないようにせんといけんというように思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。

私の再質問の方がうまく的を射てませんので、なかなか御迷惑をかけてるわけではありますが、国の事業仕分けにつきましての町長のお考え方というのはよくわかりました。県が行った事業仕分けにつきまして、継続的なものは効果を追い求めるものではなく、若干仕方がないものもあるのではないかなというようなコメントでありました。

実は、鳥取県内には、町長は今、否定的でありましたが、事業仕分けをしている町があります。北栄町がそうしているわけではありますが、2008年度からことしで3回目の事業仕分けをしているわけがあります。県版事業仕分け、あるいは市の方では、たしか倉吉市、鳥取市、出雲市あたりも事業仕分けをやっているというふうに思っていますが、町では北栄町が1つであります。これは8項目の中で事業仕分けをして、外部に任せるのではなく、もちろんコーディネーターは外部の方を頼んでおられるわけではありますが、評価人は町内の方です。つまり、町内住民の目線で町の事業を再確認するという手法をとっておられて、それなりに効果が上がっているわけですが、町長の今のコメントによりますと、そういうものは若干必要ないのではないかなというお話でございましたが、そういう認識でよろしいわけですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。北栄町がどのような目的で事業仕分けをなさっておられるのか、あるいはその効果がどうなのかというようなことなのかということについては承知しておりませんので、何ともコメントはできませんけれども、例えば町長が、あるいは知事がマニフェストとして掲げて選挙をして、施策として予算要求して予算がついたものに、事業仕分けでそれは必要ないと、やめた方がいいというようなことも出るというように思うわけです。そういうときに、私は一体どうしたらいいのかという答えを持っておりません。やっぱり、そのあたりを私は整理をせんといけんのではないかとこのように思っております。事業仕分けは廃止ありきではなくて、住民の声を予算に反映をするんだということで行われる事業仕分けなら、これは大いに結構ではないでしょうか。さまざまな意見を聞いて予算をつくっていくということは、これは結構なことだということに思いますけれども、予算を切っていくような事業仕分けというのは、これは難しい。

それから、事業は物すごくたくさんございます。その中のどれを仕分けするのかということですね。例えば、町長はもう必要ないのではないかという思いがある事業があったとします。だけど、住民の皆さん方はこれは金額は小さくてもぜひ残してほしいという思いがあったとします。そうしますと、それを事業仕分けにかけて、やっぱり住民の皆さんも必要ないと言っておられるので、これは切りますというようなことは簡単に言えるものなのかなというように思うわけです。ですから、事業仕分けについては、功罪いろいろあると思いますけれども、今の南部町の町政の中でそういうことを積極的に取り入れてやるという考え方にはまだなっていないわけであります。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 事業仕分けが即予算の、あるいは施行金額のカットという手法では、県のことしの考え方はそういうふうではないというふうにコーディネートされた千葉さんという方は述べておられます。初めに、廃止ありきの事業仕分けではないというふうに述べておられます。見方を考えれば、違った効果あるいは違ったお金の使い方もあるのではいかなということ、今年度はどうもやられたようであります。

しかしながら、その中に私たちがいいと思って審議しているものが見直しの対象になっているということは、非常にづらい面が議員としてはあるということをお伝えしておきたいなというふうに思います。それは、チャレンジプランであり、梨農家の育成支援。これが委員会の説明の中では、決してそういう説明はありませんでした。つまり、背景が全くわからない中で、事業そのもの、事業を審議しているというような形になる可能性があるということ、ぜひ執行部、担当課も承知しておいてほしいということであります。21年度決算の評価、あるいは22年度予算の請求のときの展望とから見ると、全くそれが県の事業仕分けの対象にかかるような事業ではないと、そういうものを可として、後でそれが事業仕分けにかかって内容の変更等があったときには、一体何のための審議だったのかと、何のための委員会審議だったのかということは問われてくるというふうに思いますので、事業の提案説明のときには十分な背景も少し考えて出していきたいなという思いがしております。

北栄町で行われているような事業仕分けを現在行うという考え方は積極的には持っていないという御答弁でありましたので、それはそれでよしとしなければならないというふうに考えております。

少し、再質問の方が資料不足でかみ合わない点がありましたことを御容赦いただきまして、私の質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（足立 喜義君） 以上で12番、秦伊知郎君の質問を終わります。

---

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は11時20分。

午前11時06分休憩

---

午前11時20分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をいたします。

引き続き、10番、石上良夫君の質問を許します。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 質問の前に一言ごあいさつ申し上げます。

11月の4日に議長を退任いたしました。その間、住民の皆様には御指導、また励ましの言葉をいただきまして、本当にありがとうございました。足立新議長のもと、議会改革、さらにはきょう質問いたします地域主権、こういうものにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

それでは、通告しております2件について質問をいたします。

まず、行財政改革について。

平成21年度決算において実質単年度収支額は1億6,500万円の黒字決算であり、三位一体の交付税削減時に推計されました財政推計において、21年度以後大変な厳しさが予測され、以後赤字決算もあると推計されておりました。地方債、一般会計、現在高も85億3,900万円となり、前年度より4億8,600万円改善されました。積立基金におきましては、財政調整、減債基金、その他特定目的基金は合計26億8,100万円であり、前年度比1億2,400万円の増となっております。厳しい行財政改革の結果として数値にあらわれていることは評価をしたいと思います。反面、職員減による行政のサービスの低下、業務の民間委託による責任のあり方、質の低下を招くとの声もあります。

以下の点について、伺います。

1、6月22日に地方六団体による地域主権戦略大綱の共同声明、11月30日には、平成24年度市町村一括交付金5,000億円を配分と報道されております。23年度予算編成も始まる今、一括交付金に対する考え方、また来年度、重点とする施策は何か、伺います。

2つ目に、鳥取県の人口推計において現在約60万人の人口が25年後には約50万人になると言われております。本町においても、人口微減状態であります。将来の交付税配分においても不安感のある中、現役の行政サービスと将来のサービスの継続の考え方を伺います。

3つ目に、行政改革、特に財政面においては職員数におきまして大きな影響があると思います。

現場の職務執行体制はどうか。特に、病気、産休、その他の理由による休職も考えられます。住民サービスの低下を招かないため、職員配置の考え方を伺います。

4つ目に、自治体、アウトソーシングの責任のあり方は、私は基本的に行政であると認識しております。質の低下につきましても、予定されております保育園につきましても、現役の経験、即戦力の人材であり、将来にわたる保育を確保するために、さらなる検討、関係者への説明責任があると思います。町内に関係団体よりピラも配布されております。町民にさらなる説明が必要かと思えます。この点についても伺います。

5番目に、合併以後、小泉政権時に三位一体による改革もありまして、交付税等については大変厳しさがありました。国の財政基盤が不安定な中、さらなる厳しさが求められる。職員の能力向上は当然であります。町長が町民に今訴えたいことは何か、伺います。

次に、施設の改修について伺います。

教育施設におきましては、会見小、西伯小が整備されました。町民、子供たちが安心して就学できる町へと進んでおります。会見第二小学校につきましても、地区住民の方は早期の完成を願っております。また、役場法勝寺庁舎につきましても、3階の委員会室の住民の皆さんの御利用、また市町村からの行政調査が大変多く参っております。住民の皆さんから、3階までのエレベーター設置の要望もあります。

この中で細部について、2点ほど伺いたいと思えます。

1つに、第二小学校の体育館の整備改修は災害時の避難場所、地区の住民の皆さん、また子供たちの集まる場、また健康増進施設として必要と認識しております。安心して学校生活のできる施設改修の必要性、改修時期等をいつか、伺います。

2つ目に、高齢化が進み、安全面、また委員会室の有効利用のためエレベーター設置が私は必要と思えます。町長の前向きな答弁をお願いしたいと思います。

以下は発言席で再質問いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 石上議員の御質問にお答えをしております。行政改革についてでございます。

議員御指摘のとおり、平成22年6月22日に地域主権戦略大綱が閣議決定されました。この中において、ひもつき補助金の一括交付金化が示されており、その目的として、地域のことは地域が決める地域主権を確立するために国から地方へのひもつき補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとあります。一括交付金は、当該目的からして各省庁の枠にとら

われず、政策目的の大きなくくりで認め、どのような政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを地方自治体が考え決定することができるように設計されなければならないと思います。それにより、地域の知恵や創意が生かされ、効率的かつ効果的に財源を活用することが可能となります。

ただ、自治体が自由に使途を決定できるべきだとはいえ、国が政策的に行うべきものについては別枠で確保し、その部分を内訳で示すなど何らかの措置を講ずる必要があるのではないかと考えております。また、地方の自由度の拡大のために国の事前関与を縮小し、事後チェックを重視するとありますけれども、国の考え方とずれが生じた場合、一括交付金の返還などが発生する可能性も排除できません。したがって、制度を段階的に導入するなどの必要性もあるかと考えます。

総額につきましては、菅首相から大臣への個別の指示の中で、一括交付金の創設とともに一定程度減額するとの表明もあります。減額の程度 of 情報を得ることができないために、その程度が把握できませんが、仮に総額が大幅に減額となった場合、地方の行政サービスが著しく低下することも考えられ、その点を強く懸念しております。

なお、今現在入手しております情報によりますと、初年度である平成23年度には都道府県分の5,000億円程度が一括交付金の対象となる見込みであります。したがって、実際に市町村分が対象となりますのは、平成24年度からと見込んでおります。

いずれにしても、今後先ほど申し上げました考え方や、懸念されることが大きく方向変換するとか、懸念が払拭されるとは考えがたいと思いますので、今後の国の状況に注意を払いながら適切な財政運営を行っていきたいと考えております。

次に、来年度における重点施策についてですが、第1にマニフェストの推進を上げております。1つ、人と環境に優しい町づくり、2つ、安心・安全の町づくり、3つ、教育、文化の町づくり、4つ、産業振興で活気みなぎる町づくり、5つ、住民参画で持続する町と地域の町づくりをまず考え、住民の方の生活の利便性及び安全性の向上に重点を置いております。

第2に、南部町における緑の分権改革構想の推進に重点を置いております。エネルギー関係であれば、小水力発電候補地の調査や、薪焚きボイラーの普及の研究を行い、南部町がエネルギー産地となることを目指します。食糧関係では、農業再生、耕作放棄地の解消や地域振興協議会における特産品開発などを考えています。歴史、観光関係については、古事記編さん1,300年に合わせた観光開発などに力を入れていきます。

第3に、地域振興区の特徴的な住民自治活動の展開を取り入れ、振興区の自律性を高め魅力あ

る町づくりを推進する施策を考えております。

第4に、所得向上プロジェクトにより住民の方の所得の増加政策を行います。

今現在、このような施策を重点的に行うべく、平成23年度当初予算を編成しようとしております。

次に、交付税配分について不安感のある中の行政サービス継続性の考え方についてでございます。まず、普通交付税につきましては、平成26年度までの10年間は2町がそのまま存続し続けたものとしたときの算定額で計算されます。しかし、最終的には南部町1町として計算されるために、4億円を超える減額になると推計しております。また、本年実施された国勢調査の人口が1万2,000人を切ることが想定されるために、これにより数千万円の普通交付税の減額となると推計をしております。したがって、この合計である5億円に上ると考えられます歳入の減に備えるべく、今から対策を実施しております。

まず、歳入をふやすことが必要であります。普通交付税をふやすために、人口を増加させる必要があります。これは町の活性化のためにも大切なことと思っております。そのため、人口増加対策プロジェクトチームを設けて人口増加を図ってまいります。

次に、歳出の減を行うことが必要です。先ほど申し上げましたように、職員数の適正化、地方債繰り上げ償還及び借りかえ、事業の取捨選択など、さらに推進して歳出の削減を行い、メリハリのある予算編成を行う必要があります。地方自治体で行っております行政サービスのうち、各世代間の連帯で成り立っている施策、例えば上下水道や小・中学校などがありますが、人口が減少することによりどうしても1人当たりの経費は増大する傾向にあります。したがって、これを抑制するためにはより一層の効率化を求めていく必要があります。また、公共部門の開放により、多様な公共を担う主体を育成し、サービスの水準が大きく低下しないようにしなければなりません。さらに、子々孫々につけを回さないために、後年度の負担を伴う大型投資の抑制も行う必要があります。歳出の減は、知恵を絞ることによりカバーし、住民の方の生活の利便性及び安全性の向上に努めていきたいと考えております。

次に、職務執行体制ということについてでございます。職員数の推移ですが、平成16年の合併時における職員数は特別職を除くと180人ございました。平成18年度に作成した行政改革の集中改革プランにおいて、平成22年4月1日時点で150人と、30人の削減目標に従って定数削減を実施した結果、平成21年4月1日時点で144人となり、1年前倒しで目標に到達しました。その後も退職者があり、平成22年12月現在では140人の職員体制で業務執行を行っております。

また一方では、全国平均と比較し、さらなる削減が必要となっております。職員1人当たり人口で見ますと、市は120人以上、当町に当てはめれば100人の職員数ということであります。町村では85人以上、当町に当てはめれば141人の職員数が望ましいとされております。これは職員1人当たりの人口でございます。このほかに全国的な類似団体の状況では住民100人に職員1人、これは当町に当てはめてみますと120人の職員数となっております。適正な定員数の定めはありませんが、これからの厳しい財政状況を考えますと、この類似団体が示しています職員数120人が最終目標と考えて進めております。

このような状況の中で、本来業務であります町の公共サービスに加え、広域連合の派遣3人、鳥取大学の派遣1人、産休や育休が8人、病気の休職者3人、合計15人ございますけれども、これらを除きますと、実質125人となっております。おおむね最終目標に近い状況となっております。この環境の中で組み立てなければならぬ現状があるわけであります。

住民サービスの責任は町にあります。議員御指摘のように住民サービスの低下を招くようなことがあってはなりませんけれども、今までのように職員がすべてにおいて担当することは、これは無理だと考えますので、外部の方をお願いをした方がよいものについては率先してアウトソーシングを行い、業務量の軽減を図る必要があります。現在、各課に再考を促し、リストアップを指示しておるところであります。

また、職員には施策の立案能力、政策形成力を求めたいと考えております。これまでは定型的な業務に時間をとられ、施策立案や実施することが不足していた状況があります。これを改善するには定型的な業務はマニュアル化を行い、だれにでも簡単にできるようにし、町民の皆様にも協力していただく体制をつくらなければ乗り越えられないと考えております。そのことによって、臨時職員の採用など町での雇用の創出もできることとなります。少し乱暴な言い方となりますけれども、職員は政策立案とチェックを主な業務として、それ以外は町民の皆様をお願いをするという仕分けが必要と思います。

前段が長くなりましたが、職員配置の考え方は業務経験や職員への期待などを勘案し、適材適所の考え方で配置をしております。現状を見ますと、少ない職員体制ながらも予定の執行率を少し上回るなど、おおむね順調に執行を図っております。

ただ、一部の室におきまして休職者が発生し、補充もままならない中、他の室の応援を受けながら業務を行っている状況がございます。それに加え、来年度から産休に入る職員での構成となっているところとなっております。年度途中の異動は難しいこともあり、新年度には職員体制の強化を図りたいと思います。指示をする職員不在の臨時職員や非常勤職員だけの部署はつくりたくない

考え方をしております。議員各位におかれましては、今まで申し上げたことに御理解を賜りまして、職員にも御指導いただきますようによろしくお願いいたします。

自治体アウトソーシングの責任についてでございます。議員が言われますように、指導的な立場、監督責任など伴ってくるものと考えております。アウトソーシングは行財政改革の手段として出てきたものでありまして、民営化についてもその一つであります。この面からいたしますと、このたびの保育園民営化については若干異なるものであると考えております。このたびの民営化は、良好な保育の継続と保護者の皆様のニーズへの対応の面から考えているものでありまして、雇用期限が到来する非常勤職員の方を継続して雇用し、今まで蓄積されてきた経験を生かし、保育が継続できるように考えたものでございます。伯耆の国は町が出捐した団体で、職員の身分の移管に対する不安が少ないということ、経営基盤が安定していること、町との関係がスムーズであり、共同した取り組みが可能であること、必要があれば町の職員派遣が可能であることなどから、委託先として適当であると考え、進めているところでありまして、民営化に伴っても運営に関する責任は町にあるものであることは変わりありませんので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、施設改修についてでございます。まず、会見第二小学校体育館の改修時期はいつになるかというお尋ねであります。当該体育館につきましては、耐震調査の結果に基づく耐震補強工事が必要な施設として、平成19年度に策定しました学校教育施設整備計画に位置づけ、町の財政状況を見きわめながら、計画に基づき関係教育施設の整備を順次進めてきたところであります。議員御承知のように、昨年度、会見小学校の耐震補強、大規模改修工事及びプールの改築工事など当該校で計画いたしておりました整備が完了しました。また、先日の12月3日には西伯小学校の耐震補強、大規模老朽改修工事に加え、増改築工事などの5年間にわたる整備事業が完了しましたので、施設の完成を祝う会を催したところであります。こうした整備計画の進捗状況を踏まえ、会見第二小学校体育館につきましては、計画年次は平成24年度といたしておりますが、1年前倒しをし、新年度に予算計上を予定いたしております。事業内容としましては、面積が134平方メートルと大変狭小な現在の体育館を解体いたしまして、新たな体育館を建てたいと考えております。議員御指摘のように、会見第二小学校は、その校区でもある池野、鶴田両区の地域拠点施設の側面を持つほか、災害時の避難場所や身近な文化、スポーツ施設としての役割も期待されておりますので、そういった面での機能についても可能な限り配慮してまいりたいと考えております。

町民に訴えたいことは何かということでございます。行政改革についての最後の御質問でござ

います。議員のおっしゃいますように、小泉政権時に三位一体による改革がありました。三位一体による改革とは、国と地方公共団体に関する行財政システムに関する3つの改革。すなわち、1つ、国庫補助負担金の廃止、縮減。2つ、税財源の移譲。3つ、地方交付税の見直しであります。地方交付税の見直しにつきましては、実に約5兆1,000億円の削減が行われました。南部町におきましては、平成16年度と平成18年度と比較した場合、約1億2,000万円の地方交付税の減少となっております。そのため、南部町における財政の健全性を確保するために、人員の適正化、地方債の繰り上げ償還及び借りかえ、事業の取捨選択の厳正化にも取り組んできました。厳しい地域経済の現状は早々に改善しないと思えますし、期待する新技術の開発もままならず、グローバル化、TPPなどに見られるように、国際間の影響も見過ごせません。北東アジアでは、国レベルでの緊張が存在し、国内に目を向ければ制度疲労を起こした政治や進まぬ行政改革、人口の減少と高齢化への進行も気がかりな点でございます。

このような状況を踏まえ、町民の皆様に訴えたいことを何点か申し上げます。

1番目には、何としても平和な国、地域社会を希求し、戦争や暴力に訴えないことだと思います。また、これを許さないことでもあります。人権が大黒柱の町づくりに御協力をください。

2番目には、厳しい財政状況にある現状を踏まえ、後の世代にツケを回さないで、みずからできることは進んで行う。できないことを地域の連携の中で解決を図り、地域でできないことを行政が行うという、お互いに補完し合う関係や意識を持つように心がけましょう。少しの辛抱と努力で持続可能な町が実現可能であります。

3番目には、他人との触れ合いや交流を盛んにして、豊かな文化を築いてきた先人を敬い、私たちの地域に誇りと愛着を持ち、品格を保ち、よき日本の伝統文化に生きることの大切さを訴えたいと思います。

最後に、町長を初め町執行部は全員が、日夜、町の発展と住民の皆様幸せを願って施策を遂行しておりますので、絶大なる信頼をお寄せいただき、ともに力を合わせて南部町の将来を築いてまいりましょう。御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、法勝寺庁舎エレベーター設置でございます。法勝寺庁舎は昭和57年に完成し、現在に至っており、利用者に対しまして大変な御不便をおかけしていることについては、心苦しく思っているところであります。議会の中継はCATVでも行っておりますが、やはり生で直接見たいという方にとって、階段しかない現状は大きなハードルになっているものと想像いたします。また、議会視察で本町に来られる他町の議員の皆さんに対しても同様な思いであります。議会関係の方のみならず、一般の住民の方の参加がある会議や、特にこれから始まる確定申告の受け付け

などで2階の会議室を利用される機会も数多くあると思います。

しかしながら、以前エレベーター設置について検討した際に、庁舎の構造を専門業者に見ていただいたところ、設置場所として適したところがなく、屋外に張り出して取り付けなければいけないなど、高額な費用が発生すると指摘がありました。正式な見積もりをいただいておりますけれども、5,000万円程度と記憶しております。健康に元気で長生きしていただくためには、足腰の運動も大切な要素の一つであります。町としても高齢者及び身体的に不自由な方の階段利用については、運動の手助けとなるよう玄関及び階段に波形のつかまりやすい手すりを設置するなど、安全対策を講じているところです。

今回、天萬庁舎では改修により2階の一部と3階が公民館として位置づけられ、利用促進の観点からエレベーターを設置しましたので、法勝寺庁舎でもエレベーター設置を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 御答弁ありがとうございました。私どもの議会の研修、このごろ数多くあります。その中でも特に地域主権という演題がたくさんありまして、私も何回も勉強する機会を得ました。地域主権改革の全体像として、国の憲法の理念の下に、住民に身近な行政は地方公共団体がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むということが、非常に大事ではないかという勉強もしてまいりました。先ほど町長が施策によっては国の政策もあり、変換期も生じるということも発生するおそれがあるということは今初めて聞きましたけど、いずれにしても過去と同様、やっぱり国、県とも調整の上、町民の皆さんが望んでいる施策をこれからも積極的に行っていただきたい、そういう思いです。

また、本町におきましては、平成19年に、私は地域主権改革の先を行っておると認識しておりますけど、地域振興協議会が動き出しました。4年目に入りました。最初は皆さん、協議会の役員さん、また部員さん、部長さん、自分の仕事が済んでからまた集まって会議するということが大変だったと思います。今でもそういう声を聞きますけど、あの協議会ができて、私は地域をもう一度皆さんが思い出す、もう一度考えるという機運も起きたと思っております。まだ県内、また県外等でも余り数多くこれができておりませんが、私は鳥取県、または全国においてこの南部町の地域振興協議会のあり方が、私はいろいろ皆さんに発信して、いろんな評価もされていると思います。その辺のことの何か特徴的な、何か他の市町村から南部町の問題に声がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 地域振興統括専門員、仲田憲史君。

○地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 地域振興統括専門員でございます。他の市町村からということでございますが、視察の方に大変来ていただきました。特に富有の里地域振興協議会、えぶろんを拠点にして、今、活動されていらっしゃるんですが、先般も大田市の自治会の皆さん、区長さん方が来ていただきました。その取り組みを御紹介をしたわけですけども、今、議員が申されましたように、これまでの立ち上げの経緯とかその他の振興協議会の取り組みもあわせて御紹介をさせていただきました。非常に参考になり、今後の大田市の自治会のこういった地域づくりを参考にしたいということで帰っていただきました。そういったこともあわせて、非常にほかの地域からも着目をしていただいて、非常に振興協議会の取り組みとしてもまたそれを励みにして、それぞれの振興協議会の方で新たな御紹介のできる事案をどんどんどんどんつくられて、地域の活性化に資されているというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 一括交付金に対する町長の思い等は、以前から私は坂本町長は果敢に攻めていくという認識で、今もそう思っております。この地域振興協議会、これを始めるに当たりましては、大変大きな問題となりました。町民の皆さんのいろんな反対もありました。しかし、私は2年ほど前に全日農、全日本農業、何かそういう組織があります。今はとても高齢者の方ばかりで大変御苦勞をされております。その研修があります。年に1回、いつも大山寺であります。ことしはちょっと日程が重なりまして行かれませんでしたけど、その場で私は中国新聞の論説委員の皆さんのお話を聞きました。広島県の山間部です。広島といえば人口が多く、とても産業も盛んだと思いますが、山間部は南部町よりとても過疎で大変な地区と聞いております。そこではある集落が高齢者ばかりになってしまったと。地区の集会、そうすると地区で不幸があったときに法座とか等がありますね、その家に集まって、例えば四十九日とか一年忌とか三回忌とかそういうことができなくなったと。それで、このままでは地区がなくなると。本当に切実な話を聞いてびっくりしました。その後この地域振興協議会の構想が出てきて、同じぐらいでしたけど、私はこれはぜひ必要だということで、一生懸命私らも議会としても取り組んで、また、一昨年でしたか、振興協議会の役員の皆さんともお話しする場もありました。足立議長になられまして、これからもそういう協議会とは議会報告会というような形でもお話をして、住民の皆さんにその内容を議会から発信するということを努力したいと思っております。町長のこれからは地域主権、または一括交付金に対する積極的な発信、またそれを住民の皆さんに理解していただきますように、町長も地区の座談会等出られて大変だと思いますけれど、頑張っって住民の声をしっかりと聞いて施策に取り入れていただきたいと思っております。

次に、交付税のこともありますが、平成16年に合併して10年間、間もなく、あと5年ぐらいですか、それが過ぎますと、その次の5年間で今の話ですと5億円の1億円ずつ減額になっていくと。その後はもう一本算定で、今より予算が5億減ってくるということで、危機感は私どももあります。しかし、住民の要望はいろんな問題がたくさんある。時代が変わるにつれまして次々起こってきます。執行者として、住民がもとの行政でありますので、皆さんのお話を聞くのも必要なことだし、聞かなければなりませんけど、過去の自治体のやり方として国の方針、県の方針、そして住民の皆さんの要望を、もうできるだけ取り入れる。予算がありましたから。だけど、これからは厳しい財政運営ももうわかっております。

そこで町長はちょっと、きついことじゃない、当たり前のことですけど、私はこれからの施策推進はできること、できないこと、これもある程度はつきり勇気を持って町民の皆さんにも発信していただきたいと思います。そのためには、行政が施策の基本構想を町民の皆さんに提示して、町民の皆さんの御意見をしっかり聞いて、町民の皆さんがこれはいい施策だから私らも負担をして頑張っていく、しっかりやらいや、一緒にやらいやという施策なら、私はどんどん取り入れていくべきだと思います。やっぱりこれからは住民も施策に皆さんが喜んでいくと、負担も伴うということも町長、座談会等で言われて話し合っておられると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 座談会も相当重ねてまいっておりますが、町の現状なども伝えて、できるだけとにかく今の段階は、町の課題というようなことについて御理解をいただくというレベルの話が中心であります。残念ですけれども、一緒にこういうことをやってみませんかとか、あるいはこういうことを一緒にやろうやというような話は、なかなかできていないというのが実態でございます。

私は行政を預かる立場といたしまして一番大切に思っておりますことは、住民のやっぱり暮らし、生活であります。今、国が大きく揺れ動いている中で、地方自治体へのさまざまな改革を通じて、結果としてそれが住民の皆さん方の暮らしに影響があるわけですから、いい影響は大いに結構なんですけれども、悪い影響についてはできるだけ最小のものにしなければいけないというように思うわけです。もうちょっと具体的に申し上げますと、我が南部町は財政的には非常に弱いわけですから、こういう弱い財政で今までと同じレベルの水準のサービスを維持していると思えば、これは借金しかないわけであります。借金すれば、後年度の子供や孫たちにツケ回しをするということになるわけでありまして、先ほども申し上げましたように、少しの辛抱と

みんなの努力で持続的に発展する南部町というものをつくることができるというように思っているわけです。そういうことが根底にあって、それを施策の面でどのように実現していくのかということを目指しております。

特に、高福祉高負担は当たり前だということなんですけども、住民の皆さん方はなかなか負担ということについては、これは御理解を得るのに時間が相当かかるわけでありまして。高福祉を中負担程度でできる道はないのかということがテーマであります。中負担程度ということは、やっぱり住民の皆さん方にできることはやっていただく。それから行政と一緒にやっていただくというようなことにおいて、私はそれは可能だろうというように思っているわけです。ですから、そういう理念はいいわけですがけれども、具体的にそれをどのように実現をしていくのかということにおいて、地域振興協議会というような集落を超えた地域の組織をつくって、そういうところで御活躍できる、一緒に協働できる場というものをつくったらというように思っております。そういう場を通じて、住民の皆さん方が施策の推進に御協力をいただき、参加をして一緒にやっていただけるならば、一定の福祉の水準というものを中負担程度で実現することはできはしないかと、このように考えているわけでありまして。そういうことを日ごろ考えながら進めておりまして、これは試行錯誤の毎日であります。決してモデルがあるわけではありませぬし、答えが用意されているわけでもありませんので、試行錯誤ということで、いろいろ御批判もあるわけですがけれども、思いという根底はそういうところがございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 確かに業務を執行する責任として、町長はできたら少ない負担でサービスをいっぱいしたいという思いは理解できます。どなたでも首長になれば、そういう気持ちで取り組みます。だけど、先ほど後世に負担を残さない、継続のある町づくりという面からしても、確かに首長、議会は選挙があります。選挙の場で厳しいことを言ったら負けです。本来ならこうしたい思いがあるんだけど伝えにくいということも理解できます。きょうの本会議で住民の皆さんにも聞いていただきたいのですが、あと10年もしたら5億円減額になるというのも事実でありまして、ぜひとも座談会で子供たちの未来、次世代のこと等も訴えていただいて、行政と住民が一体になって町づくり、これ本当に真剣にやろうという御提案もこれからも頑張ってお願ひしたいと思っております。議会言いにくいこともこれからはしっかり住民の皆さんにも発信していかないけんと思っておりますので、ともに行政、議会ともども頑張っていきたいと思っております。

次に、職員の減少とか配置とか聞きました。配置について、私はちょっと質問しにくい。執行部の皆さんがいろいろ本人の能力とか年齢とか、それから協調性とかいろんなことを考えられて

苦勞して配置されると思います。しかし、住民の皆さんから職員がいつもかわっておると。ちょっと前の職員さんはいろんな説明がよかったのに、またかわってしまったということもあります。なかなか退職者もどんどんふえて、また、今お聞きしましたけど、私も100人に1人規模の認識です。人口1万2,000人を切りました。しかし、職員が減少をして、財政的にはそれはいろんな面が出てきますけど、今ちょうど町長、はざまじゃないかと思ってるんです。職員も減ってくる、それで行政サービスは継続せにゃいけん。そこで、やっぱり無理もあるということでは理解できます、これは。だけど財政規律を守るためには、やっぱり職員の減少は必要なことだと。だけど、住民の皆さんは財政が豊かだという認識もありまして、なかなかそういう厳しい認識を理解していただくのは難しいと、こういう面もあるのも事実だと思います。一番私はいつも思うのは、とにかく余金のことばかり言ったらいけんですけど、やっぱり3割にも満たない自主財源、あとは国に頼る、県に頼る、借金に頼る、そういう財政ですので、厳しくとも、先ほども言いましたけど、結論は町民の皆さんに御理解いただくということになると思いますけど、1点だけ、職員減がなってくるに従って、行政サービスの維持が難しくなる。どういうぐあいにやったら今を乗り越えられるかという決意だけでもお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほどの答弁の中で類似団体ということを申し上げました。人口が1万人から1万5,000人の類似団体が、南部町が所属する団体が全国で67団体ございます。この67団体で一般行政職員数が一番少ない団体は58名でございます。一番多い団体は163名でございます。南部町はどの程度の位置かといいますと、下から14番目というようなレベルでございます。したがって、まだまだ努力の余地はあるということでございます。

職員数が減っていけば、これはもう当然、住民サービスに直結いたしますので、これは住民サービスの低下に結びつくということではございまして、ここのあたりの考え方、バランスのとり方が私は非常に難しいものだと。それから、さっきちょうどはざまだというぐあいに言っていたかもしれませんが、180名からの職員をずっと削減してきました。これは職員の皆さん方の協力がなければできなかったことであります。ことし担当していた方が退職されますと、1年でも退職されますと、次の人をそこに当てはめなければいけませんので、これはもう当然、すぐ人がかわるということになるだろうということで、住民の皆さん方の御懸念もよくわかるわけがあります。ただ、今年度末をもって大体120名台の職員数まで削減できました。職員の協力もいただきましたので、大体このあたりでやっていけば、類似団体の真ん中どころまではいくのではないかと、このように考えておりまして、住民1人当たり39人とか50人程度の職員数でやる

ようなところにはならないと思いますけれども、一定程度の評価はいただけるのではないかと。

それと、石上議員御存じだと思いますけれども、南部町がこういう計画を立てて、そして着実に実行しているということをもた評価をいただいて、繰り上げ償還を認めていただいたり、それから元気が出る応援プログラムなどで交付税で特別の措置をしていただいたりして、要は行革努力を評価して交付税も一定程度維持されておると、あるいは増額になっておるという面もあるわけでありまして。要は、こういう行革努力を絶えずやっていき、町の行政水準というものをできるだけ下げないように維持していきたいというように思っておりますので、御協力をよろしくお願い致します。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 確かに私も前段で申し上げましたように、当初は22年ぐらいから非常に厳しい財政になるというような推計もありまして、本当に皆さんも町民の皆さんも心配されたと思います。国の交付税の一部増額もありました。職員の減少もありました。今思えば、本当によかったなど。私は、職員の皆さんが職員が減って大変御苦労もあったと思います。御苦労をかけましたけど、町民の皆さんもある程度職員の減少に気づいておられると思います。人手が足りないということもあるかもしれませんが、良識のある住民の皆さんは、それは当然のことだと、減少はやって生きていく町にせにゃいけんということで、職員の皆さんも町民の皆さんもこれからはどんどんどんどん気づいていってくださって、町の一緒にやらいという機運も高まると思います。町長も大変ですけど、頑張ってくださいたいと思います。

次に民間委託のことですけど、私は保育園のこと書いてありました。杉谷議員の質問で詳しく説明いただきました。私は演壇の場で責任は当然、町だと。質も落ちないだろうと。また、そのほかに公募のことにつきましては、伯耆の国がいろいろ新聞等でピラですか、批判もいろいろ書いてありました。しかし、全国の指定管理された中には倒産した会社もあると。現実にあります、倒産した会社が。それで、今の保育園の非常勤の職員の皆さんが伯耆の国に雇用されるということで、安心して保育園の業務を一生懸命できるということも事実でありますので、あとのまだ質問がたくさんあると思います。私は私の思いで責任と質と伯耆の国と、この3点を私は大丈夫だということを特に強調しておきたい。次の後の議員さんでいろんな自分の思いが出てきますけど、私は特にこの辺を強調しておきたいと思います。時間がちょっと予定より長くなりますけど、議長お許しくださいませ。

次に、職員の能力向上、それから町長の訴えたいこと、しっかりと聞きました。ぜひとも目標に向かって頑張ってくださいたいと思います。職員の皆さんもときには町民の皆さんから怒られ

たり、また議会から叱責食らったり、そういうこともあると思いますが、くじけずに、特にきょうは課長さん方がいっぱいおられますので、職員の皆さんには頑張れと元気づけてやってください。

最後になりますけど、二小の小学校、改修でなく解体して改築と聞きました。この前、池野の集落行きましたら、ある高齢者の方がこのごろ村のもんが元気がないと、そういう声を聞きました。やはり、活性化は住みにくい地域、または何というか、老人、高齢化率が高いところ、辺地言ったら怒られますけど、そういうところから盛り上げていくというようなことも言われておりますので、地区の皆さんのまた御要望、御意見等も聞いて、来年度に向けてやっていただきたいと思えます。

エレベーターのことですけど、御存じのように、私の質問になったら傍聴の方が急に少なくなりました。（笑声）歩いていくえらさばっかしじゃなしに、その人の議員さんの人気もあるんじゃないかということで反省しておるところですけど、検討するということですので、テレビより議会に来られて顔色を見ながら、その人の議員さんがどげな気持ちで伝えとるかということはやっぱりこの場でなけりゃわからんこともあります。議会の活性化が失われたら、その町の活性化も失われます。元気もなくなります。そういうことで、ぜひとも近い将来、私ども年とってまいります。足がくたびれてきますので、いい方向に検討していただきますようお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で10番、石上良夫君の質問を終わります。

---

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は13時30分にいたします。

午後0時25分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をします。

続いて、5番、景山浩君の質問を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山浩でございます。議長のお許しをいただきましたので、2つの項目につきまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、定年退職後の健康管理体制の充実について伺います。

団塊の世代の皆様の先頭の方々が65歳ラインに差しかかろうとしておられます。全人口の中

で非常に大きなボリュームを占める団塊の世代が一般的な最終定年ラインを超えていかれることで、今後、退職者が急激に増加し、その方々は国民健康保険の被保険者となられるとともに、町にはこの世代の方々の健康管理について一定の責任が発生することとなります。

先月、厚生労働省から2008年度の国民医療費が34.8兆円と過去最高を記録したと報告がありました。その要因は、高齢化の進展と医療技術の進歩であると分析されており、この団塊の世代の65歳超えで、今後も相当大きく伸びていくであろうことは想像にかたくありません。この34.8兆円の中身を見ると、65歳以上の医療費は全体の54.6%を占めており、1人当たりの医療費も65歳未満の年間1人15万8,900円に対し、65歳以上は年間1人67万3,400円、70歳以上は76万円、75歳以上では83万円と高齢世代の医療費は元気世代の約4倍から5倍となっております。ちなみに60歳から65歳の間の5年間で、60歳で退職された方と65歳まで働き続けた方のこの5年間の重篤な病気にかかられる確率というのは、退職された方が働き続けられる方の5倍ぐらいあるというふうに言われてきましたが、ほぼそれに近い結果が数字となってあらわれております。

そして、医療費負担の内訳では、国と自治体による公費負担が37.1%となっておりますが、全国平均よりもさらに高齢化が進んでいる当南部町にとって、自己負担や保険料の大幅な引き上げがないとすると、今後、急激に負担が増大していき、国民健康保険財政の悪化はもちろんのこと、南部町の町財政全体を圧迫していくことは確実です。このような状況下、医療費の抑制策として町民、特に65歳以上の皆様を対象とした健康管理、健康増進、病気介護の予防体制の整備は、どんどん重要度を増しております。

そこで、お尋ねします。

1番、増加を続ける医療費や老人福祉の費用について、町としてどのような対応をすべきとお考えでしょうか。

2番、健康福祉課や病院独自の取り組みではなく、部門横断的な総合的健康管理体制の整備が必要と思われませんが、構築状況はどうなっているのでしょうか。

3番、予防医学的な観点から、病院が今後、積極的に取り組むべきことには何があるとお考えでしょうか。

4番、健康管理教育はどのように実施し、今後どうしたいとお考えでしょうか。

5番、ストレス解消や生きがいづくり対策についてはどのように行っておられるのでしょうか。

6番、働く場の創造や提供についてはどのようにお考えでしょうか。

次に、役場業務の民間活用に対する基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

つくし保育園、さくら保育園の町立保育園 2 園の民営化が提起され、町民の皆さんからも多くの御意見が出されているとともに、このたびの一般質問でも多くの同僚議員からこれについての質問が行われます。今議会でも指定管理の議案が出されており、保育園だけにかかわらず、従来、役場が直接実施してきた業務への民間活用、アウトソーシングが今後も一層進むものと思われませんが、その民間活用の必要性や意義といった基本的な考え方がいまだ十分に示されていないように感じます。町民の皆さんの御理解をいただくためにも明確な考え方を示すべきだと考えます。

そこで、お尋ねします。

1 番、民間活力の導入の意義並びに必要性の基本的な考え方はどのようなものでしょうか。

2 番、今後の民間活用はどのようなものが考えられるのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員の御質問にお答えをしております。

定年退職後の健康管理体制の充実についてということでございます。

まず、増加を続ける医療費や高齢者福祉の費用について、町としてどのような対応をすべきかとの御質問であります。健康づくりは長期的な取り組みを必要とすることから、町では赤ちゃんから高齢の方まで年代に応じた健康の保持、増進のために、健診はもとより社会教育や地域活動への支援など多角的な取り組みを行っており、国民健康保険に加入なさっている、あるいはいないにもかかわらず、全町民を対象とした取り組みを行っていることは御承知のとおりであります。

さて、医療費が高騰する最も大きな原因は医療技術の進歩であると言われておりますが、病院で死亡する直前 1 カ月間の人にかかる医療費は 1 兆円という試算が出ておまして、これは全体の医療費の 3% に当たるものです。医療技術の進歩で、これまで助からなかったような症例でも助かることが可能となり、したがって、医療技術が進歩する限り、医療費が増大し続けると言われております。しかしながら、議員御指摘のように長年社会の第一線で御活躍なさった定年退職者の皆様は、退職とともに一気にその疲れが噴出し、体調に変調を来すことが懸念されるところでございますので、この方々の健康管理は大きなポイントになると考えます。町では総合計画に基づき、それぞれの所管で健康管理に関するさまざまな取り組みを行っているわけですが、いま一度全体を点検してみたいと考えます。

予防医学的な観点から、病院が今後積極的に取り組むことは何があるかということでございますが、これは病院事業管理者の方からお答えをしてみたいと思います。

次に、ストレス解消や生きがいつくり対策について、どのように行っているかという質問でございますけれども、現代社会はストレス過多の社会でありまして、少子高齢化や価値観の多様化が進み、家族や地域のきずなが弱まっていることから、だれもが心の健康を損なう可能性があると言えます。本町では今年度から県の自殺対策強化基金事業を活用した啓発事業として「こころのSOSに気づいたら」という冊子を作成するとともに、心の健康をテーマとして西伯病院と連携して集落単位のいきいきサロンなどに出かけ、健康相談を行う予定にしております。

退職後の生きがいつくり対策につきましては、これまで述べてまいりました社会教育活動や地域での活動などの施策のほかに、貸し付け農園を2農園、32区画提供しております。また、地域振興協議会でも貸し付け農園を計画しておられると伺っていますので、小面積の農地を利用して野菜や花を育てながら、地域での活動を推進していただきたいと思っております。

町では農業の後継者が不足している中、退職を迎えられる団塊世代の方を農業の新たな担い手として位置づけて、平成12年、旧西伯町では定年帰農セミナーを開催し、定年帰農を目指す人や農業で生活をしていきたいと考えている方を対象に、数年後の就農を見据え、専門的な営農の知識や技術を習得することを目的に、年間10回程度の講座で経営的なことや補助制度のことなどの座学、栽培技術に関する実践講座、先進地視察などを行ってまいりました。受講者は延べで160人を超えていましたが、就農し、新たな担い手として営農に結びついてはおりんということでございまして、平成20年をもって事業を中止しておりました。これからは団塊の世代が次々と退職を迎えようとしています。退職後の選択肢の一つに農業を選んでもらえるように、団塊の世代や農業に興味のある方を対象とした農業講座、生きがい農業塾というようなものを考えております。この講座では、専門的な部分ではなく、農業の幅広い分野での入り口部分の講座を実施して、多くの知識を得る機会をつくることで、今後、農業を意欲的にできる方を育成していきたいと考えております。

また、発展的に農業の実践をしていきたい方には、今年度より実施している汗かく農業者支援事業を使って、養魚田の整備や栽培推進、施設の整備などの支援をしていく考えであります。なお、汗かく農業者支援事業では、22年度は本日現在で16件を認定しておりますので、これらは販売を目的とした営農を行うきっかけになるものと考えます。

また、町内には南部町広域シルバー人材センターがございます。シルバー人材センターは皆様方が培った知識や経験、技能を生かしながら、働くことにより生きがいを持ってもらい、心身両面にわたる健康の維持にも貢献していただいております。会員の加入資格は南部町、伯耆町にお住まいの方で、おおむね60歳以上で働く意欲のあるお方なら会員になれますので、皆様もぜひ

とも参加いただきたいと思います。現在、会員は541名、年間契約金額は2億円余りの実績となっております。南部町の自然に恵まれた環境を生かし、今後も引き続きこのような取り組みを推進することで、団塊の世代の方が職場で長年培われたさまざまな知識や技能を発揮して、地域で御活躍いただけるような支援をしてみたいと考えております。

次に、役場業務の民間活用に対する基本的な考え方ということでお答えをしてみたいです。石上議員の御質問でお話をさせていただきましたように、今までのように職員がすべてにおいて職員だけで行政サービスを行っていくことには無理があり、率先してアウトソーシングを行う必要があることはお話しいたしました。国においても構造改革が進められる中で、民でできることは民にということを中心に、民間事業者への規制緩和など行政サービスの民間開放が進められ、民間によるサービス活動の領域は拡大いたしました。

町でも民間活力の活用については、主に次の2つの方法で進めてまいりました。1つは、従来から行っていた民間委託であります。設計業務や保守点検などがこれに当たります。2つ目は指定管理者制度です。指定管理は今のところ47の施設を受けていただいております。民間活力のノウハウを活用した、より効率的なサービスにシフトしていくことで、少ない職員数で行政サービスを低下させないことができていると思います。

この民間活用を進めるということは、行政サービスの民間への放棄であるとか押しつけではございません。民間活用とは、公共サービスの提供者を民間部門にゆだね、行政はその管理監督者の役割を担うことであります。行政は民間事業者に対して、公共サービスの目的の理解などに関する助言や問題点などに対する監視や指導を行い、最適な事業管理を行うことによって、民間事業者を効率的、効果的に活用し、良質でかつ安全な公共サービスの提供を行うことができると思っています。

今後の本町の民間活用はどのようなものが考えられるかということにつきましては、身近なところでは証明書の発行業務などの窓口業務が考えられます。これら業務の民間による運営については、情勢を踏まえつつ、どのような部門をどのような形態で運営することが行政サービスの効率化とよりよいサービスの提供につながるのかについて、積極的に議論、検討を重ねた上で判断していかなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。景山議員から西伯病院の予防医学的観点から取り組むべき課題についての御質問をいただきましたので、お答えいたします。

私は健康は個人の最大の財産だと思っております。子供から大人まですべての町民の皆さんが

健康は自分で守るという意識を持っていただくことが非常に重要であります。幸い私たちの町には町の病院がありますので、予防医学の観点からもこの医療資源を有効に使っていくことが町民の健康というかけがえのない財産をしっかりと守ることにつながると考えております。

さて、西伯病院が積極的に取り組んでいきます予防医学の分野を第一予防から第三次予防までの3段階に分けて御説明いたします。

第一予防とは、いわゆる健康な時期に生活習慣の改善や健康教育を通じて健康増進を図り、さらに予防接種等により疾病の発生予防をする分野でございます。SANチャンネルでも視聴いただいております西伯病院の健康講座は、医師、薬剤師などがわかりやすく医療の正しい知識をお話することで、町民の皆さんの健康維持増進を図る取り組みでございます。また、ことしから本格的に取り組んでおります出かける健康講座、出前講座でございますが、地域振興協議会を中心に、ことし6回呼びいただきました。聞きたい医療の話をリクエストいただきますと病院が専門職員を派遣するこの取り組みは、大変好評をいただいているところでございます。健康診断や人間ドック、各種のワクチンの接種業務も近年伸びてございます。

第二次予防でございますが、不幸にして発生しました疾病を健診等によって早期に発見し、さらに早期に治療し、疾病の重症化を防ぐ対策のことでございます。西伯病院では、がんの早期の発見のために日曜健診に取り組んでおりますが、本年、特に乳がん無料クーポンの効果もあり、受診者が増加していることは大変喜ばしいことだと考えております。また、西伯病院の胃カメラ、大腸カメラによります早期発見、治療は高い評価をいただいております。昨年4月からは鳥取大学医学部附属病院と西伯病院を光ファイバーで結び、希望される患者さんの医療情報を双方の医師が参照し、専門的見地から指導する業務、おしどりネットを全国初の相互参照システムとしてスタートをさせることができました。現在、190名の方がおしどりネットに登録され、月に平均10名ずつ増加してきております。大学の持ちます高機能な医療と西伯病院の療養機能を有効に連携させ、患者さんの一日も早い復帰を支援しております。今後はさらにこれを広げていくことを鳥取県を中心に検討しております。

最後に、三次予防でございますが、治療の過程におきます保健指導やリハビリテーションによる機能回復を図ることで、生活の質に配慮し、再発防止や社会復帰対策を講じることでございます。西伯病院では、自宅から通いながらリハビリを行う、通称リハビリテーション、重度認知症デイケアらしく、自宅に出向いて機能回復を図る訪問リハビリなど、在宅支援による患者さんの生活の質の維持向上に取り組んでおります。特に訪問リハビリは、患者さんが自宅で理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による専門リハビリを受けることができ、町民の皆様方に大変喜ん

でいただいているところでございます。

議員御質問の西伯病院が積極的に取り組むべき課題は、今後期待されます地域包括ケアシステムの中核として、他の保健、医療、福祉資源と有機的、効果的に連携していくことが重要であると考えております。さらに進みます高齢社会、長生きを喜べる社会を構築しなければなりません。西伯病院という医療資源を有効に使っていくことで、町民の皆さんの健康というかけがえのない財産を守る、そのことを御支援してまいりたいと考えております。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。大変申しわけございませんでした。先ほどの答弁の中で1点だけ、健康管理教育について落としておりましたので、追加で答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、年代別の医療費の状況でございますけれども、平成20年度から後期高齢者医療制度の開始や退職者医療制度の加入年齢が65歳以下になるなどの変更があり、比較できにくいことから、少し古いわけですが、平成19年度の南部町国保加入者の診療費で述べてみますと、65歳以下は1人当たり22万1,000円であります。75歳以上では68万7,000円と、約3倍となっております。議員の御指摘のとおり状況であると考えております。一方、介護保険の認定者は、65歳以上の人口がふえたにもかかわらず、平成16年以降600人程度と横ばい状況となっております。お元気な高齢者がふえたものと安堵しているところであります。また、平成20年の南部町国民健康保険者の医療費を疾病分類で見ますと、高血圧、脳梗塞、心臓病、糖尿病、肺がん、胃がんなどの生活習慣病が上位を占めております。これらの生活習慣病対策としましては、町民の皆様が自分の健康に関心を持っていただき、よりよい生活習慣を身につけていただくことが基本と考えております。町としましては、特定健診、各種がん検診などの健診のほかに、健康教育として各集落や地区での健診の結果説明会や糖尿病教室、メタボ予防教室などに引き続き取り組んでまいります。

次に、介護予防としましては、介護が必要となる原因が脳卒中、認知症、足腰の筋力低下や閉じこもりによることなどから、閉じこもり予防や認知症予防事業、運動機能向上などの介護予防事業を実施しているところです。これらの事業につきましては参加希望者がふえていることから、23年度は教室の開催をふやすように計画しております。

公民館事業では、60歳以上を対象とする高齢者学級、現在は愛称としてことぶき大学としている事業や、50歳以上の女性を対象とするひょうしぎ学級などの事業を通じ、生きがいや健康についての講座や軽スポーツ活動を取り入れて実施をしております。

健康づくりにつながるスポーツの関係では、だれでもいつでもいつまでも自分のペースで気軽

にスポーツに取り組める環境づくりのために、現在、総合型地域スポーツクラブの設立準備に取り組んでいるところです。

また、各地域振興区ではふれあい部や福祉部などが中心になって、地域の健康、課題解決に向け、健診の受診率の向上や各種健康講座、料理講習会、健康ウォーク、ラジオ体操など、地域の健康づくりに取り組んでいただいていると聞いておりまして、活動の輪が広がっていることを大変喜んでおるところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） たくさん項目がございましたが、一つ一つ丁寧にお答えをいただき、ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。私がこれから再質問で述べますことには、現場で実際の実務を行っておられる方からすると、全くもって理想論的なことも多分含まれていると思いますし、それはちょっと無理だぞというようなこともあるかもしれません。まあ、それはできんわで終わってしまったら、もう元も子もないというふうに思いますので、なぜできないのか実現するためにはどうしたらいいのかという観点からお答えいただければ幸いです。

それでは、順を追って再質問させていただきたいと思いますが、これまで病気や介護の予防というのは、町民全体ですとか国民健康保険の加入者、年代層、年代別といったような大きなグループの健診の受診率がどうだとか罹患率がどうだといった観点から施策が実施されているのではないのでしょうか。高齢期、多分、本当は高齢期になる前の現役のころから必要だと思いますが、治療や介護を必要とする状態を出来させる生活習慣、そして一人一人の個別の生活環境に配慮した健康管理や生活改善が必要だというふうに思われます。そこには従来の健康福祉課や病院単独の、それだけで効果的な手が打てない問題も多分隠されているのではないだろうか。そして住民生活にかかわりがあるそのほかのセクションもすべてが連携した取り組みというものが必要になってくるというふうに思われます。どなたにお答えをいただいたらいいのかなという気もしないでもありませんが、そのようなことを考えると、今まで十分に効果的な動きができていたか、そしてほかの課や機関に協力してもらえたらなど、もっと効果的なことができたんじゃないだろうかと思えるようなことがありましたら、多分、健康福祉課になるのかなという気はいたしますが、何かございましたらお願いをしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） わかりにくかったかもしれません。健康福祉課が事業を実施して、どういった成果を上げるために事業を実施したいと思ったときに、ほかの課にもこういった面で

協力をしてもらえたらもっと効果的になるんだろうなといったようなことを感じられたことが今までに全くなかったのでしょうか。とりあえずそのことをお答えいただけたらと思います。

○議長（足立 喜義君） 保健対策専門員、櫃田明美君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） とてもちょっと難しい質問なんですけども、今までやってきた中で他課との協力でよかったなと思ったことをお伝えしたらなと思います。やはり健康教育とこの健康福祉課だけにするのは、なかなかうまく対象の方をとらえられないというようなところがありまして、過去に公民館の方と共同いたしまして、例えば高血圧教室だとかそういう健康講座を公民館とタイアップして開催させていただいたことがあります。そういうところでタイアップしますと、ふだん健康福祉課としてなかなか一緒に活動できない方々と顔を合わすことができまして、活動の場が広がったというふうに感じたことがございます。

それともう1点、今感じてるのは、やはり今、議員御質問にありましたような年代の健康管理ってというのはとても重要な問題、団塊の世代というのが大体今、南部町で人口の1割、1,000人程度いらっしゃるんで、その方々の健康管理というのがとても大事だと思います。私たちが日ごろ活動の中で、退職してこられて町の健診を受けていただくと、もうその時点で結構いろんな病気を持っておられることも多いので、やはり一つはもっと若いときからの健康管理ということが大事ななということを感じますことと、そういう意味では、企業、他の課というよりは職域の健診というか職域との連携ということが大事なことかなと思います。

それからもう1点は、今メタボってということが言われてるんですけども、便利な世の中になって、車を使うことがあって、やっぱり今、運動が不足してるなということを感じておまして、運動習慣でラジオ体操であったり、ウォーキングがふえておりますし、ウォーキングのサークル活動もしていただいておりますけども、そういう高齢者が本当に町長の答弁にもありましたけども、運動をする習慣をつけるというふうなことが、その辺は教育委員会とか等の連携になるかもしれませんが、そのあたりがこれからの課題ではないかなというふうに感じております。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 答えにくい質問にお答えをいただきまして、ありがとうございました。私もこの質問をどういうふうにつくっていいかなというふうを考えながら、本当に健康福祉課だけではなくて、質問項目もたくさんつけましたが、健康に関連する事柄を上げていくと、教育委員会も産業課もちろん町民生活課もいろんなところがすべて何がしかかわっている。当然、健康福祉課や病院は最先端、最前線におられるわけですけども、そうしますと、そういうところを連携だってといいますか、有機的に結びつけて、一つの方向に向かって足並みをそろ

えるといったようなこと、お答えにも多少ありましたが、より具体的なお答えがもしございましたら、町長から伺いたいというふうに思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。まことに漠然としておって、難しい質問であります。答えにはならんかもわかりませんが、問題は、健康というようなことについては、まずみずからが自分の健康は自分で守らなければいけないと、こういうことが基本であります。それから健康には心の健康もあれば体の健康もありますから、これはそういうことに対応したさまざまな対策がなされるわけであります。体の健康でも何でも一応、役割としては病院や健康福祉課が業務としてそれを行っておりますので、第一義的にはそこでの対応が最も大切な対応ではないかと、このように思っておりますが、例えば、先ほども申し上げましたように、貸し農園というようなことを産業課が仮にやるとします。これは農地の荒廃予防といった観点もあろうと思いますが、貸し農園をすれば、食物の生育というようなことを通じて、生きがい対策には非常に有効だというように思っております。そういうことでありまして、すべてが有機的にこれは関連しております、御心配をなさらなくても、有機的に関連している。景山議員が常務さんなさっておられます地域振興会ではタケスルメを開発されて、非常に大きな反響を呼んでおりますけれども、これなども竹林の整伐といった面もありますけれども、高齢者のちょっとした所得稼ぎには非常に役に立っております、そういう意味からいっても生きがいづくりにもなっておるし、また地域おこしにもなっておるということで、切り口は違うわけですが、大体施策はすべてそういうことで関連しているというように思うわけです。

ですから、町民の皆さんが自分の関心のあるところ、それから関心がなくても呼びかけに応じて行ってみようとか、要はそういう気持ちを持っていただいて、行政とアクセスしていただければ、きっと心の健康や体の健康に到達する道は用意されておるというように思うわけでして、そんなに御心配なさらなくてもいいのではないかと思っております。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 多分ほとんどのものが町長おっしゃるように有機的につながってはもろんいると思います。私が、お願いになりますが、これは。そういった個々の動きを統括するようなそういったものも今後、間違いなく医療費伸びていきますし、きょう石上議員の質問に対してのお答えにもございましたとおり、町としての収入、地方交付税等も下がっていく、町全体の収入も減っていくことも、これもほぼ確実に起こることだろうというふうに思います。どんどん大きくなっていく医療費にすべてのセクションが力を合わせて一つの目標に向かって、当

然、個々の課で個々の業務目標は持ちながらも、全体ででっかい敵になるだろうと思われる、現在もそうです、既にそうですが、医療費というものに立ち向かっていくことが必要なのではないだろうかというふうに思います。そのための、屋上屋を重ねるような話になるかもしれませんが、立ち向かっていくための仕組み、機構のようなものを何とか、どういったものということは言えませんが、できないかなというふうに考える次第でございます。

では、質問進めさせていただきますが、これも、いや、そうじゃないというふうに言われるかもしれませんが、ほとんどの自治体では健康づくり、介護予防、疾病予防の取り組みと医療との連携というのはされていないというのが実情のようです。公立病院を持つという意味は、健康管理施策と医療が一定の連携を持つことができるということで、先ほどの私の意見にダブるということにもなるとは思いますが、西伯病院があることで、南部町は本当に病人が少ない町だと言われる町になることを目指した取り組みが可能な条件を備えているんだなというふうに思います。そして、これを有効に活用しない手はないわけです。そういう面で、例えば教育委員会が病院と一緒にあったような活動とか、ほかの全然違った課が病院と一緒にあったような活動ということもこれからはしっかり考えていかなければならないんだろなというふうに思います。

医療費の抑制のための在宅ということも病院事業管理者の方からお話ございましたが、やはりどうしても施設から在宅へという医療や介護の一定の転換が必要であるということは、皆さん御承知のとおりです。往診や訪問看護、訪問リハビリなどの在宅診療についてお答えをいただいたわけですが、病院だけではなくてほかの、例えばゆうらくとかそういったところもこういった部門をお持ちです。現在でも連携をとっておられると思いますが、今後さらに広い意味での連携をとれるとしたらどのようなことが考えられるかということをお意見をもちでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。新たに云々ということはございませんけれども、先ほども申しましたように、資源は現にあるわけでございます。医療もそうでございますし、介護、それから町であったり周辺にいろんな施設もあると。ドクター等にお伺いしますと、数施設とは非常に連携もうまくいって、西伯病院が頼りにされてると。そして、うちの方に一度、医療行為を受けて入院なりして、またお返しできるケースもあると。ただ、病床数が昨年場合は少しあいておりましたけれども、ことは以前にも申し上げましたように、非常に94%程度、9月末までの数字でございますけれども、それぐらいの稼働になっている環境でございます。そうしますと、なかなか受け入れが自由度がきかないというケースもございます。そうして、また3階病棟でございますけれども、一般病棟とそれから療養病床でございますね、そ

こをやっぱり医療と介護で料金が違うこともあって、いわゆる制度的に日数がたったので療養の方に回すとか、これは介護の方が高いとか安いとかいろいろあるわけですけども、そこが病院だけの事情でできないケースもあるわけでございます。それを全く同じとは申しませんが、病状等によりまして扱いが違うわけでございますけども、どうせなら安くて同じサービスを受けたいわけございまして、そこに制度上の壁もございまして。そういうことはいろいろございまして、結局今ある施設とかもろもろをやっぱり有効に活用して、結局、先ほど申しましたけど、連携を強化すること、そしてそういう意味で、先ほどから出ておりますけども、病院と健康福祉課でございますかね、そことの、町民の情報を持っておられるのは健康福祉課の方でございますし、その情報に基づきながら町民の皆さんのニーズに合った医療をこなしていくということではなかろうかと思えます。

それと、先ほどからいろいろいただいておりますけども、もちろん病院の使命といたしまして、保健・医療・福祉でございますね、その連携強化ということはあるわけでございます、自治体病院でございますからですね。ただ、今、私の方の病院の体制と言いますから、そこから言います、やっぱり医療を今の段階では重点的にせざるを得ない状況にあると。そして、経営基盤を安定させていかないと、なかなか保健、福祉の部分も十分な対応、まず21年度のような経営状態では、きれいごとは済まされない状況だったわけでございますんで、そういう意味でまずは安定ということが第一だろうと思えます。そうして、そこがきちっと充実、本来の使命でございますね。そこが充実してまいりますと、すそ野も広げられると、そういうふうになっておまして、やっぱり少し時間をいただきたいと。

以前に議員も御一緒に視察をさせていただきました陶病院でございます、綾川町ですね、そこなんかは病院と地域包括センターだと言っておりますけど、そこが中心に連携を強化して、あそこは病院主導だったと思えますけど、それで非常にうまくいっているという実例も見てるわけでございます。その知ってることが実践に移せるかどうかということだろうと思っております、少し時間をいただきたいというふうに考えております。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 確かに公立病院のほとんどが赤字ということで、経営的な面から見れば、経営的な面からといいますか、経営的な面を考えざるを得ないということも当然だろうというふうには思いますが、患者数がばんばんふえて、使われる薬の量が物すごくふえて、高度な医療もどんどん使われて、とって黒字になって経営がプラスになったということ、これももちろん大事なことだろうというふうに思います。赤字よりも黒字の方がいいに決まっているわけ

すけれども、黒字を出すことだけが公立病院の役割ではないんだらうなというふうにも思います。

設立当初は医療の偏在というものを何とか解消するといった意味で病院ができてたわけなんですけれども、今では町民の幸せを実現する、健康状態を保つという、病気の治療というのももちろんこれはあるとは思いますが、町民の幸せということになると、病気にかからない、健康な状態を維持する方がより町民の幸せにはプラスになることだらうなというふうに思います。

そうしますと、そういうことにかかってくるコストというものも出てくるわけなんですけれども、町民として西伯病院が物すごくもうかってよかったなと、利益を出してよかったなという方が本当にいいのか、それとも多少赤字は出ても、これはない方がいいですけれども、出てもこれはコストとして仕方がないというふうな認識が持てるのかどうなのかというところは、管理者に答えてくださいっていうのも厳しいかもしれませんが。

○議長（足立 喜義君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。議員がおっしゃいますように、私は町民の皆さんから高い料金を取りましてもうけようなんて全く思っておりません。とんとんでいいと。それで、今、病院の全部黒になりゃいい事業してるわけじゃなくて、赤字のこともたくさんしているわけでございます。特に、地域住民の皆さんにとりまして、あっていいなっていうのは、通所リハビリでもそうでございますし、認知症のデイケアらしく、それから精神デイケアでございますね。そういう外来部門といいますか、地域連携を強化する部分、この部分は赤字です。簡単な赤字ではない、随分赤字になるわけでございます。だけど、必要でございますんでやってるわけです。そこには、いろいろことしになりましてから部門ごとの経営状況といいますか、そこを分析しておりまして、ただ一部、材料費につきまして粗い部分がございますけれども、部門別、あるいは病棟別、診療科別に全部分析をいたしました。それで、その中で赤だから切りゃいいなんてことは全く思っておりませんで、トータルでとんとんでいいと。これが自治体病院の役割ではなからうか。やっぱりそこで成果も出てまいりますと、先ほど議員がおっしゃいます保険であったり、福祉の面にも十分職員の時間が割けるといいますか、そういう対応もできていくんじゃないかというふうに考えております。

したがいまして、先ほどのあれにつけ加えますと、私の方も入院料であったり、1日の外来患者さんの単価でございますね、それ等もどんどん上がればいいんですけども、前年比で下がってる状況でございます。これは、患者さんの受け入れの方とかそういう方法の中で起こってるわけでございますけど、そういうことで非常に厳しい中でやってるといことは御承知いただきたいと思えます。

それと、2年前ぐらいの数字でございますけども、南部町の町民の方々は、3割程度が西伯病院にお見えになっております。西伯病院としましては、入院患者様、あるいは外来患者様は75%から80%ぐらいが南部町の方だということでございまして、先ほど議員がおっしゃいますように、どんどん町民からというようなことは考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 管理者には答えにくいところを答えていただきましてありがとうございました。

こればかり言ってもあれですので、働く場の件につきまして、営農講座を実施をしたけれども、なかなか新規就農に結びつくことができなかつたというふうなお答えをいただきました。それと、シルバー人材センターさん、非常にたくさんの方が登録をしておられて、2億円も事業を行っておられるということですが、なかなか職種といいますか、部門が限られてるということをよく伺います。このシルバー人材センターの受託できる業務といいますか、新しいそういった職域を開拓していくようなことというのは、何か考えられませんかでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。非常にわかりにくいわけでありまして、それからシルバーのことはなかなかシルバーのことで考えられることでありまして、これは町政の中で聞かれても困るわけでありまして。そうはいつでも御質問ですから、ちょっと私が考えておることを申し上げます。

今の団塊の世代の方は、パソコンを駆使してIT社会を生きてきておられるわけでありまして。例えば、デジタル技術で写真を撮って、電柱がなくなればこういう風景ができ上がりますよというようなことをもって、例えば設計会社が出した下請の仕事を作らせて、設計会社はそのことでまちづくりの企業なら企業にそういうものをまちづくりの担当課に、都市計画課だとか、あるいはうちでいえば建設課とか、そういうところにこういう電柱のない町をつくりませんかというような提案をするというような仕事もあるのではないかとこのように思うわけです。これは非常に根気の要る仕事でありまして、電柱があるのでただ消せばいいというような簡単なことではないわけですが、根気の要る仕事を高齢者の皆さんがやって、新しい仕事をつくっていくというようなことは十分可能だし、可能性があるというように思います。

シルバーさんは長年培ってきた経験をお持ちですから、今、私が申し上げるようなことはほんのささやかなことで、可能性としては物すごく広い間口があって、要はその気になってさえやられれば、無尽蔵に仕事はあるだろうというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 何遍も繰り返しになるわけですが、この高齢者がふえて医療費がどんどんふえていく、増加していくということは今後、絶対に避けられないことです。各課が連携をして予防をしていく、できるだけ抑え込んでいくということは、一つの課だとか病院だけではこれからは難しいんだらうなというふうに思います。すべての力を結集をした、そういった医療費の抑制策とか健康増進策をとっていただけるような体制というものを構築していただければなということを思っておりますし、当然これにはコストがかかってくる話だらうというふうに思います。それにかかるコストと医療費と見合った場合に、コストが10かかったから医療費は伸びんかったけれども、結局、トータルコストとしては10伸びたがなということは、確かにプラスになるのかもしれませんが、それで健康が維持できたり、病気にかかって苦しむ方が少しでも減れば、それがやっぱり町の行政の目的を達成したことになるんだらうというふうに思いますので、今後もぜひそういった、ちょっと景山、ああいうこと言っとったけどなということでお考えをいただければなというふうに思います。

1番目が随分長くなってしまいましたんですが、2番目の民間活用に対する基本的な考え方でございます。これは石上議員の質問でほとんどお答えいただいたわけですが、民間活用のことを論じ合う場合に、必ず今まで公共がやっていたことを民間がやるとなると、ちゃんとした業務をしてくれるかなというようなことが必ず出てまいるわけです。もう一遍、振り返って考えますと、町の行政の目的というのは、町が抱えてる行政課題を解決していくことが目的のはずだらうなというふうに私は感じております。例えば、保育園を例にとれば、家庭の事情等で保育を受けることができない子供が、保護者にかわる保育サービスを受けられる状態、こういうものをつくっていく、提供していくことが役場の業務といえますか、行政の目的だらうと。そして、公の施設という保育園であれば、町が直接運用しようと、指定管理者のような民間に委託しようと、当然公費が投入されるわけですので、町が最終的な責任を負うということには変わりはないわけです。

もし違いがあるとすれば、保育園なら保育基準、それ以外の施設や業務であれば、それぞれの管理基準や業務基準があって、それに基づいて当然、業務は行われるわけですが、民間であれば、良質なサービスを提供しない場合には、または間違っただけを行なった場合には、当然不適格な業者ということで切られるということが前提にあるわけです。公にはこういったことは、個人的にはあるかもしれませんが、業者としてとか組織として切られる、排除されるという危険性はないわけですので、そういうことが前提としてあれば、当然そういうことにならない

ように一生懸命やられるはずですよ。そして、そういう方が業者さんが残っていかれるということになりますから、質が落ちるということはないというふうに私は感じます。

ただし、どちらが責任をとるんだというグレーゾーンのようなものは確かに出てくるというふうに思いますので、それと特に保育園のような今まで指定管理に出した実績がないところでは、その評価をどのような格好でしていかれるのか、どういうふうに業者の業務の遂行状況を見守っていった評価をされるのかということが多分必要になってくるんだらうなと思いますか、重要になってくるんだらうなと思いますが、そのあたりのことはどういうふう to 実施をしていかれるつもりであるかということをお答えをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長です。業務の評価をどうしていくかということになります。これやはり利用された方がどう感じられてるかということが一番のことになると思います。ですから、当然、指定管理であった場合は、事業が終わった後に報告をいただく義務もあるわけですし、それを評価することも一つなんでございますけども、そこを利用されている例えば保護者の方がどういう意見をお持ちかということをやっばり聞き取っていく必要があるかと。それは、始まってから、当然保護者の方も交えた中でそういう意見を聴取する場というものを設けなくちゃいけないじゃないかと考えております。

それがどういう形であるかというのはまた別でございますけども、会という形で持つのか、あるいはアンケート調査をしたりとか、そういうことをする必要があろうと思っております。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 杞憂で終わるかもしれませんが、アンケートをとったら結果が悪かったといったようなことにならないためにも、常時やはり監視ではないですけども、どういう状態で仕事が進んでいってるのかということは、ある程度見続けていかれるべきではなかろうかなと。どういう格好でそれをされるのかというのは、あらかじめ決めておいてされた方がいいのではないかなという、これは私からの注文といいますか、お願いでございますので、検討していただきますようよろしくお願いします。

それでは、長いこと時間をかけましたが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で5番、景山浩君の質問を終わります。

---

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は50分。午後2時50分であります。

午後 2 時 3 5 分休憩

午後 2 時 5 0 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をします。

続いて、7 番、赤井廣昇君の質問を許します。

7 番、赤井廣昇君。

○議員（7 番 赤井 廣昇君） 7 番の赤井廣昇でございます。議長からお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

まず、保育園の民営化と町政についてお尋ねいたします。

本来、保育とは子供の発育と教育を保護者等が責任を持って果たすことにあると思う。つまり、子供の人間としての健やかな生育の環境を確保することにほかならない。近年、核家族化や女性の職場進出等の社会環境の変化に伴い、保育を担うことが広く一般化した。一方、児童福祉法では、保護者と自治体が児童の健やかな育成に責任を持つことをうたっております。最近、保育所の民営化に取り組む自治体の話題を聞くことがあるが、いま一度民営化について基本に立って議論すべきじゃないかと考えます。

当町議会でも、町長は町内保育園のうち 2 園を 2 4 年度から民営化を打ち出されております。町長が理事長を務める社会福祉法人伯耆の国で運営する方針を示されたことにつきまして、保護者や町民の中に不満の声や不安の声、そして独善主義的なやり方の町政に不信の声もあります。

財政健全化抜きでは保育園問題は議論できぬことは承知するものでございます。また、そこで働く保育士の雇用問題等にも触れなくてはならないことは言うまでもありません。

そこで、保育園問題と町政のやり方について 6 点質問いたします。

1 番目、南部町の保育理念、本質について町長のお考えをお尋ねいたします。

2 番、民営化の事由は、一般的な傾向として保育能力の量的不足に対応するため、すなわち待機児童対策と考えるが、御所見をお尋ねいたします。また、当町の待機児童数についてもお尋ねいたします。

3、児童福祉法でいう児童の健やかな育成という保育の本質について御所見をお尋ねいたします。

4、しかるべく手順、手続が整えば、絶対民営化を反対するものではございません。しかし、まだ町民の理解が得られる状況にないと考えております。なぜ性急な民営化が必要か、お尋ねいたします。ちなみに、県下の実態、状況等もあわせてお願いいたします。

5 番目、民営化に財政的効果等が期待できる根拠を中期的シミュレーションで示してください。また、保育に質の低下も懸念されるように思うが、本当に住民サービスの低下の心配は杞憂なのかお尋ねいたします。

最後ですが6番目で、伯耆の国へ指定管理の方向が示されております。議会に諮ることがなく、公の指定管理の選定のあり方について伯耆の国ありきのやり方では公平性、透明性に問題があり、それが必ずしも町益にかなうとは思いません。町民も納得できない方が多数ございます。町長の御所見を承ります。

大きな課題の2でございます。鳥インフルエンザについてお尋ねいたします。御承知のように、11月30日、安来市内の養鶏場で同日朝、鶏5羽が死んでいるのが見つかり、高病原性鳥インフルエンザの疑いが強いとして検査されておりましたが、死んだ鶏からH5N1型のウイルスが検出されたと報道されております。町民は、感染等に変不安に思っておられると考えます。人への感染はないように報道はされておりますが、絶対リスクはないとは断言できないように思います。当町の防疫体制等、危機管理についてお尋ねいたします。

以上、壇上の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井議員の御質問にお答えをしております。

最初に、保育園の民営化と町政についてでございます。

まず、町の保育園の現状を申し上げます。4園の定員は390名、現在、保育園児数は354名で、90.7%の利用率となっております。また、開園時間は午前7時30分から午後6時30分までの11時間行っております。土曜日の午前は全園で、午後保育はすみれ保育園とさくら保育園で行っております。受け入れ年齢は、生後6カ月から1歳児まではつくし保育園とひまわり保育園で、1歳児から就学前までは全園で受け入れをしております。運営経費については、平成21年度は3億1,532万7,000円で、収入につきましては保育料6,606万9,000円と、交付税措置をされました1億1,848万4,000円、その他補助金1,442万7,000円、不足する1億1,634万7,000円が一般財源で、実質町の負担額となっております。現在の職員の状況は、正職員が28名と非正職員38名、パート職員38名でございます。このほか必要に応じ、障がい児保育、途中入所の受け入れにも職員を配置しておりますので、職員も多く必要となっております。平成22年度予算における人件費は2億8,600万円で、運営経費全体の83.6%であり、このうちに臨時職員、パート職員でかかる経費が1億1,300万円で、人件費に占める割合は39.6%となっております。こういう現状をまず御理解い

ただきたいと思います。

そこで1番、まず町の保育理念についてでございます。保育所制度は、児童福祉法のすべての子供はひとしく生活を保障されるという理念のもとに成り立っております。保育に欠ける乳幼児、児童については、保育所において保育しなければならないと定めております。本町におきましても、4園を配置してるところでございます。

保育とは、乳幼児を保護し育てることです。南部町の保育園では、子供たちが持っている伸びていく可能性を引き出し、子供たちが最もよく生き、望ましい未来をつくり出せるように取り組みを行うことを理念に、以下の方針と目標を掲げて保育を行っているところです。

まず、方針としては、しっかりと生きていく力の基礎を培うといたしまして、これを達成するためによい生活リズムを身につけた子供、健康で明るく丈夫な子供、意欲的に物事に取り組み、最後までやり遂げる子供、仲間を大切に、認め合い支え合う子供、正しい物の見方、考えがでる子供、豊かな感性を持ち、表現ができる子供となることを目標に保護者の皆様や地域の皆様の御協力をいただきながら取り組んでいるところでございます。

2点目の民営化の事由は、一般的な傾向としては、保育能力の量的不足に対応するため、すなわち待機児童対策ではないかと考えるが御所見はということですが、都市部などの需要の多いところにおいては、入所したくても定員がいっぱいで入れない子供さんがおられます。これが待機児童と言われているものでありまして、これの解消については保育園の増設や施設の拡大による定員の増加などの対策が必要となり、町村は公設において賄えない部分を民間の保育所に委託して、保育の責務を果たしているものであります。

公立保育所を民営化したことにより、待機児童の解消ができるものではございません。南部町におきましては、定員に対する入所率が91%であって、全体から見れば待機児童はありませんが、年度によっては0歳児において施設の定員が少ない関係で、年度途中において待機児童となる場合がございます。

3、児童福祉法でいう児童の健やかな育成という保育の本質について、所見ということですが、これは最初の御質問でお答えしておりますので、よろしく願います。

4、なぜ性急な民営化が必要かということですが、また、ちなみに県下の実態や状況ということもお答えします。

以前から申しておりますように、町の条例の定めにより、非常勤職員の方は3年を超えての雇用ができません。来年3月をもって、25名の非常勤職員の方については雇用ができなくなるということがございます。この人たちを継続雇用するためには、一定の期間をあけて雇用すること

になりますが、その間の保育を継続することができません。新たな方を雇用した場合は、現在の方を再雇用することは必要なくなりますので、今までの経験を生かしてもらうことができなくなることになります。また、6割の方が非常勤職員であり、身分的に不安定な立場で勤務されているという実態から見ると、これを解消する必要もございます。その課題を解消するために、指定管理による民営化を検討しているところでございます。県下においては、鳥取市で2園、湯梨浜町、三朝町で1園が指定管理による民営化を行っております。また、鳥取市では平成23年度に2園の民営化、これは民間移譲でございます、これを予定しております。

次に、財政的な効果とサービス低下の心配についてでございます。一般的に民営化においては、コストの削減を念頭に行われることが多いものですが、このたびの民営化については、雇用を継続し、今まで蓄積された経験を生かしてもらうことによって、よりよい保育を継続、発展させることを目的としておりまして、コストの削減を目的としたものではありませんので、経費については現状を上回るものとなることはやむを得ないと考えております。非常勤職員を町の職員として雇用を行った場合は、費用面で年間約1億円の人件費の増加が必要となってまいります。現在の町の財政状況においては困難なことでありまして、また定数管理の面からも38名の職員増加は困難であります。財政的な効果が期待できるということについては、町職員としての正規職員化をすることとの比較においては大きな効果があると言えます。

このようなことから、現在の待遇を改善しつつ、保育の継続を図るために指定管理による民営化を検討しているところでありますので御理解をいただきたいと考えます。

また、保育の質の低下への杞憂はないかとのことですが、さきに申し上げましたように、民営化園の職員は、現在、南部町の保育方針のもと、町立保育園において勤務いただいている方でございますから、全くの新人というわけではなく、現行のサービス水準を維持していただけるものと思っております。加えて、雇用条件の安定化、改善によって今まで以上の保育サービスへの期待もしてるところであります。また、保育の状態を見て必要であれば、一定の期間の町からの職員派遣も考えているところでありますので、対応できると考えております。

次に、伯耆の国ありきのやり方はいかかなものかということでございますが、指定管理における考え方については、景山議員にお答えしたとおりであります。指定管理の実施には、地方自治法により議会の議決が必要であり、このたびの保育園の指定管理におきましても例外ではございません。

指定管理先として伯耆の国を予定していることにつきましては、保育の質の維持と環境面で変化を最小限に抑えることなどからしますと、現在勤務いただいている非常勤職員の方を継続して

雇用することが一番であり、またその身分を保障することが大切であると考えます。予定している社会福祉法人は町が出捐した団体であり、経営も安定しており、また町との連携もとりやすく、保育について協働して高めていくことが可能であること、必要に応じて町職員の派遣が可能であり、スムーズな移行が期待できることなどから、一般公募によらない指名指定管理により行うことがよいのではないかと考えたところであります。今後、伯耆の国より事業計画書の提出を受け、審査会において審査の上、議会にお諮りし議決いただきたいと考えております。

また、指定管理開始時においては、協定書を締結し、詳細を取り組み実施していきます。年度終了後には、施設の管理の業務に関し、事業報告を作成し町に報告していただくこととなっておりますので、伯耆の国であるということでの特殊性はございません。

次に、鳥インフルエンザ対策についてでございます。

まず、発生の経緯及び県と町の対応について説明します。平成22年11月29日に、島根県安来市において高病原性鳥インフルエンザの疑いの強い事例が発生し、翌30日に新聞報道がされました。発生した安来市は当町に隣接しており、危機感を覚えながら県に確認しましたが、南部町は発生地から半径10キロ以内の移動制限区域には入っておりませんでした。

県からの情報と指導を受けながら、次の3つの方法で町民の皆様への周知を図っております。まず、防災無線を11月30日の13時15分と20時20分の2回放送し、注意喚起を行いました。内容としては、1つ、野鳥には近づかない。2つ、近づいたり排せつ物に触れたりした場合には、手洗い、うがいなどの消毒を徹底する。3つ、死んでいる鳥を発見した場合や愛玩目的で飼育している鳥が死んだり、元気がなくなったり、ふだんと異なる行動をしているような場合、産業課へ連絡をしていただくよう周知しております。

また、次に12月2日配付の区長文書において、鶏肉、鶏卵は安全であること、人への感染は今までに例がないこと、侵入防止対策や消毒の方法などを記載したパンフレットを町内全戸に配布し、風評被害の撲滅と町民が不安を抱かないように努めております。さらに、なんぶSANチャンネルの文字放送で、12月4日土曜日から12日日曜日までの期間、先ほどの内容を放送しております。

なお、町内には養鶏業者はございません。また、すみれ保育園とつくし保育園及び会見第二小学校でチャボやカモを計19羽飼育しておりますが、現在のところ異常は見られません。

人への感染については、内閣府の中にある機関の食品安全委員会が次のようにコメントしております。鶏肉、鶏卵を食べることで鳥インフルエンザが人に感染する可能性は、次の3つの理由からないものと考えております。1つ、ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活性化される。2つ、ウ

ウイルスが人の細胞に入り込むための受容体は、鳥とは異なる。3つ、通常の加熱調理で容易に死滅するために、加熱をすればさらに安全である。

ただし、海外では人への感染事例が報告されていますが、感染機会としては病鶏の羽をむしる、解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、特に症状を示さないが、感染しているアヒルと遊んだときなどが報告されております。

また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたとき、汚染された家禽肉を加熱調理不十分な状態で食べたときなどが考えられると報告されております。このコメントから、人への感染はないものと認識しております。

鳥取県の現在の状況は、移動制限区域内農場の検査結果はすべて陰性だったことを受け、12月2日開催の高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策本部会議の冒頭に、平井知事が安全宣言をされました。なお、県内の消毒ポイントについては、12月25日まで続けられるようでございます。

次に、本町の防疫等体制及び危機管理についてですが、現在の状況は人から人感染による新型インフルエンザに対応する南部町新型インフルエンザ対応マニュアルを作成しております。その中には、鳥から人感染による鳥インフルエンザの人感染事例の対応は通常の感染症として対応し、今回のように家禽などへの鳥インフルエンザ感染事例が発生した場合は、鳥取県高病原性鳥インフルエンザ初動防疫マニュアルなどにより対応いたします。

仮に、愛玩用で飼育している鳥、また野鳥の死骸などから鳥インフルエンザの疑い事例が発生した場合は、直ちに県と協力、連携し、対策会議開催、対策本部立ち上げ及び県現地対策本部への参画をし、被害を最小限に食い止めなければなりません。ただ、今回の場合は、発生農場から半径10キロ以内の移動制限区域に本町は入っていないということ。2番目に町内には養鶏業者がないということ。3番目に消毒ポイントの設置など、両県の対応が早かったことなどの理由によりまして、本町においては県が2回開催した対策本部会議の協議内容を受けて、産業課長、産業課担当者、総務課長及び総務課防災危機管理室で協議し、本町としては前述のと通りの対応を行っているところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 丁重にるる御説明いただきましてありがとうございました。

1番目の質問いたしました保育園の民営化についてでございますが、これは私のほかにお二方が既にもう御質問を済ませておられまして、私の質問と若干重複するようなこともあったり、またお聞き苦しいことであろうかと思いますが、御辛抱して御説明をお願いしたいと思います。

まず1点は、今、町長から御説明いただきまして、民営化のことについて御説明いただいたんですが、私は町内で現在、町長が理事長をしていらっしゃる伯耆の国に指定管理を移管するというやり方については、他町村からもかなり、何と申しますか、疑いの目と申しますか、余り感じのいいもんでないということを指摘されて、嘲笑されて、あるいはやゆされているようなのを私も聞いておりますし、実際そういう声も聞いております。それについて、町長はそういうことではないんだということで、今、御説明いただいたとここでございますが、しかし以前私は町長にも質問したことがございますが、この指定管理の問題についてその理事長を受けるということについて、他市町村では、何と申しますかね、李下に冠正さず、瓜田にくつを入れずという言葉もあるように、よそでは首長さん自身がそういうものをお受けになっていらっしゃる、そういう中であって、南部町の場合は、今申し上げましたように、伯耆の国さんの方が町長が理事長なさっていらっしゃる、その理事長のところこういう指定管理に持っていくということで、本当に私は今、説明の中ではいかにももっともらしく、言葉は悪いかもわかりませんが、実際そういうような感じで御説明いただいたんですが、決して十分納得できたということにはならないんです。私自身が理解が乏しいということはあるかもわかりませんが、これは多くの町民さんの方もそのように言っておられます。

それから、この分を一応町長は十分に説明してきたからということで、この1年間の猶予期間を持ちまして、24年の4月からは完全に移行するんだとおっしゃいましたですけど、ちなみにこの隣接します安来市さんなんかは、平成17年、18年ごろからこの問題は取り組んでおりまして、保育園の民営化についてのあり方等について検討委員会を立ち上げて、ずっと審議してまわっております。ここには手元でございますが、平成18年の8月の10日に第1回の検討委員会を開催され、その後ずっと平均的に2カ月に1回ぐらいの割合で検討委員会が開催されております。そして、ことしの22年の2月の24日が最終報告ということで、15回開催をされております。

そういうことを考えますと、町長が今おっしゃったような説明で十分町民の理解が得られるというのは、まことに町長が独善的に考えられた判断であって、一般の多くの町民さんには納得していただけるようなもんないだろうと思いますが、その辺について町長、2点お答えいただけますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。まず誤解がないように何度も言っておりますけれども、御理解いただいていないようですので、あえてもう一度言いますけれども、町が出捐をした社会福祉法人

の理事長は、責任者は、町長でなければいけないという指導で町長が理事長になっているわけです。まずそこを御理解いただきたいと思います。町が出捐をした社会福祉法人については、町長が責任を果たせというのが当時の県の指導でございまして、なりたくもないわけですが、町長が責任を果たすために理事長に就任をしております。そこを一つ押さえておいていただきたいと思います。

それから、安来市の例を引かれましたけれども、それはそれで結構なことだろうというように思います。安来市は安来市、広瀬町、伯太町……（発言する者あり）あっ、米子ですか。そうですか。米子ならまたそれはそれで結構でしょう。

それから、町長が理事長を務める伯耆の国に移管をするというのは、いかにも我田引水的なことではないかというように聞こえたわけなんですけれども、私はこういう法人があって本当によかったなと思っているわけです。私のもとには、午前中の質問でもお答えしておりますけれども、全国的に行政の民間の下請、民間委託を業としております、例えば大新東という言葉を出しましたけれども、そういう会社が来ております。そういう法人がなければ、大新東さんをお願いをするというようなことだって考えられるわけです。ですから、町が出捐した社会福祉法人があってよかったというように思っておるわけでありまして。そのことがまた、移管をしていく皆さん方の安心感にもつながっておるというように思うわけです。

それから、米子市は何遍も検討したということですが、それはそれで結構ですが、南部町には米子市とはまた違った事情がございます。それは、御案内のように非常勤の職員の雇用期限を定めた条例が南部町にはございます。その条例の期限というものが来るわけでございまして、これはその条例をつくったときから、本当は問題にならなければならない課題ではあったというように思うわけです。

ところで、そういう御批判があるということはよく承知しておりますが、例えば1年間、2年間でもいいんですが、お世話になった方をローテーションでぐるぐるやったらどうかという当初、担当課の方からの話がありました。いわゆる早目にやめていただいて、新しい人をそこにかわりに入れてもらって、1カ月か2カ月休んでいただいて、また次出てもらおうというような虫のいいことを考えたわけですが、せっかく南部町の保育所に来て、1年間、4月から3月まで一生懸命、町の保育方針に従って保育をやっていた皆さんのお気持ちからすれば、例えば12月ごろにやめて、二、三カ月休んでまた4月から出てくださいというような、そういうことはなかなか言い出しにくかったし、またその臨時の非常勤の皆さん方のお気持ちにも合わない。かわりの人をそこへ配置してしまいますと、今度はその人は、最初お世話になった人は不要

になるわけですね。そういうことですね。ですから、やっぱりこの条例の期間に、条例の定めのある期間にこういう課題解決の方法を考えなければいけないというように考えたわけでありませう。

もう1点は、条例改正すればええのではないかという声もございませう。条例を改正して4年にし、6年にし、10年にでもすれば、ずっと今の雇用が続くわけなんですけれども、やっぱり先ほど来申し上げておりますように、正規職員が28名、非常勤が38名、そして雇用状況は逆転しておりますね。それから、報酬は非常に低いところで、年齢が違ってても一緒な状況で抑えてあるわけですね。こういう状況をただ条例を改正して延長してみても、同じことを次また繰り返さんといけんということになるわけですね。どっかでだれかがこのような方針を出さんといけんということだろうというように思うわけですね。民間委託ということは24年の4月という予定にして、とりあえずこれら非常勤の皆さんの雇用についてきちんとした対応をして、そういう準備を進めることの方が、よりベターではないかと。決してベストだとは思っておりませうけれども、よりベターなやり方ではないかという考え方でございませう。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

まず、町長にお尋ねせにゃいけんことは、先ほどおっしゃいましたように雇用の問題等もありまして、身分の安定とか、いろんなことから考えれば、この民営化されたところに聞けば、ましてや継続した形で雇用していくんだから、本人にとっても、もちろん町にとっても税金の問題等を考えてみたときには、確かにメリットあると思ひませう。ただ、やっぱりこれは条例の改正をしても本来は、1年間なら1年間延期する、それはすなわち1年間延期するということは、それだけ考える時間が長くなるということですから、町民の合意も得やすくなるということでは無理がなくいいんじゃないかというように思うわけですね。

それからもう一つ言ひたいのは、これは人事を担当される町長の責任になろうかと思ひませう、最終的には。職員のこういう雇用問題について、今は非正規の職員さんの問題点なんですけど、これらは本来、町側の方の、何ていひませうか、人事権の中で不作為責任っていうものが発生すりゃへんかっていうように思うんですよ。本来、もうこういうことがわかっとれば、当然そういう手だてはしましてやるべきもんであって、このたび、もう年限が来ちゃって採用もできなくなってくるんだから、それが身分の保障になったり、所得も確保できるし、それから、しかも町としては保育園の民営化と相まってちょうどいいんだという説明をなさったんですけど、人事のことを考えたとき、やはりこれで果たして執行部のそういう不作為責任っていうものが回避できるだろうかと私は思うんですが、町長、その辺はどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。条例改正をすべきではないかということでございますけれども、条例改正を提案すれば議員さん方がどのように御判断なされるのかということでございますが、私はやっぱり問題の先送りだけだということに思うわけでありまして。民間委託は24年の4月という予定にしております、まだ1年以上あるわけでございますから、この間にじっくり御理解をいただくような努力をすれば十分時間はあるというように思っているところであります。

それから、不作為責任ということですが、私もあんまり専門用語でわかりませんが、要は何もしなかった責任だということだろうというように思いますが、そういうことではなくて、今まさに責任を果たそうと思ってやってる最中のわけでありまして。この人たち、条例どおりいけば、来年の3月で25名の方が退職されます。25名の方をまとめて雇用できる力はございません。人材もないと思います。したがって、あらかじめ今からこういうやり方を提示して、皆さんに提示して、説明して、いかがでしょうかということをやっているわけです。

それから、今までのことについてなんですけれども、今までのことは結局、職員が不足するという中で、非常勤職員を雇用して、そして園の運営が成り立つようにやってきたわけですから、私は何もなかったというようなことではないと思っております。

正職員でもどんどん採用してやればよかったのではないかということが言いたいでしょうけれども、町の保育園の職員さんは一般職に分類されます。一般職と同じ試験を受けて、一緒に町村会の試験で採用するようになっております。なかなか試験も難しゅうございまして、そう簡単に一般職の確保はできない事情があったということも御理解いただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 執拗に質問して恐縮なんですけれどね、町長。今言われたように人事の関係等については、不作為な部分はないんだと、そういう雇用の問題もちゃんと採用できるような段取りをしたという御答弁だったんですけど、そうじゃなくて、私は職員にしてどうこうじゃないにしても、例えば今おっしゃいましたように条例の改正、延期とか何かは、もっとも議会なんか事前に提起して、こういう分ではどうしたらいいだろうかということは、やっぱり私らも二元代表制の一人でございますから、議会の方にはせめてそういう話を持ち出してほしかったなと正直思います。

それから、ちょっと私、質問の中で言い落しましたので加えておきますが、米子市さんは22年度で終わって、今度、実際に民営化に移行するのに24年から27年まで3年間をかけて移行の段取りしていくという、本当に慎重な上にも慎重な段取りしていかれるということで、ここ

までやれたらすごいなと、正直言いまして私も感嘆したとこでございます。公の仕事というものは、やはりそういうことは私は大事だろうと思う。町長さんには大変恐縮ですけど、足元が鳥が立つような、やはり事業計画を策定されて議会にぽんと投げ出しやいと。正直言いまして議会通るかわかりませんが、そうじゃなくて、本当に町民にしっかり理解していただいて、町民の信頼の上に町政やっていただきたいと思いますので、これが今後についての課題でございますが、ぜひともそういう町政に取り組んでほしいと思います。

それから、先ほど民営化した後のことでちょっと町長おっしゃいましたが、伯耆の国は町の出捐した場所であるから、社会福祉法人であるから、受け皿的にも問題もないし、それから施設としてもいいんだということも御説明をいただいたんですけど、私、社会福祉法人でありますこの伯耆の国さんのやり方で、一つどうしても私が理解できなかったことは、今までにも議論したことあると思うんですけど、監査関係の報告、事業報告とか決算の関係の報告等も議会に全く出しおられません。これは、町長言われます今の町の出資した法人だということなら、それが必要だということなら、同じことが言えるんじゃないかと思います。（発言する者あり）何で、関連しとるがん。脈絡のない話じゃないが、そんな。大いに脈絡のある話だが。だから、そういうことで安心が果たしていけるかかって私聞いとるわけだけ。（発言する者あり）私は今も申しましたように、そういうことでかつてそういうことがあったので、こんな形になってしまっはいけないから私はあえて警鐘を鳴らす必要があるということで、町長に対してそういう苦言を言うわけでございます。その辺は町長、民営化された後、本当に伯耆の国さんの現在のゆうらくのあり方じゃなくて、本当に町民が納得できるような形で議会もタッチができるんですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。赤井議員にお尋ねしてみたいわけですがけれども、伯耆の国が全く資料を出していないというようなことをおっしゃいますけれども、伯耆の国は資料を出しております。それから、事業管理の管理委託を受けております、ゆうらくという。その事業報告書など見られたことありますか。出しておりますよ。それから、決算などについても出しておりますよ。（「議会に提出してもらわんと」と呼ぶ者あり）議会の方に提出しております。あなたが見ておられないということだろうというように思いますので、これは後で確認してみてください。間違っておればお断りしますがけれども、伯耆の国の方は出しております。管理委託の事業報告書ですね。これも出しておるわけですよ。ですから、そういうことをこういう公の場で、事実に基づかないでおっしゃっていただくと困るわけです。

それと、先ほどの答弁でお答えしたように、指定管理を受けますと、協定をします、協定を。

協定に基づいてさまざまな報告をいたします。協定に基づいてさまざまな報告をするということでございまして、これは伯耆の国に出したので、もう何もわからんようになってしまったということではございません。そういうことについての御心配はないようにしていただきたいと思えます。

ただ、あの折は、いわゆる独立の人格を持っている社会福祉法人に土足で上がり込んで、書類を出してみいというような言い方をなされたので、そういうことにはなりませんよと、どこの世界にそういう話がありますかということを行ったわけですから、それで、その後、議会にもわかるようにしてほしいという依頼がありましたので、依頼に基づいて一定程度のものについては出しておるということでございますから、決して誤解がないようお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、確かに町長がおっしゃいましたように、確認をしておりますので、もし私が誤った質問だったということなら、私、当然お断りせないけんことなんですけど、本来、以前議会の審議の中で、伯耆の国の監査について我々がその提出を求めたことがあったんですけど、そのときに、これはもう伯耆の国という社会福祉法人に行ったもんだから、議会の方にはその権限がないということで提出ができないということを私は前にお答えいただいたはずなんです。ですから、それ以後、私はそういう書類を見ていませんよってということを言ったんであって、全く根拠のないことを言ったわけじゃございません。これは議会の議事録引っ張り出してもらったらどういふ審議してるかわかると思います。だから、その後出たなら出たということ聞いておれば、またそれは私、確認できたんですけど、たまたまそういうことも聞いてなかったもんですから。（発言する者あり）もし、ですから今言ったように、私がたまたま目を通しとらんかったことについてはお断りせないけんと思えますけど、そういう答弁、やりとりがあったから私はそのままになってるとばかり思ってたもんで、確かに自分の認識が正しくできてなかったことについてはお断りしていいと思えます。あえて町長とどうこうするつもりじゃありませんので、私はかつてそうであったということを言ったことであって、これが改めてまた民営化された保育園の方にもそういう形になってしまっちは、本当に正しく運営されるかどうかはわからんでは困るということを私は懸念を言っただけでございます。

引き続いて質問させていただきます。

○議長（足立 喜義君） 赤井議員にちょっと申し上げておきますけど、報告書というのは過去に一般質問で随分ありました関係上、県に出された控えというのが議会の方にも来ておるはずでございますので、県に報告した控えですね、そういった答弁が過去にあったように思われますので。

(「県には出したのに、来てない」と呼ぶ者あり)

○議員(7番 赤井 廣昇君) 議長、それはちょっと議会に提出されたってということが事実なら、それは確認した、いかげんな答弁じゃなくて、やはり議長は正しくお伝えしてください。

○議長(足立 喜義君) 以前にずっと……(発言する者あり)休憩をとります。

午後3時40分休憩

---

午後3時44分再開

○議長(足立 喜義君) 再開します。

続けてください。

○議員(7番 赤井 廣昇君) 今、町長がお答えになったんですが、そうしますと、このたびできます伯耆の国さんの今の公設民営した保育園ですね、私どもが出捐した民営の保育園について、これはどの程度での報告が出るわけですか。今の話しぶり聞いてますと、要らないような。

○議長(足立 喜義君) 町長、坂本昭文君。

○町長(坂本 昭文君) 町長。管理委託を受けるわけですから、年度が終わればこういうことでしたという報告を町の方にさせていただくと、受託者として。当然報告をさせていただくということでございます。

○議長(足立 喜義君) 7番、赤井廣昇君。

○議員(7番 赤井 廣昇君) そうしますと、ゆうらくとは違うということなんですね。ゆうらくとは違う形の取り扱いをするということでございますね。

○議長(足立 喜義君) 町長、坂本昭文君。

○町長(坂本 昭文君) ゆうらくも管理委託を受けておりますので、これも報告をいたしております。

○議長(足立 喜義君) 7番、赤井廣昇君。

○議員(7番 赤井 廣昇君) 子供は未来の宝であり、質の高い、いい保育園をつくっていききたいというのは町長の今の言われたとおりでございますから、それは何も私、水差すつもりはございませんが、ただ、これが本当に民営化されて、町民さん、保護者の期待ができるような保育になっていくか、これが一番私どもが心配するところでございます。これについては、十分な責任を持って監督、指導していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

私は、先ほど申し上げましたように、全面的に民営化が悪いということじゃないです。ただ、手だてを踏んで、すべきことをしたんなら、民営化は当然、この時代の要請の中でやむを得んだ

ろうということを私、申し上げたわけでございます。

それから、全国的に保育料の問題等で支払いのできない方がるように聞いておりますが、南部町の今現在、保育園の保育料が滞納になって困っていると、そういうような実態はないんでしょうか。（「関係ない」「通告にない」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 赤井議員。休憩します。

午後 3 時 4 6 分休憩

---

午後 3 時 4 7 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

町民生活課長、加藤君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長です。今、手持ちで資料持っておりませんので、ちょっとこれ数字は正確にはお答えできませんが、滞納はございます。ただ、人数的には限られた方でございます、ほかの方も滞納がある方という形の方です、ございます。人数的には 10 人に満たなかったと記憶しておりますので、金額的には 200 万程度だったんでないかと今、思っておりますけども、正確な数字が必要でしたら、また後ほどお答えしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 7 番、赤井廣昇君。

○議員（7 番 赤井 廣昇君） 今、課長から御答弁いただいたんですが、児童福祉法からいきますと、本来、保育というのは保護者の方から要請があったものは、たとえ原則的に子供の健全育成ってことを考えたときには、滞納があっても、ある程度は町の方で、もちろん請求はしていかにゃいけんわけですけど、私は保育していく必要があると思います。ですから、私が心配したのは、今、この質問の中で言いたいことは、民営化された中で拒否されるようなことは心配することはないんですね。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 保育料の滞納をもとに退園していただくということではございません。これはそういう趣旨のものではございませんので、そういう心配は必要ありません。徴収については、当然これはさせていただきますし、それから分割の納付とかそういう御相談を受けたりしております。あと所得に応じて保育料も決まってるものでございますから、すべてが一律保育料ではございませんので、保育料も配慮された中でかけさせていただいてるということでございます。

○議長（足立 喜義君） 7 番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。私は、そういうことがありますから、今、未納関係あるかないかということをお尋ねしたんです。余談でございますけどね。

それから、町長は民営化をする上で、まず最初に思い浮かぶことはコストの削減であろうと思うわけでございますけれども、このたび検討していきたいと考えておりますのは、以前から申し上げておりますように、多様化する保育ニーズにいかにか柔軟におこたえするかということをおっしゃられて、そして先ほどの説明の中に決して民営化することによってコストが削減することはないと、むしろ1億も余分にかかるというような御説明……（「言っていない」と呼ぶ者あり）コストについて……。なら、わしが聞き間違えたんですかね。

○町長（坂本 昭文君） 1億のことはまた後で答弁します。

○議員（7番 赤井 廣昇君） いずれにしても、コストが安くなるということはないということはお答えになったんですよ。済みません、訂正します。

○町長（坂本 昭文君） ちょっと答えさせてください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ちょっとその点についてお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。1億円というのをちょっと誤解があるようですので、再度言っておきたい。非常勤の職員の皆さん方を全員町の職員として正採用すれば、今よりさらに1億円ぐらゐは余計かかるだろうという見通しを申し上げました。それよりも現状は低いわけですから、もうちょっと上げて、ベストではないけれどもベターの策として民間委託を考えておるということを申し上げたわけでありまして。今のベースを保障しませんが移っていただけませんから、今のベースよりも間違いなく経費は余計かかるということですが、町の職員にして正職員化するよりも安いという程度でございます。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 私が誤解しておりましたので、その辺はお断りいたします。

今、町長からいろいろ承ったんですが……。

○議長（足立 喜義君） 傍聴者の方は静かにしてください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 承りました中で、町長のお答えの中にもあったと思いますけど、町政についてパブリックコメント制度をとというようなこともちょっと触れられたように思うんですが、これからやはり町民の地域主権の問題でこういうことを推進していく上には、ぜひともこのパブリックコメント制度というものは必要であろうと思います。そして、地方主権推進に不可欠だと思いますのが、パブリックコメントとあわせてパブリックインボルブメントですか、公共事

業などが実施に際し、行政側が一方的に事業を進めていくのではなく、事業計画の策定から実施に至るまで、随時ヒアリングなどを行い、住民の意見を反映させていく方法というように私、理解しておるところですが、そういう形で町政全般についてそういうような方向に変えていこうというふうなお考えっていうものは全くございませんか、お尋ねいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。町政の推進に当たって、住民の声を聞いていくということは、これはいつの時代でも大切な課題だというように思っております。個別具体に一つずつ、これはどうしましょうか、これはああしましょうかというようなことにはこれはならないわけでありまして、一般的にそれは町長や議会にゆだねられている部分だというように思っております。

以前の状況を考えてみますと、旧会見町でも旧西伯町でも区長さん、自治会長さんおられまして、区長協議会というのがあって、区長協議会の御要望という形で区長さんを介していろいろな行政に対する意見を聞いて、それを実現をしていくような形でパブリックコメントというんでしょうかね、そういう形で住民の声を取り入れる施策をやってきたというように思っております。町が勝手にあそこに街路灯をつけようとかいうようなことではないということを御理解ください。それは、地元の要望に基づいて、町はやってきたというように御理解いただきたいと思えます。

今はどうしているかということですが、今は地域振興協議会の会長さん、副会長さんと毎月1回連絡会しまして、町の本当に毎月ある出来事やいろいろ報告もいたしております。それから、振興協の状況も絶えず聞いたりいたしております。それから、振興協で集落の取りまとめをいただいて、それについて予算化し、そしてまた回答もさせていただくというようなことで、以前とは比較にならないほど、代表の方なんですけれども、行政とは交流し連携をして、予算反映、あるいは行政運営ということをやっております。

私は、以前から比べると、非常にそういう密度の濃い、住民の皆さんとの対話をしながら町政を進めているという思いが自負しておるわけでございまして、従来とはちょっと変わったやり方だし、なかなか目に見えないかもわかりませんが、そういう進め方で具体的な町政の運営をやっておるということでもあります。いろんなやり方がある、パブリックコメントというようなネットなどを介して意見をたくさん聞いて、それをまた公開していくというようなやり方やいろいろあると思えますけれども、一応、今、私のやっておる町政の中では、直接連絡会などを通じて住民の皆さんの民意を反映するような町政を行っております。

それともう一つは、ことしの2月だったと思えますけれども、2月ごろから……（発言する者あり）1月か、1月か2月、ちょっと忘れちゃったけれども、集落の座談会をずっとやってきてお

ります。お昼にやることもたまにありますけれども、ほとんどが夜なんですけど、夜出ていただいて町政の課題を話し、住民の皆さんの御意見も聞きながらやっていると。この中で、いつかだれかおっしゃいましたけれども、病院のことも話せということでございまして、病院のことをお話ししたり、それから今話題になっておりますこの保育園の問題などについても説明をさせていただいておるといようなことで進めております。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。今、町長が御答弁いただきました中で、かなりの部分で私も理解できました。ただ、もちろん町長も一生懸命また努力して、そういう各部落の方にもお出向きいただいているようですから、ありがたいことだと思いますが、今後また引き続きやってもらいたいと思います。

今、現実として、町内どの程度までそういう形で回っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。町長とあすの南部町を語る会というタイトルでこの2月から各集落でお話をさせていただいてまいりましたが、今、手元に資料ございませんので、全部で何集落という正確な数は、申しわけございませんが、約30集落に近いところを回っておるといふふうに認識しております。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

それから、おおむね今、保育園問題につきましては理解ができました。要は、とにかく最終的に行政にお願いせにゃいけんことは、この従来の保育園でありましたこのサービスが低下しないように、民営化した後もしっかり指導、監督をよろしく願いしたいと思います。

そして、残す時間わずかになりましたが、鳥インフルエンザについて御質問いたします。町内には養鶏農家の実態はないということで、またそういう感染の状況も全くないということをお聞きしまして安堵いたしました。町民の皆さんも御安心のことだと思います。

それから、鳥が落ちてたものをさわったりすることのないようにといようなことも、町内のSANチャンネルを通じて報道していただいているようでして安心しております。ぜひとも、住民に対する注意喚起というのは徹底してお願いしたいと思います。

今、町の対応のことはお聞きしたんですが、もっと具体的な形でこのインフルエンザを中心とした、何ていうんですか、リスクマネジメントっていいますか、危機管理について、この鳥インフルばかりでなくて、町としては積極的に一生懸命取り組んでいるんだっていうことを町民の

皆さんにおわかりいただくために、ちょっと担当課長の方から報告いただけませんか。  
インフルエンザのみならず、危機管理っていうものはしっかりしてるということを、行政はどこまでやってるかっていうこと。総務課長。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） この今は高病原性インフルエンザ、鳥インフルですけども、これは産業課の方が中心となってやっております。昨年ございましたように、新型インフルエンザの対応については、対応マニュアルをつくりながら昨年は対応してまいっておりますし、それから全般的な部分につきましても災害の訓練をしたりしながら、ゲリラ豪雨であったり、それから通常の防災であったり、訓練をしながら対応をしてるところでございますので、町民の皆さんは安心をして生活を送っていただきたいというふうに考えております。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 鳥インフルエンザについてお尋ねしなければいけないのは、これは病院管理者の方に聞いたらいいかもわからないですが、このたびの安来で発生しました鳥インフルエンザは、H5型N1という形で、強毒性があるというように私聞いておるところでございますが、病院の方にはこういうワクチン、鳥インフルのH5型についてのワクチンなんていうものは、もう準備なさっていらっしゃるもんですか。

○議長（足立 喜義君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 事務部長でございます。鳥インフルは、まだ人間から人間に感染したこと自体はないもんでして、それは脅威なわけです。（発言する者あり）いえ、外国の中でも、まだ世界の中で人から人にはうつってないです。鳥から人にうつるという実態が出てくるんですけども、エジプトだとかインドネシア、東南アジアを中心に出来まして、これがいつ人から人にうつるかわからないということが今、脅威だと言われてるわけです。したがって、ワクチン等はそれが発生して、どういう形のものなのかが確認されて、また前回の豚インフルと同じような期間が要るといようなことになると思います。ですから、予防として鳥に近づかない、触れないといようなことをみんなが徹底して、できるだけ人間から人間の感染というものをおくらせるということが大事じゃないかなというぐあいに思ってます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） いろいろお尋ねいたしまして、適切な御答弁いただきまして、これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で7番、赤井廣昇君の質問を終わります。

---

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。

午後 4 時 0 5 分休憩

---

午後 4 時 2 5 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をします。

ここで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほどの赤井議員さんの御質問に対しての中で、報告書というものが出していないということでございましたので、今、調べてみましたところ、21年度分についても指定管理の報告書を出しておるということでございます。その中に、法人の貸借対照表、それから収支計算書、それから事業報告書、それから事業活動計算書、その他各種参考資料も添付して出しておるということでございますので、それを見ていただければ法人がどのような経営状況になっておるのかということは一目瞭然でございます、決して法人が閉鎖的な運営をやっておるといふようなことではございませんので、念のために申し上げておきたいと思っております。

それともう1点、町長が理事長をしておるといふことについて、李下に冠を正さずというようなお話もございましたが、さっき答弁でしましたように、最初、つくったときは町長でなければ理事長になれなかったということをごさき申し上げました。ですから、私か三鴨町長さんでないと理事長にはなれなかったわけです。今の状況は、私はいつでもやめられます。いつでもほかの人にかえられるわけなんですけれども、残念なことに大きな借金をしておりまして、その私が個人保証をしておる関係で、抜けられないようになっております。かわってやるという人があれば結構なんですけれども、そういう状況で私が借金をしてる関係で引き続き理事長を務めさせていただいておりますということを御理解ください。以上です。

○議長（足立 喜義君） 続いて、3番、雑賀敏之君の質問を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀敏之でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして御質問いたします。

まず最初に、保育園の民営化問題について質問いたします。

町長は、保育園の民営化は平成23年3月末で任用期間が終了する非常勤職員の待遇改善と保育のニーズにこたえるためにと保護者、町民に十分な説明もなく、委託先を公募もしないで社会

福祉法人伯耆の国を指名指定管理し、民営化を進めようとしておられます。町が示す町立保育園の伯耆の国への指定管理については、保護者、町民からいろいろな意見が出ております。11月22日の全員協議会において、非常勤職員保育士に対し、意向調査をする旨の説明がありました。町は民営化の相手先を社会福祉法人伯耆の国とし、同法人を指定管理したいとの考えが明らかになりました。そして、今回、非常勤保育士を伯耆の国の職員として勤務することについての意向調査をし、個別に採用条件等を提示すると説明がなされました。町が保育園の運営等を伯耆の国に指定管理させることを議会で議決しない段階でこのような調査を行うことは、地方自治法、町の公の施設の指定管理者の指定管理の指定手続等に関する条例から見ても不当な行為であると指摘せざるを得ません。

このようなことから、十分論議するためにも、法のルールに基づいた手続をとることを求め、次の2点について答弁を求めます。

1つ、町の公の施設の指定管理の手続について伺います。

2つ、指定管理を伯耆の国への理由を伺います。

次に、町の農業政策とTPP問題を伺います。

ことしの農業は、春先の低温で特産のカキ、ナシが被害を受け、また夏の猛暑で水稲にも大きな被害が出ています。水稲の1等米比率が、去年は旧西伯86.6%、旧会見97.5%でした。ことしは旧西伯が8.3%、旧会見が0.7%と非常に低く、猛暑の被害と思われます。米価につきましては、概算金が30キログラム1袋で、コシヒカリの1等で去年の6,250円がことしは5,250円と1,000円安く、さらに約90%が2等で、さらに500円安い4,750円と、去年に比べ1,500円も安い状況です。これでは安心して農業が持続できません。町の基幹産業の水稲に対して助成を求めます。

このようなときに、今、TPPへの参加問題が論議されています。もし、この協定が締結されましたら、日本の農業は壊滅的な影響を受けると言われています。もちろん、南部町も例外ではありません。町長はこのような協定に参加しないよう政府に対して強く要請することを求め、次の3点について答弁を求めます。

1つ、南部町の被害状況及び助成を求めます。

2、TPP協定が締結されたときの南部町の農業への影響額、米、牛肉等、町にはどのような影響があるか伺います。

3番目、国のTPP交渉への参加に反対することを求めます。

以上、壇上での質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 雑賀議員の御質問に答えてまいります。

保育園の民営化問題でございます。平成15年の地方自治法改正によりまして、町の公の施設の管理についても直営または指定管理のどちらかを選択することになりました。それにより、地方自治法第244条の2第3項に基づき、南部町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例を定めているところでございます。この公の施設の定義としまして、地方自治法では住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設とうたっておりまして、設置及び管理について条例で定めることとされております。南部町の公の施設としては、体育館、運動場、図書館、コミュニティーセンター、文化会館、社会福祉施設、学校、保育園などの建物のほか、公園や墓地など127の施設がございます。なお、役場庁舎は、公の施設に該当しないと一般的に解釈されております。

以上の公の施設を対象として、平成18年度から指定管理制度を導入しているところでございます。指定管理の選定に当たりましては、公募を原則としておりますけれども、その施設の設置目的、利用実態や特性から指名指定を行う方が有効である場合などには、指名指定を行うことも条例上で認められております。

なお、その指名指定については、平成20年9月に町の行財政運営審議会の答申の中で、施設の地域雇用や生産者とのつながり、町民の福祉の向上などを十分考慮し、一律に公募を行うことで、低賃金や手抜きの原因となる安値応募の競争を地域に持ち込むことに警鐘を鳴らしていただき、一律公募の危険性と指名指定の有効性について触れられております。いずれにしましても、指定管理者の選定に当たっては、住民サービスの向上となることを目的の第一とし、コスト削減の効果も考えながら、公募または指名指定を選択していかなければならないものと考えております。

次に、伯耆の国へなぜかということでございます。これは、赤井議員の御質問にもお答えしておりますけれども、再度お答えしてまいります。

伯耆の国を指定管理先に予定していることにつきましては、次のことからでございます。まず、基本的な考え方として、現状においては23年4月に25名の非常勤職員の方が雇用できなくなる状況にありまして、その中で保育の質の維持と環境面での変化を最小限に抑えることを行わなければならないことがございます。そのためには、現在勤務いただいている非常勤職員の方を継続して雇用することができれば一番であると考えますが、非常勤職員の方を町の正職員として雇用するという事は、費用の面から、また町村職員採用の規定の面から、そして定数管理の面か

らも困難であります。また、よい保育を行うためには、その身分を保障することも大切であると考えます。このような点から、一般の公募における方法ではなく、以下の理由により社会福祉法人伯耆の国を指名して、指定管理を行いたいと考えているところです。

1つ、伯耆の国は町が出捐した団体であり、経営基盤も安定しており、委託先として適当と思われることであります。

2つ、現在も町から指定管理を受けて、施設運営を行っておりまして、良好な運営実績があることから適当と思われるということでもあります。

3つ目に、非常勤職員の受け入れ先として、待遇面での不安が少ないということでもあります。

4つ目として、町との連携もとやすく、保育方針、内容について、町と協働して高めていくことが可能であると考えられることでもあります。

5つ目、伯耆の国は、保育業務の経験がないわけですがけれども、福祉職場としての運営に関するノウハウは十分にあり、また現在の保育現場の非常勤職員を受け入れることで経験者の確保も行えることから十分に対応できると思われるということでもあります。

6つ目、移行期間において、また必要に応じて町職員の派遣が可能であり、スムーズな移行を行うことができるということでございます。これは、町の条例がございまして、南部町公益法人などへの派遣等に関する条例で、伯耆の国には町職員の派遣が可能ということになっているわけでございます。

7つ目であります。今まで受け入れできなかった特別保育に対する取り組みを行うことが期待できるなどによりまして、一番よい選択肢であると考えているところですので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、T P P問題でございます。南部町の水稲の被害状況や助成を求めるということでございますけれども、初めに水稲の被害状況を説明させていただきます。

ことしの鳥取県の水稲作況指数は99で、作柄表示地帯別で西部は100となりました。これは、田植え期の遅い県中部及び西部の一部地域を中心に、田植え後の低温の影響が他の地域に比べて少なかったことから、作柄が良好となったためです。しかし、夏の猛暑の影響で米の白濁などの被害がありまして、1等米比率はJ Aによると町全体でも8.8%となっておりまして、昨年より91.1%と比較しますと影響は多大であります。米価については、平成22年産米のJ A取り扱い実績によると、コシヒカリで仮渡金が1等米30キログラム当たり5,250円となっており、昨年より1,000円低下しております。2等米に至っては4,750円とさらに500円低下しております。これは、全国平均の10アール当たり530キロの収量で換算いたしま

すと、10アール当たりの米価の下落額が1等米で約1万7,000円、2等米で約2万6,000円低下することになります。町全体では、米価の下落による低下分が3,420万円、2等米による低下分が1,560万円、合計で4,980万円近くが低下することになると思われます。

しかしながら、平成22年度より始まりました国の戸別所得補償モデル対策事業により、米価の下落分は変動単価として補てんがされるようになっております。変動単価は、60キログラム当たりの全国平均の販売価格の下落分を10アール当たりの下落額に換算し交付されます。この変動単価の金額については現在国が算定中で、3月までには交付される見込みです。この制度により、米価下落による農業所得低下に関しては一定の助成ができると考えておりました、町としての助成は考えていないところでございますので御理解いただきたいと思ひます。

次に、TPP協定が締結されたときの南部町の農業への影響額と町への影響ということについては、さきの秦議員からの御質問の回答の中でお答えをしておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

3番目にTPP交渉への参加に反対することを求めるということでございます。これも秦議員の質問の回答と重複しますが、農林水産業が地域の基幹産業となってる町村にとっては、TPPへの参加がもたらす影響ははかり知れないものがあると思ひます。今必要なことは、地方にも活力をもたらす国家戦略として農業を見詰め直し、現場基盤の強い農林水産業を確立することでお返し、さきに開催された全国町村長大会においてTPPへの参加について反対を表明し、関係機関へ要請活動を行ってきたところでございます。御理解を賜りたいと思ひます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 御答弁ありがとうございました。私は、この保育園の民営化の問題について、条例の方からお聞きしたいというぐあいに思ひます。

まず、先ほど町長が言われました指定管理制度は、おっしゃられるとおり地方自治法で決められたとおりに条例をつくったということでございます。そこで、1点お聞きしますが、先ほど答弁があったかもしれませんが、再度確認のためにもお聞きしたいと思ひます。この南部町の保育園制度を指名指定管理、公募をされなかった理由をお聞きしたいと思ひます。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。公募をしなかった理由、まだ実際始まっておりませんが、公募をしないという理由は、先ほど申しましたように、福祉のために、

住民の方の福祉のために寄与する。今ありましたように、こういうことが指名指定を行った場合に、それがなおかつこちらの方がいいということがあったときに指定できるものだと思っております。それは、伯耆の国の選定理由の方にありましたが、こういう理由により一般の公募をして競争するよりもこちらの方がええじゃないかということで、指名指定をお願いするものでございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 町の条例を見ますと、3条に公募という項がございます。これをちょっと読んでみますと、町の施設の管理を指定管理を行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募しなければならない。今、町民課長、それから町長の答弁でありますと、伯耆の国が一番いいんだというようなことがございますけれども、その理由として今指定管理を受けて、町も出捐をしとるんで一番安全なということでございますけれども、まずこの福祉法人ということになれば、町内には何カ所ありますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午後4時48分休憩

---

午後4時48分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町内に3カ所と認識しております。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 一遍に質問すればよかったんですが、具体的に名前がわかればお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。伯耆の国が一つでございます。それから社会福祉協議会が一つであります。それから祥和会さんの方があると思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 条例によりますと、第7条に指定管理者候補者の、まず候補者ですね。指定管理者じゃない、指定管理候補者の選定についてという項がございます、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、公募によらないで指定管理候補者を選定すること、以下、非公募ができるということになっておりますが、この公の非公募にされようとしている、これは

この1、2、3ありますけども、どの項に該当するでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。1号ですね。今、項と言われましたが、号ですね、施設の設置目的、特性、規模等を考慮し、公の施設の管理を効果的に達成されるために特定の法人に管理を行う必要があると認められる場合ということだと思います。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、第7条の1号ということで、施設の設置目的、これを先ほど、逆に伯耆の国が一番いいんだと。まず、なぜ私がこの質問をするかということ、伯耆の国以外ないんだというような聞き方で、説明で聞こえるんです、どうしても。ほかにもあるけれども、こうこういう施設があって、このたびは伯耆の国を町としては予定候補にしたんだという説明が全然ありません。なぜ、ほかの祥和会ですか、それと社会福祉協議会、なぜここがだめなのかということが、だめだというか、予定候補に入らなかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。今、3団体ございますが、実際の事業をこれを、保育園の今の職員を受け入れてやっていくことになりますと、現在の施設の運営状況を考えてみますと、伯耆の国は今、ゆうらくを運営しておりますので、やはりそういう施設運営の面からいっても適当だろうと思います。あるいは、これだけの人数を受け入れて事業するとなりますと、例えば祥和会さんとかなればちょっと無理があるかもしれないということは考えたところでございます。

あと、社会福祉協議会にしてるところは他町村ではございますけども、一般的に今保育の關係を受けてるところは、老人ホームを運営しとったり、保育園を運営しとったり、やっぱりそういう施設の経営をやってるところがほとんどございますので、そういう面から指定が適当でないかと思ったところでございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、答弁で、もう先ほども言いましたように、指定管理先は伯耆の国で、あらかじめ指名ですからそうされたということはわかりますけども、やはり公募によらないでその下の方に、2項ですね、公募によらず指定管理者候補を選定する場合においても第6条の第1項の基準に沿って、審査することとなっておりますが、これとの関連は問題ないでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。審査は当然でございますので、事業計画書を提出いただいて、それを審査会に諮って審査をするということは必要でございます。それは当然行うようになっております。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 先ほどの赤井議員等、伯耆の国にこだわられたわけですが、この質問をするのに最初、まず説明会が保護者等に対してありましたですね。その中で町の説明で、後の保護者等の方の御意見を聞きますと、なかなかわからなかったと。1回さくら保育園のまず最初、あれは10月何日でしたかね、各保育園に説明会をしておられます。その中で保護者の方の意見を聞いてみますと、非常に説明がわからなかったという方、それから不安が多い、保育料はどうかと、その点等について後で保護者会の方がアンケートをとってくれということを質問しましたら、今ここで時間がないのでアンケートはとれないということで、保護者会の方からアンケートをとる内容について町の方に提出をしてくれということで、多分それについてはアンケートはとりますと、11月中にとりますということで回答されておりますが、そのアンケートの中で今回とられた公立保育園の民営化に関するアンケート、アンケートの内容はたくさんありますので読みませんが、前文を読みたいと思います。

このアンケートは、現在の保育の状況等を検討しています公立保育園の民営化について、保護者の皆様の御意見、御感想を伺い、より充実した保育の実施と、ここまでは非常にいいです。この後です。民営化へのスムーズな移行についての取り組みを進めるために行うものですと。ということは、もう民営化はするんだと、決まってるんだというようなアンケートのとり方じゃないかと思いますが、これについてはどうですか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほどちょっと質問の中にアンケートをとれないということを言われたですね。雑賀議員さん、アンケートをとれないってことを説明会で言ったということをおられたんですが、決してそういうこと言っておりませんので、誤解のないようにお願いいたします。（「時間がないからと言った」と呼ぶ者あり）これは、アンケートをとるに当たって、要望を聞いてほしいと。例えば町の方が一方的に決めた項目だけでアンケートをしてもだめであると。当然とられるのであれば、保護者の意見を入れたものにしてほしいということがあったものですから、それについて後ほど保護者からの方のまとめていただいてお出しいただきたいと、それを反映させてもらいますということをお答えしたところでございます。その場でいろいろ御意見を聞いておりますが、それをじゃあこの部分がどの部分がそ

のアンケートに入れていいかということはその場ではなかなかできませんので、後ほど保護者会の方から出していただきたいということを申しました。それによって出していただいたものをその中から今の現在のアンケートに反映させていただいてるということでございます。

確かに先ほど言われましたように、民営化のスムーズな移行ってということがうたってあると、これは民営化ということがありきではないかというお話でございますが、何度も説明しておりますように、やはり解決の方法として、現在の方法としてこれは民営化しかないと私は考えてるところでございますので、ただ、それについては民営化に当たって保護者の方の御不安をなくしたりとかということで進むべきでないかと考えておるわけでございますので、その中でこのアンケートを実施させていただいて、それを反映していこうと考えてるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） このアンケートの内容を反映させると言われますけども、アンケートを、字句の問題で言ってもだめだと思いますけど、やはり最初読まれたとき、保護者の方は民営化へスムーズな移行ということがあれば、これは民営化をするためのアンケートだというぐあいにとられても私は仕方ないと思うんですよ。じゃないんですか、違いますか、当然。スムーズな移行が、最初からそのためにとるんだと。これはおかしいんじゃないですか。もしとるとすれば、民営化を考えているかどうかというようなとり方で、この民営化へスムーズに移行するためということがあれば、私でも、例えば私が保護者でも、ああ、もうこれは民営化が決まっているんだなという解釈で……（サイレン吹鳴）だからこのアンケートのとり方は、非常に問題があると言わざるを得ません。もう出されて、22年の12月16日までが提出期限となっております。もう多分書いて出された方もあると思います。だとするならば、このアンケートは、とられた後は、どのような方法で開示をされる予定ですか。お聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。当然、保護者の方にアンケートをとっておりますので、保護者の方にお返ししたいと考えております。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） アンケートは、保護者だけの開示ですか。町民等すべての方にはされないんですか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。ホームページ等に載せて、皆様方

に知っていただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、ホームページということがございますけれども、実を申しますと私もなかなか先ほどからありますように、景山議員等もありました、私も団塊の人間でございまして、なかなかそういうもの等に疎いんでございまして、ホームページにするんだからアンケートは大丈夫だというようなことだと思いますけど、私はやはりアンケートの結果を何も隠すことはないんですから、例えば町報とかそういうものに載せていただいて、全町民に知らせていただきたいというふうに思います。

なぜ私がここまで言うかということ、保育園、ちょっとわかればお答えください。町立保育園は、設立年度は何年でしょうか。ちょっとわかれば教えてください。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午後5時03分休憩

---

午後5時05分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続けてください。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私がなぜこの保育園の設立年度を聞くという根拠は、今、町が町立保育園を民営化しようとしているということは、例えば今後ろの方から言われると、大体昭和30年ぐらいじゃないかというような声もありました。わかりませんが、例えば昭和30年だと大体、30年だと40年ぐらいたってますか。（「もっとだ」と呼ぶ者あり）50年ぐらいはたって、提案された、それほど重要な、今、案件だということを私は認識してるからです。物すごい、今までずっと町立保育園で50数年間やってきたものが、いろいろる説明されておりますけども、町立保育園を民営化にするという重大な町の方針の転換なんですよ、これは、保育園に対して。だから、私はこのことは、保護者、それから町民、住民ですね、この方々に十分説明をして、じゃあ町としても、もう大体ほとんど、今、先ほども座談会の話がありました。そういうときには町長も出て、もう30数カ所やっておられると言われました。それぐらい私はこの保育園に対して、50数年もやってきた町立保育園を今、民営化するという問題は、非常に町政としての大変換ではないかというぐあい考えておりますので、今後このことについて、杉谷議員からも質問がありました。非常に町民等は不安に思ってることはもちろんのことです。これに対して説明をするべきだというような意見があったと思います。今後についてはどうされますでしょ

うか。お聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。説明会のときにもお話ししていましたが、今の話で進行状況をまた皆様方の方にお知らせするというをお約束しておりましたので、していきたいと考えております。

それから、先ほど申しましたように、今後、あと1年間ございますので、その間に実施についてのまたいろいろな御意見を聞いたり、そういうことは必要になってくると思いますので、その都度、対応していきたいと考えてるところでございます。

先ほど、年数の関係でちょっとはっきりわかりませんでしたでしたが、設立は確かに以前でございますけれども、建物についてちょっと私、思ったものですから、建物は一番古いのがすみれ保育園でございます、たしかこれが昭和52年のあたりだと思います。それから、一番新しいのがつくし保育園。これが平成元年ということでございます。ひまわりが58年だったと思いますし、さくらが56年だと思っておりますが、そのころに建てられた建物であるということでございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 確認なんです、今、いろんな問題について後で皆さん方に説明をするということは、町民にもすべて説明会をするというぐあいに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民の皆様方に対する説明ということでございますが、現在のところは、町民さんに対して説明会という改まった形でのことは考えておりません。これは、今、皆様方、議員の方が議会の方へ代表で出ておられまして、それから今、議会の方も中継されていくと。それから、その中で一つには、今の民営化というのが米子市とか鳥取市ですと、これは完全な民営化を今、予定してるとこなわけでございます。施設を町から離すということになりますので、条例の廃止とかいうことで保育の責任が町から離れていくということになっておりますので、こういうことだと、当然それは住民の方に資産の処分、それから全く大きく変わっていくわけでございますから、その辺のあたりの説明で当然住民の説明会は必要であろうと思います。ただ、現在はあくまで町の責任を持ってこの施設を運営していくんだと、責任を持っていくんだという中で、運営についてを委託、お願いすると、民間にお願いするというのを考えておりますので、そこまでのことは考えておりません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、ほとんど内容については変わらないので、町民に対しては説

明は考えていないという、それでいいですね、確認です。この問題で、ある町民の方から、やはり今は保護者ではないけども、よく言われます、保育園児の送り迎えとかそういうことをしているのは大体、私たちの年代で、おじいちゃん、おばあちゃんが保育園の送り迎えでどうなるんだというような声を非常に聞くもんですから、やはりそういう方から、直接保護者も心配しておられます。それから、おじいちゃん、おばあちゃん、それからあとこれから結婚でもして子供が生まれて保育園でも預けようとする方は、町立保育園と民営保育園があるけども、どう違うんだというようなことを聞かれますんで、今、興味持っておられる方は、どう違うんだいうて。いや、町の方がほとんど変わらないから一緒だよって言っておられますいうことを言ってますけれども、それ皆さん、どう思われますかって言ったら、やっぱり心配ですねと言われるんです。どう思われますかと、このことについて。やはり、なぜそういうこと言われるか、やはりそれは説明が足りないからじゃないかと思います、非常に。これは、市町村は申しませんけれども、ある市で、これは21年の4月につくった保育園の民営化のガイドラインというものなんですが、これはそんなに厚くないんですが、6ページほどございます。その中を見ますと、非常に詳しくこのガイドラインの目的、時期と対象保育園等々、それから選定要領とか、施設の譲渡制限とかいろんなことを、運営の条件、職員の待遇等々、細かく記載をして、これをガイドラインとして持って説明をしてるんですよ。私は、やはり先ほども言いましたように、設立から半世紀もたって、ここで方針転換をされるということになれば、これぐらいのものは町の方針としてガイドラインをつくって、町民等に説明してしかるべきではないかというぐあいには思っておりますが、そのようなものをつくるお考えはございませんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほど来、課長がいろいろ答弁しておりますけれども、私も基本的にそのように思っております。雑賀議員におかれては、ことしの3月定例議会において保育園問題で質問をなさいまして、そのときの答弁書もここに持ってしておりますけれども、正規職員による直営施設と、現在お勤めの非常勤職員などを雇い上げた民間法人による指定管理施設の2種類で運営したらどうかと、構想しているんだということも答弁をいたしております。それから、たびたび議会ごとにこの保育園問題については御質問をいただいておりますけれども、このガイドラインということかどうかわかりませんが、これは仲田議員が昨年9月に御質問なされたわけですが、その折に民営化で心配されることということをして10項目上げております。これは、また亀尾議員の質問にも答えておりますけれども、要は例えば求められる質を備えることだとか、あるいはコストの軽減分は保育のために使ってほしいというようなこと。あるいは、

人件費の極端な削減は質の低下につながることを念頭に置いてやらなければいけないというようなこと。それから、事業者の選定は適正にやってほしい。子供や保護者の負担を最小限にする努力を求めるというようなこと。それから、移行後の責任の所在も明確にしなければいけないと。保育園の公共性を維持することと。直営施設の役割を確認して、急激な変化の影響も検証できる長期的展望を明らかにしなければいけないと、こういうことをそれぞれ答弁をさせていただいておりますし、それから、これは仲田議員の最初の質問で、心配されることとして掲げさせていただきました。それから、亀尾議員にも同じことを話しまして、そういうことでどのように進めたいのかということやずっと検討してきたわけです。今、申し上げた10点、10点全部申し上げませんが、民営化で心配されることと、一般的に言われていることについて、一つ一つ検証してみますと、何とか今、私が提案しております、構想しております構想で、これがクリアできるのではないかと、このように考えているわけです。

それと、これがガイドラインというような意味合いになれば、これがガイドラインかなと思っております。

もう1点、何十年もなった施設が民営化になるのに説明会せんのかということですが、時間がまだありますから、今アンケートをとっております。アンケートの集計結果などももちろん公表しなければいけません。アンケートで全くほとんどの方が反対だということなら、これはもう一度構想を練り直さんといけんかもわかりません。あるいは、こういう部分が心配なさっておられるということなら、そこについての手当てを考えなければいけないと思います。

いずれにいたしましても、そういうアンケートをとったり、それからまた保護者の皆様方への説明会などを通じ、町報でいろいろな情報を公開しながら、SANチャンネルなどもありますから、努力をしていきたいというように思っております。

それと、一般的にいう民営化と違って、その施設をそのままぼんとよその町みたいに出すのと違まして、公設民営のやり方でやる民営化でありますし、今いる保育士さん、非常勤の保育士さんの身分を安定化しようという、そういう運営に関しての一つの手法だというぐあいに御理解いただきまして、町がやっぱり保育をやるということは変わりませんから、ここは特にきょうはたくさん保育園の問題について、議会でも御質問なさいました。それから、SANチャンネルでも何度もテロップで流れております。きっと関心のある方は、こういうやりとりを聞かれて、物すごく理解が深まったのではないかと、このように思うわけです。そういうことを通じて理解を深めていけばいいのではないかと、このように思っております。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、幾ら言ってもアンケートにもあるようにも民営化ありきというような格好でアンケートもとられておりますし、それと私が今、先ほどガイドラインといったら10点こういう問題があるんでお答えしたんだと、仲田議員の質問に答えたんだと、それが一応ガイドラインといえはガイドラインじゃないかなということですけども、それは前の仲田議員のときはもうかなり前の話でして、やはりそういう説明をするときには、文字に書いてきちんと説明しないと、例えば今言われた民営化といっても公設民営でよその民営化とは違うんだって言われても、よく勉強して中身をずっと検討すればわかるかもしれませんが、一遍聞いただけでわかれば非常に問題はないんですが、公設民営と民設民営どこが違うんだ、何が違うんだというようなことは、これは多分、私が思っているのは保育園での説明会での資料じゃないかと思います。ですから、やはりせっかく時間もあるし、そういうことアンケートもとったんで、みんなに説明をするんだということであれば、そんなにできるだけ詳しく書いて、要はいいか悪いかは別にして、町の説明責任を果たすためにも、こういうものをつくってきちんと説明するべきだと思います。

そこで、もう1点ちょっと町長にお聞きしたいと思います。11月の22日の全員協議会で、間違っと思ったら訂正してください。まず、今の非常勤職員については、伯耆の国で採用してもらって、1年間は伯耆の国から町立保育園の方に派遣もありきのようなことを言われましたが、そのようなことを言われたことはどうでしょう、確認したいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。いわゆる非常勤職員の早い人の任期が来年の3月で来るわけです。これが25名ございます。したがって、この方の処遇が急がれるわけでありまして。これは、伯耆の国で採用をし、そして1年間、研修というか派遣というか、そういう名目で町の方で今のような姿で使っていただくというようなことを想定してということをお願いしたと思います。そうしませんが、25名の方が1カ月なり2カ月なりあくわけですから、これ保育園の運営ができないということになって、それだけの方をまたほかから調達、できもしませんが、解任すれば今お世話になってる人たちが今度帰ってきてくれません。必要なくなります。したがって、この人たちをまずきちんと職を確保するということが大切ではないかというように思うわけでして、今の計画では伯耆の国で全員採用して、そして23年度、来年度ですね、いろいろ準備、訓練をして、そして24年の公設民営化に進んでいきたいという日程を述べたわけでありまして。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、今確認で伯耆の国に一たん採用して、伯耆の国か

ら町立保育園の方に派遣をするということは、伯耆の国が町立保育園に派遣をするということで、これは派遣業務に当たるのではないかと思います。これは可能かどうか。これが可能であるという解釈されるならば、どこの法律でそういうことが可能なのか、ここ私、今、労働者派遣法条文というのを持ってきておりますけれども、ちょっと余りようけあるんで、多分そういうことが答弁されるということは、前もってそういうことをできるということの判断の上でされたと思いますので、ここの何法でどこでそういうことが可能かということをお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。条文は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律。短縮に言っていますが、派遣法、派遣法と言ってるものでございますが、これの第2条になります。この第2条のところの第3項、労働者派遣事業というのがございまして、これは労働者派遣を業として行うことをいうということになっております。これにつきましては、現在の町の方が考えておりますやり方、これを労働基準局の方に照会いたしました。それで、こういう格好で今、考えてるんだけど、この場合に法人の伯耆の国は派遣業をすることに当たるのかという照会をいたしました。それには当たらないということをお願いしております。これは、亀尾議員さんの方の答弁でお答えいたしますが、そういうを見解いただいておりますので、問題はないと考えております。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、この伯耆の国がやるということは労働派遣法には入らないと、業務じゃないということ、ということですね。それはまた後で私も勉強してみたいというぐあいに思います。

それで、あとちょっと時間なくなりましたので急ぎます。今、非常に国の方でいろいろと保育制度が検討されております。町長にお聞きしたいんですが、民営化、政府の方は将来的には保育を全部民営化にするようなことを今、検討していると言われております。ということは、私の考え過ぎかもしれませんが、この2園の民営化が政府が進めようとしている保育制度の改革とは関係はあるのかなのか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。政府の保育改革というようなことを承知して今、これをやっているわけではありません。差し当たって、任期の切れる非常勤職員の処遇を何とかしようということで、こういうことを提案させていただいておるわけでございますので、よろしく願います。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） そういことですね、いろいろと保育園等で説明会をされて、私はやはり町はもっと保護者等に、保護者、町民に対して、先ほども十分広報等で説明をすると言っておられます。コスト論でいえば、コストは上がると言っておられますし、今やれば。だから、それに、財政危機の原因は公立保育園がつくったものではないというぐあいに私は考えております。公立保育園が今の町政をつくったものではないというぐあいに思っております。ニーズは、公立が多様なニーズに対応していない原因はどこにあるのかなど、問題が非常にたくさんあると思います。以上のようなことから、私は問題が非常に多いということで、この民営化問題については白紙に戻すことを求めて、民営化問題についての質問を終わります。

それから次、水稻の助成問題ですけれども、これは燃料費等の高騰によって、町も補助をされた経緯がございます。それから、9月のナシとカキの冷害については町も何らかの条例等に基づいてやるということでしたが、やはりここまで来れば、T P P問題も絡んで水稻農家の、町の基幹産業であります農業が壊滅的な状況を受けるということで、再度お聞きしますけれども、なぜ私はこの助成について求めるかということは、町長は伯耆共済の理事長でよく御存じなんです、水稻の共済の品質の低下についての補助はございません。自然災害についての助成はありますけれども、中には全国で数件あることはあるんだけど、これに対しての掛金が非常に高いんで、品質等についての。群馬県でしたかね、群馬県は特別に非常に低かったんで、規格米ができたんだと、3等にも入らないのが非常にできたんで、県としていろんな助成制度、今問題になっておりますいろんなところで農協、それから県、市町村がそれに対しての助成、例えば機械を買ったんで、例えば年送りができないんだから、その間でもいろんな助成をするとか、補助の助成、それから年を区切って助成をしていく。例えば、確かに今言われた価格補償で賄えればいいんですが、新聞を見ますと、農家の方はそれが入っても赤字になるんだと。今、町長はそれが入れれば大体とんとんじゃないかというようなことだったと思います。いいんじゃないかということだったと思いますが、それをもらっても、計算してそれから変動の価格の下落のそれをもらっても、計算してもまだ赤字になるんだとって、新聞には毎日のように今、この問題が報道されております。ですから、ぜひとも町がそういうことを考えていただいて、何らかの施策を考えていただきたいというぐあいに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。全国的には、この品質低下が極めて著しい県がございまして、先ほどおっしゃったように群馬県というように聞いておりますが、群馬と茨城、栃木あたりだったと思います。これは、国が特例措置を認めて、農業共済の方から共済金の支払いをできるように

しております。ただ、我が鳥取県の場合については、2等米になったというのが非常に大きいわけでありまして、これは規格外、群馬あたりは規格外になって、食用にならんだという状況ですから、これは特例措置もやむを得んだろうということを農林省の方から報告を受けているわけです。

それから、ことしは戸別所得補償制度が始まった年であります。10アール当たり1万5,000円の補償制度、それから価格が相対価格で低下した場合には、その価格差というものも補償していこうという国の制度でございまして、雑賀議員はよく御存じでありますので、私があえて申すまでもないわけですが、まずそういう国の制度の効果というものです、こういう米価が大幅に下落するような場合に、国の制度がどのような効果があるのか、そういうことをやっぱり見きわめませんと、町の制度が真っ先に来て支援をするというようなことには私はならないと思います。まず、国の制度、そして県の制度、そういう中でなお不足したときにどうするのかと、町の財政出動でもして支援をしなければいけんかどうかということは、やっぱり今ここで判断をすべきことではないというように思っております。

それから、農業共済の方は、JAの方から品質低下について共済で何とかならんのかという悲痛な叫びがあって、要請書もいただいております。共済金という形にはこれはなりませんけれども、何らかのこの損害防止というような形態で支援はできないかということは今、連合会から、組合から検討をさせておるところでございます。そういう農業共済団体やあるいはJAの関係者、それからもちろん国家の政策、そういうものの動きをもうちょっと見てからでも遅くないというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） JA全農、それからJA中央は、今度のそよかぜに入ると思いますが、10アール当たり2万5,000円でしたかね、2万5,000円を最高限度に、作付反別について3年間JAがやるということの文書は入るといふぐあいに聞いております。だから、JAもやります。それから、他の県でもそういう、どこというのは私は詳しく覚えておりませんが、いろいろな県で緊急助成をやるということが今、問題があるんで載っております。ですから、私がこの問題を町は、例えばなかったら県にでも上げていただいて、助成を、今言われた、町長は国、県を見たいんでということなんで、やはり逆に上げて、一番下の農民は困るんだと、だから県も考えてくれと、町も考えるからというようなことでお願いできたらというぐあいに思います。

それと、TPP問題については、よくこういう問題についてはいろいろな団体の方から陳情書を

上げて、議会で諮って陳情を上げるんですが、この場合は非常に町長の考え方にも先ほどあって、非常に問題だと、だったら反対せざるを得ないということなんで、逆に町長の方から提案でもしていただいて、みんなで議会で諮って上げたいんだというぐらいなことはできないものではないかということ、ぜひともそういう格好でもとって、町長の意気込みをみんなで諮っていききたいというぐあいに思いますが、最後に町長の御所見を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。町長は、先ほど答弁いたしましたように、全国町村長大会では反対決議、それから農漁事業の推進大会でも反対決議ということで、県選出の国会議員の先生方などを中心に決議の内容を持ち歩いて、きちんと反対の意思表示をさせていただいております。

それと、農林水産省に実は行きて、この問題をちょっと時間をとって議論してみました。本省の農林水産省の課長、管理官でございますけども、他の分野で利益が上がった部分、TPPによって他の分野で利益が上がるとします。その上がった利益を農業分野に持ってくれば、トータルとしていいのではないかというような簡単な、何ていうかな、ことを言っておられます。私は、あんた何考えちゃうなあかということで、相当厳しくそこでは議論したわけですけども、あんたのような考えで農政やらしてもらったら困るということでもあります。それは机上の、机の上の議論であって、現場ではきっと農業地帯は壊滅的な打撃を受けて、国栄えて山河なしみたいな状況になりますよということで、詳しく言っておきましたし、厳しくも言っておきました。

そういうことございまして、町の方は町の方でこのTPP問題は行いますので、議会の方はいろんな考えがあると思いますから、議会は議会で全協なり、あるいは議運なりいろいろ御相談なさって、本議会でも御決議いただいてまとまれば、非常に私としては執行部と議会と両方、南部町としては反対だという意思表示ができるわけですからいいなど、心強いなというように思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 雑賀議員、余り時間ありませんので、私の方から申し上げたいと思いますが、この問題については議員発議ないしそういった面で委員会の方で後日、検討していただきたいと思っておりますので、そのように申しおきたいと思っております。委員会ですのか議運ですのかは、皆さんで相談していただいて、いずれどちらかで協議をしていただくということにしたいと思っております。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 最後に少しだけ状況を説明しておきたいと思っております。農業平均の

経営面積で、日本の農業の平均戸別の約1.8ヘクタール、それから豪州は、オーストラリアです、ね、3,024ヘクタール、それからアメリカが198ヘクタールで、全然、もしTPP問題が可決ならば、もう競争するどころか問題にならないと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で3番、雑賀敏之君の質問を終わります。

---

○議長（足立 喜義君） これをもちまして本日の予定しておりました一般質問は終わります。

以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日14日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。御苦労さんでございました。

午後5時40分散会

---